

3.3 社会的文化的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

対象事業実施区域を含む市町における人口及び世帯数の推移は、表 3.3-1 に示すとおりである。全ての市町において、人口及び1世帯当たりの人員(世帯人員)はやや減少傾向、世帯数は増加傾向にある。

表 3.3-1 推計人口及び世帯数の推移

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
松山市	人口(人)	512,479	510,829	508,912	510,922	508,650	505,304	501,670	498,105
	世帯数(世帯)	233,649	235,026	236,411	241,345	242,520	243,491	244,220	244,869
	世帯人員(人/世帯)	2.19	2.17	2.15	2.12	2.10	2.08	2.05	2.03
松前町	人口(人)	30,029	30,035	29,790	29,641	29,449	29,383	29,431	29,214
	世帯数(世帯)	11,713	11,824	11,823	11,926	11,969	12,082	12,260	12,329
	世帯人員(人/世帯)	2.56	2.54	2.52	2.49	2.46	2.43	2.40	2.37
伊予市	人口(人)	35,963	35,785	35,458	35,065	34,709	34,407	34,120	33,775
	世帯数(世帯)	14,110	14,243	14,308	14,148	14,174	14,253	14,324	14,388
	世帯人員(人/世帯)	2.55	2.51	2.48	2.48	2.45	2.41	2.38	2.35
砥部町	人口(人)	20,972	20,826	20,578	20,443	20,223	20,239	20,102	19,915
	世帯数(世帯)	8,482	8,471	8,453	8,486	8,492	8,608	8,679	8,717
	世帯人員(人/世帯)	2.47	2.46	2.43	2.41	2.38	2.35	2.32	2.28

注1) 各年1月1日現在の推計人口(平成27年、令和2年の国勢調査における愛媛県人口、世帯数を基に、その後の住民基本台帳の出生、死亡、転入、転出の異動を増減して算出したもの)。

注2) 世帯人員は、人口を世帯数で割って算出した。

出典：「県推計人口バックナンバー」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

(2) 産業別就業人口

産業(3部門)別就業者の割合は、表 3.3-2 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む市町においては、第3次産業の就業者数が最も多く、次いで第2次産業が多い。

対象事業実施区域が存在する松山市は、愛媛県全体及び全国と就業者割合を比較すると、第1次産業及び第2次産業は低く、第3次産業は高くなっている。

表 3.3-2 産業(3部門)別就業者の割合

	就業者数(人)			就業者割合(%)		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
松山市	5,864	36,493	164,609	2.7	17.1	76.9
松前町	680	3,611	9,535	4.9	25.9	68.3
伊予市	2,080	4,374	10,578	11.9	25.0	60.4
砥部町	877	2,126	6,597	8.9	21.5	66.8
愛媛県	40,866	140,228	404,912	6.8	23.3	67.3
全国	1,962,762	13,259,479	40,679,332	3.4	23.0	70.6

注1) 「分類不能の産業」を除く。

注2) 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)

出典：「令和2年国勢調査」(令和7年10月閲覧、総務省統計局)

3.3.2 行政区画の状況

愛媛県の行政区画は、図 3.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域が存在する松山市は、愛媛県の中央に存在する松山平野に位置している。

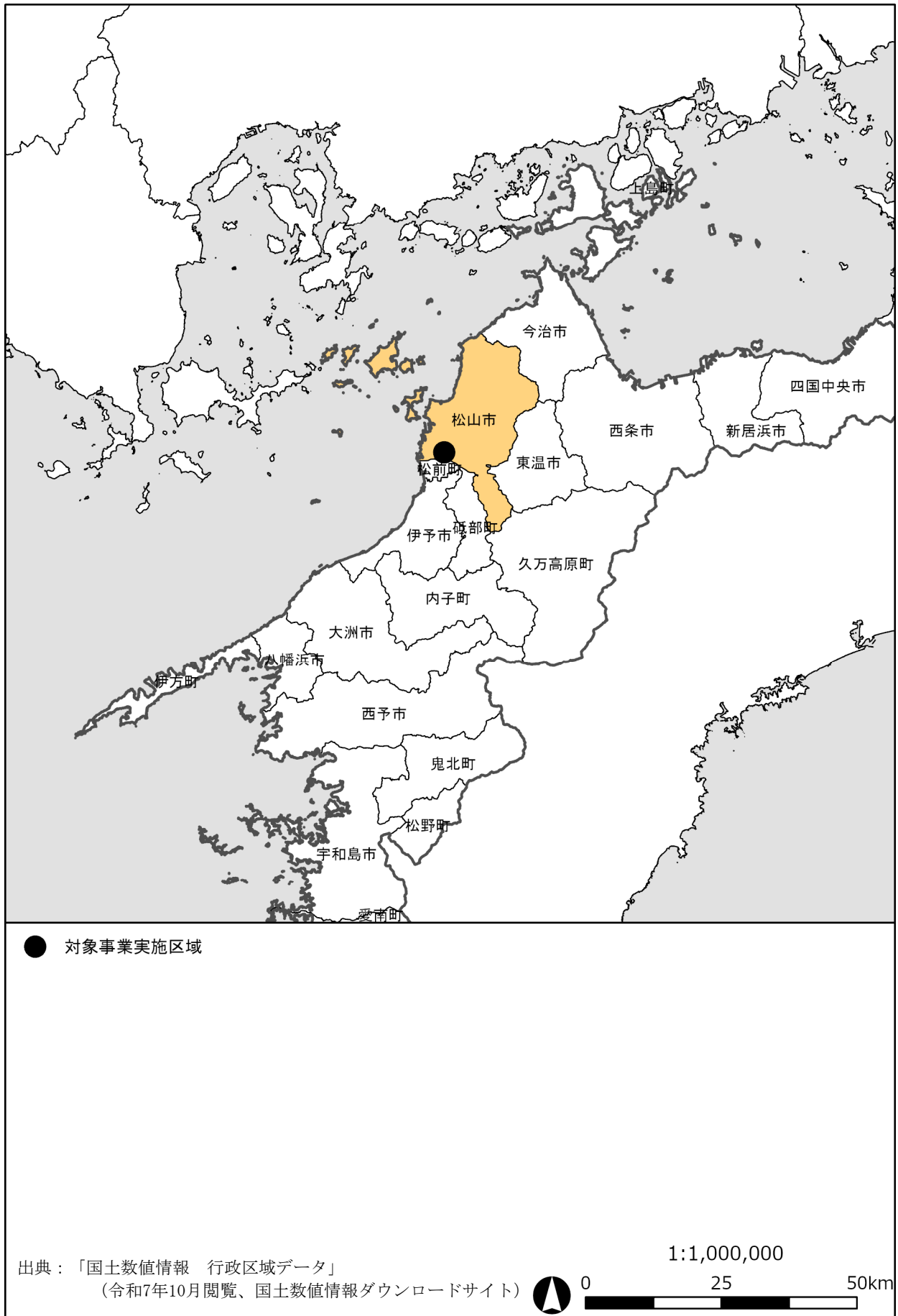


図 3.3-1 行政区画の状況

3.3.3 土地利用の状況

対象事業実施区域を含む市町における地目別土地面積は、表 3.3-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域が存在する松山市は、山林(33.4%)の割合が最も高く、次いで畑(16.3%)、宅地(16.2%)の順となっている。

表 3.3-3 地目別土地面積(令和5年)

		総数	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場原野	その他
松山市	面積(km ²)	359.70	33.91	58.76	58.41	1.43	120.31	1.39	85.48
	割合(%)	-	9.4	16.3	16.2	0.4	33.4	0.4	23.8
松前町	面積(km ²)	189.94	12.23	36.35	7.38	0.01	106.62	0.45	26.91
	割合(%)	-	6.4	19.1	3.9	0.0	56.1	0.2	14.2
伊予市	面積(km ²)	19.50	8.17	0.68	5.71	0.03	0.00	0.00	4.91
	割合(%)	-	41.9	3.5	29.3	0.2	0.0	0.0	25.2
砥部町	面積(km ²)	101.59	2.36	14.50	3.37	0.00	66.39	0.31	14.65
	割合(%)	-	2.3	14.3	3.3	0.0	65.4	0.3	14.4

注1) 「その他」は、塩田、鉱泉地、雑種地、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園である。

注2) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

出典：「愛媛県オープンデータカタログサイト(地目別土地面積)」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

3.3.4 河川、湖沼及び地下水の利用の状況

(1) 河川の利用状況

対象事業実施区域には重信川及び石手川が隣接している。「重信川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流用に関する資料」（令和7年10月閲覧、国土交通省ホームページ）によると、重信川については農業用水・水道用水・工業用水、石手川については農業用水・水道用水・発電用水として利用されている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況は、表 3.3-4 及び図 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-4 対象事業実施区域及びその周囲の漁業権の設定状況

免許番号	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の期間
内共第 11 号	重信川	第 1 種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から翌5月31日
			あおのり漁業	
内共第 12 号	重信川	第 5 種共同漁業	あゆ漁業	6月1日～12月31日
			こい漁業	1月1日～12月31日
			うなぎ漁業	
			あまご漁業	2月1日～9月30日
			もくずがに漁業	8月1日～翌5月31日

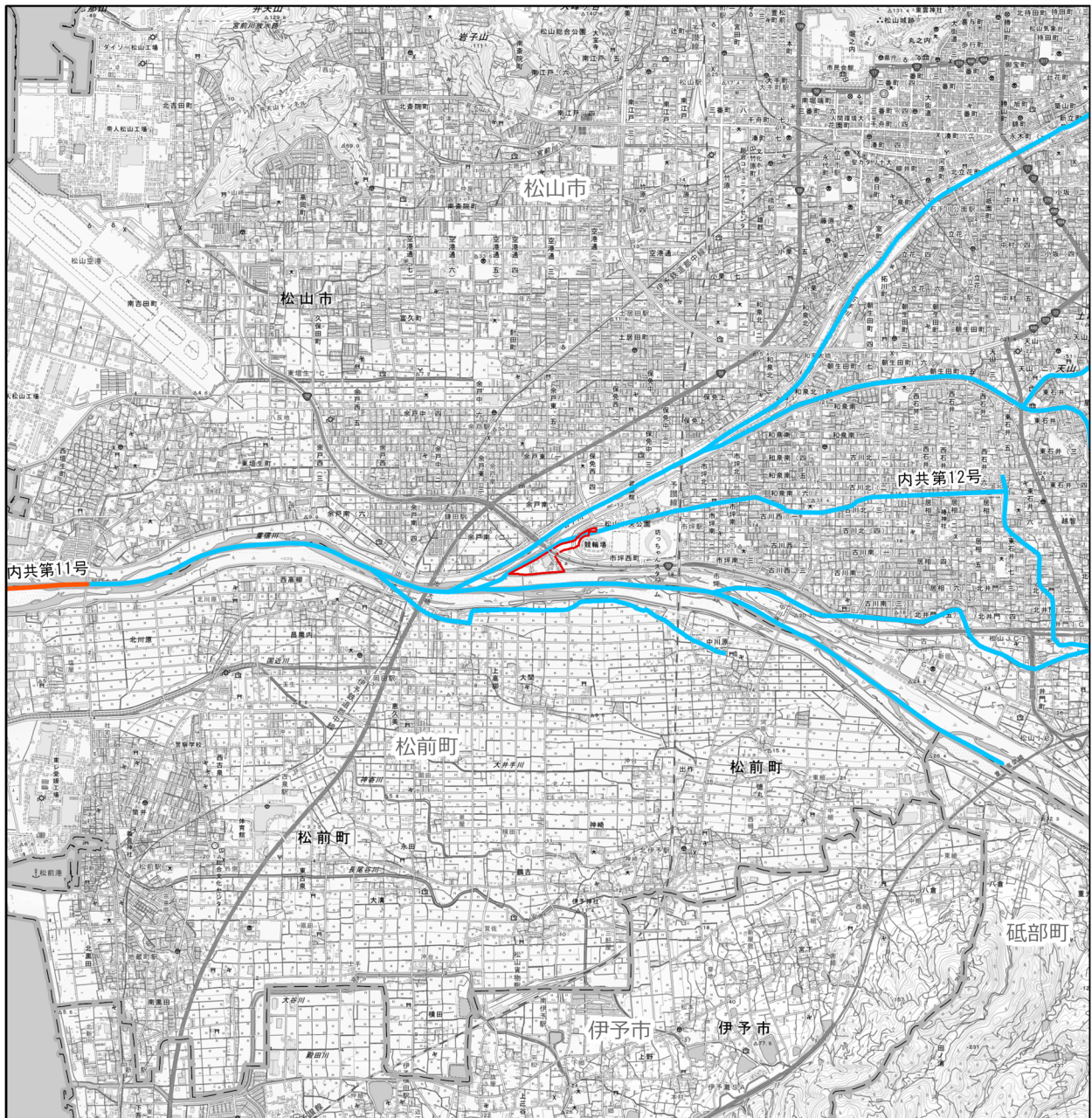
出典：「漁業権の免許の状況について」（令和7年10月閲覧、水産庁ホームページ）

(2) 湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には、主要な湖沼は存在しない。

(3) 地下水の利用状況

対象事業実施区域を含む松山市では、取水した地下水を高井神田浄水場、垣生浄水場、かきつばた浄水場等を集めて水道水として利用している。



□ 対象事業実施区域

— 内共第11号

— 内共第12号

出典：「漁業権の免許の状況について」（令和7年10月閲覧、水産庁ホームページ）

1:50,000

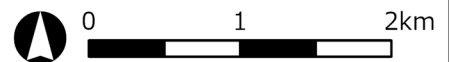


図 3.3-2 対象事業実施区域及びその周囲の漁業権の設定状況

3.3.5 交通の状況

(1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の交通量調査結果は表 3.3-5 に、各路線の位置は図 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-5(1) 主要な道路の交通量調査結果

区間 番号	区分	路線名	観測地点名	12 時間 自動車類 交通量(台)	24 時間 自動車類 交通量(台)	
80	高速自動車 国道	松山自動車道	川内～松山	12,105	15,496	
90			松山～伊予	7,301	8,913	
10170	一般国道	一般国道 11 号	松山市福音寺町 480-1	32,888	39,465	
10180			松山市中村 2 丁目 7-23	32,936	39,523	
10190			松山市勝山町 1 丁目 1-7	22,456	28,294	
10370		一般国道 33 号	松山市北井門 2 丁目 18-20	27,746	33,018	
10380			松山市天山 3 丁目 14-32	32,675	38,883	
10390		一般国道 33 号 (松山外環状道路)	松山市北井門 2 丁目 17-6	17,736	22,879	
10400			井門 IC～古川 IC	15,680	20,227	
10410			古川 IC～市坪 IC	11,502	14,953	
10420			市坪 IC～余戸南 IC	15,185	19,352	
10770		一般国道 56 号	伊予郡松前町大字筒井 921-1	22,497	28,121	
10780			伊予郡松前町昌農内 27-1	28,697	35,871	
10790			松山市余戸南 3 丁目 10-28	23,304	29,130	
10800			松山市保免西 3 丁目 12-15	29,694	36,513	
10810			松山市和泉北 1 丁目 6-6	24,080	29,618	
10820			松山市三番町 7 丁目 1-21	20,849	25,644	
10830			松山市南堀端町 1	13,250	16,298	
10850		一般国道 56 号 (松山外環状道路)	松山市余戸中 3 丁目 1-10	10,402	13,523	
11290		一般国道 317 号	-	8,961	11,112	
40400		主要地方道 (県道)	松山伊予線	松山市古川北 1 丁目 23 番 13	14,133	17,666
40410				松前町出作 513 番 3	9,517	11,801
40420	-			8,724	10,818	
40450	松山空港線		松山市北斎院町 342 番地	17,691	22,468	
40460			-	17,042	21,643	
40470			松山市空港通 4 丁目 6 番 7 号	13,801	17,389	
40480			-	36,048	49,025	
40500	松山港線		松山市大手町 2 丁目 9 番 10	7,730	9,585	
40590	伊予松山港線		松前町北川原 944 番 1	11,838	14,798	
40600			松山市南吉田町 507 番 1	6,998	8,748	
40610			-	14,321	18,044	
40620			松山市北吉田町 195 番 1	13,610	17,208	
40640			-	4,617	5,679	
40650			-	4,617	5,679	
40660	伊予川内線	伊予市上野字松本 1058 番	14,887	18,758		

表 3.3-5(2) 主要な道路の交通量調査結果

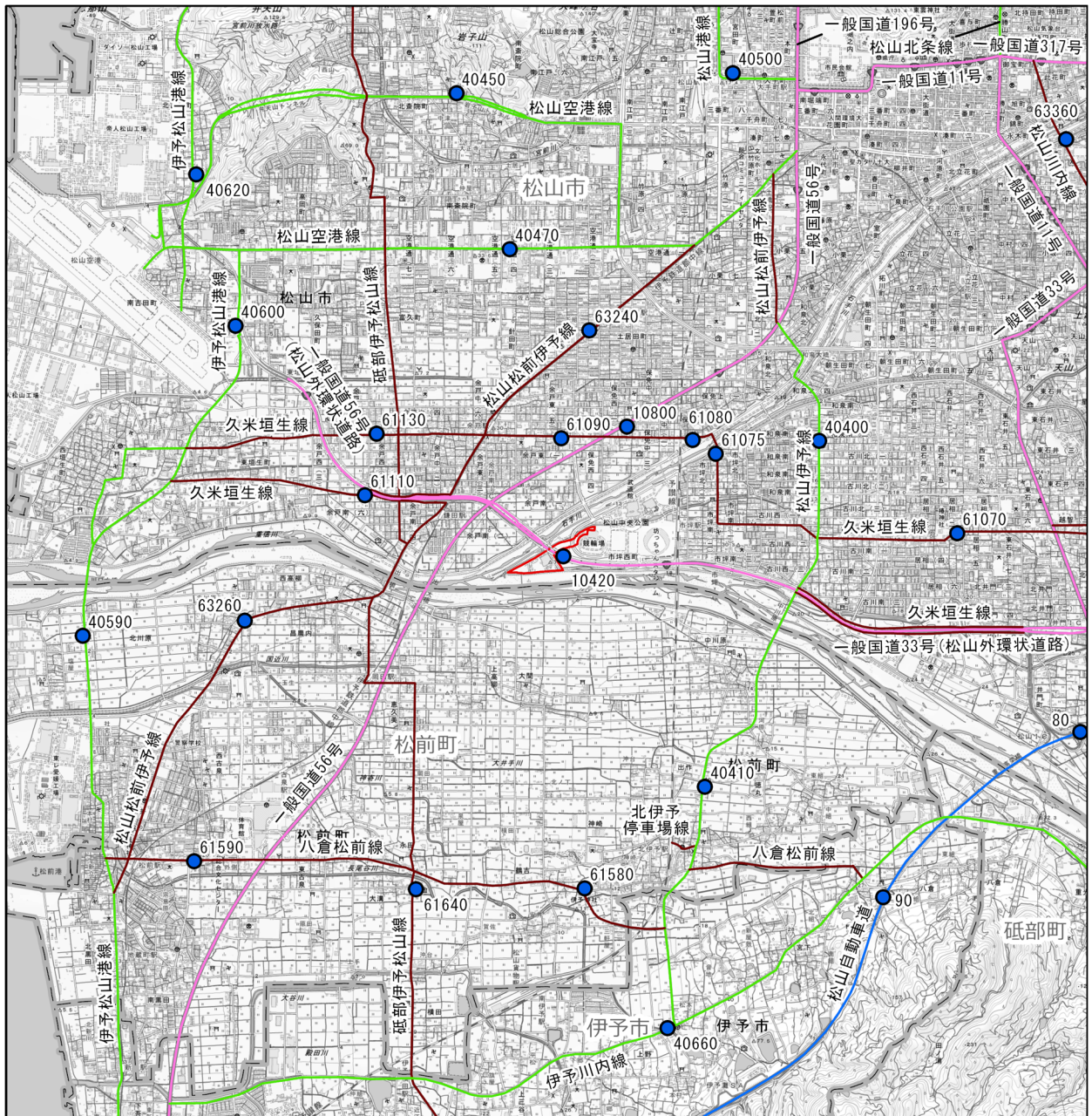
区間 番号	区分	路線名	観測地点名	12時間 自動車類 交通量(台)	24時間 自動車類 交通量(台)	
61070	一般県道	久米垣生線	松山市居相4丁目22番24	8,339	10,257	
61075			松山市市坪北2丁目19番24	5,088	6,258	
61080			松山市保免上2丁目1番18	4,629	5,694	
61090			松山市余戸東1丁目11番38	6,571	8,082	
61100			-	8,774	10,880	
61110			松山市余戸南6丁目11番47	7,265	9,009	
61120			-	419	545	
61130			松山市余戸西6丁目2番3	4,917	6,048	
61570			八倉松前線	-	5,814	7,151
61580				松前町鶴吉770番	7,538	9,347
61590		松前町筒井965番1		7,715	9,314	
61610		北伊予停車場線	-	1,392	1,698	
61640		砥部伊予松山線	松前町大溝118番1	1,633	2,041	
61650			-	8,485	10,521	
61660			-	9,787	12,136	
61670			-	8,485	10,521	
63230			松山松前伊予線	-	14,495	18,264
63240		松山市土居田町656番1		13,402	16,887	
63250		-		14,495	18,264	
63260		松前町北川原74番1		9,755	12,096	
63360	松山川内線	松山市日の出町7番8	9,105	11,498		

注1) 表中の区間番号は、図 3.3-3に対応している。

注2) 斜体は推計値を示している。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」

(令和7年10月閲覧、国土交通省ホームページ)



- 対象事業実施区域
- 交通量調査地点
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道

注) 図中の番号は、表 3.3-5 に対応している。なお、表 3.3-5 に示す地点のうち、推計値区間は示していない。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果WEBマップ(可視化ツール)」(令和7年10月閲覧、国土交通省ホームページ)

1:50,000

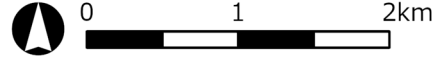


図 3.3-3 対象事業実施区域及びその周囲における道路網及び交通量調査地点位置図

(2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道路線の状況は、図 3.3-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、四国旅客鉄道（JR 四国）予讃線、伊予鉄道郡中線・横河原線・高浜線等が存在する。対象事業実施区域から最も近い駅は市坪駅であり、直線で約 640m 離れている。

(3) 空港

対象事業実施区域及びその周囲には松山空港が存在する。松山空港では、国際定期路線はソウル・釜山・上海・台北の 4 路線、国内定期路線は東京・伊丹等の 7 路線が運航されている。

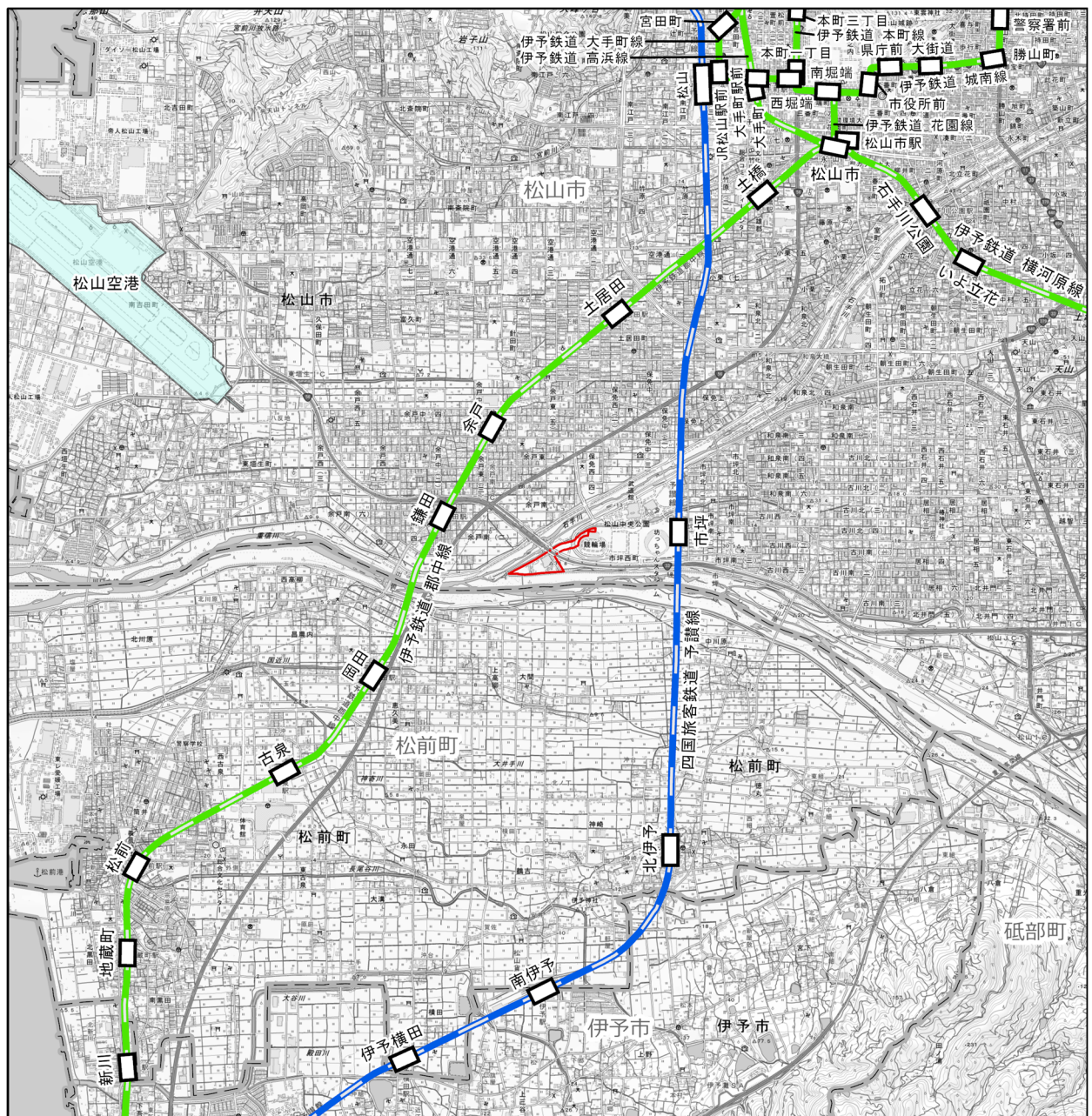
松山空港の利用状況は表 3.3-6 に、松山空港の位置は図 3.3-4 に示すとおりである。

表 3.3-6 松山空港の利用状況

年度	乗降客数(人)		
	総数	国内線	国際線
令和元年度	2,949,536	2,868,329	81,207
令和2年度	760,829	760,829	-
令和3年度	1,128,749	1,128,749	-
令和4年度	1,988,997	1,985,305	3,692
令和5年度	2,532,704	2,396,747	135,957

注)「-」は皆無又は該当数字がないことを示す。

出典：「松山市統計書(令和5年度版)」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)



対象事業実施区域

駅

伊予鉄道

四国旅客鉄道

松山空港

出典：「国土数値情報 鉄道データ」(令和7年10月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
 「国土数値情報 空港データ」(令和7年10月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)

1:50,000

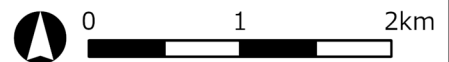


図 3.3-4 対象事業実施区域及びその周囲における鉄道路線及び空港

3.3.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等

対象事業実施区域及びその周囲における学校等(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校)の一覧は表 3.3-7 に、位置図は図 3.3-5 に示すとおりである。

表 3.3-7(1) 環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)

No.	市町名	分類	名称	住所
1	松山市	保育所	八雲保育園	此花町 1-8
2			松山保育園	中村 3-5-29
3			のぞみ保育園	土居田町 569
4			石井保育園	西石井 6-4-34
5			つばき保育園	古川北 2-18-30
6			余土保育園	余戸東 4-1-19
7			生石保育園	高岡町 860-1
8			味生保育園	北斎院町 759-1
9			垣生保育園	西垣生町 742-1
10			富久保育園	富久町 32-3
11			ひよこ保育園	南斎院町 686-2
12			松山中央乳児保育園	三番町 8-326-1
13			まちっこ保育園	千舟町 2-1-2
14			ひめっこ保育園	春日町 12-7
15			すまいる保育園	大街道 2-5-12
16			アユーラキッズルーム あむばむ	宮田町 4-1
17			かしの木園	朝美 1-11-14
18			三福 5star インターナショナル 保育園	中村 2-1-3
19			キッズパオあおぞら園	萱町 2-4-5 アメニエス萱町 1 階
20			天山保育園	天山 2-3-27
21			なのはな保育園	和泉南 6-4-33
22			小規模保育園 おひさま	居相 1-2-6 ドゥエル椿参道 1 階
23			和泉南保育園	和泉南 1-12-10
24			ついでる保育園	北井門 3-10-8
25			アユーラキッズルーム あむばむ空港通り	南斎院町 50-3
26			小規模保育園 みその	余戸中 3-10-35
27			小規模保育園 夢じゃき園 HABU	西垣生町 1241-2JA えひめ中央垣生支所内
28			まつやま大手町保育所	大手町 1-12-1
29			保育園フォーキッズミネルワ	東垣生町 903-1
30			認可外保育施設あいみー	千舟町 4-2-2
31			チャイルド園	千舟町 1-2-1 八東総合ビル 2 階
32			ひだまり保育園	北立花町 9-11 酒井ビル
33			総合スポーツ保育園 アゼリアキッズどいだ園	土居田町 848-7

表 3.3-7(2) 環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)

No.	市町名	分類	名称	住所	
34	松山市	保育所	マザークリス託児所	三番町 5-3-8 フレッシュリーブス 302 号	
35			HK インターナショナル	一番町 2-9-6	
36			dou-dou	松前町 2-4-3 シェレナ本町 1 階	
37			シンデレラ	三番町 1-11-35	
38			総合スポーツ保育園アゼリアキッズ	東石井 6-11-5	
39			AngelKids インターナショナル・プリスクール	東石井 3-2-11	
40			愛光プレスクール	東石井 6-6-6	
41			幼稚園	愛媛大学教育学部附属幼稚園	持田町 1 丁目 5-22
42		石井幼稚園		西石井 6 丁目 4-29	
43		日本基督教団松山番町教会附属親愛幼稚園		二番町 3 丁目 10-7	
44		ロザリオ幼稚園		室町 2 丁目 7-23	
45		持田幼稚園		持田町 3 丁目 2-8	
46		愛光幼稚舎		東石井 6 丁目 6 番 6 号	
47		木の実幼稚園		西垣生町 1690-1	
48		済美幼稚園		余戸西 6 丁目 12-45	
49		番町幼稚園		南斎院町 739-1	
50		桃山幼稚園		南吉田町 2772-2	
51		認定こども園		学校法人勝愛学園 幼保連携型認定こども園	土居田町 841
52				認定こども園さくら幼稚園	新立町 4-23
53			幼保連携型認定こども園 愛媛幼稚園	三番町 2-6-6	
54			幼保連携型認定こども園 法龍寺こども園	柳井町 3-8-14	
55			幼保連携型認定こども園 ゆめの森こども園	雄郡 1-9-35	
56			社会福祉法人立花会幼保連携型認定こども園立花こども園	立花 5-5-5	
57			幼保連携型認定こども園 未来夢こども園	北井門 5-2-2	
58			幼保連携型認定こども園 虹のそらこども園	朝生田町 6-2-24	
59			認定こども園小羊園	小坂 3-6-13	
60			認定こども園椿幼稚園	古川西 1-16-1	
61			松山認定こども園和泉和泉保育園	和泉北 1-20-18	
62			認定こども園 ジャックと豆の木園余戸園	余戸南 2-24-38	
63			認定こども園はなみずき保育園	古川西 1-16-1	
64			認定こども園松山隣保館保育園	味酒町 2-14-3	
65			認定こども園こどものくに保育園	南斎院町乙 41-3	
66			認定こども園ゆうゆう	朝生田町 6-2-27	
67			認定こども園アイドル園	雄郡 2-6-17	

表 3.3-7(3) 環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)

No.	市町名	分類	名称	住所
68	松山市	小学校	愛媛大学教育学部附属小学校	持田町 1-5-22
69			番町小学校	二番町 4-6-1
70			八坂小学校	湯渡町 4-20
71			新玉小学校	千舟町 8-89
72			雄郡小学校	土橋町 1
73			素鷲小学校	小坂 1-4-48
74			味生小学校	別府町 166-4
75			生石小学校	高岡町 630-3
76			垣生小学校	西垣生町 730-1
77			余土小学校	余戸東 1-14-17
78			石井小学校	東石井 6-8-52
79			たちばな小学校	針田町 209-1
80			椿小学校	和泉南 6-1-47
81			味生第二小学校	別府町 3-1
82			石井北小学校	和泉南 1-3-32
83			さくら小学校	余戸中 4-11-1
84			双葉小学校	土居田町 123-3
85		中学校	愛媛大学教育学部附属中学校	持田町 1-5-22
86			雄新中学校	土居田町 1
87			津田中学校	北斎院町 1106
88			垣生中学校	西垣生町 418
89			余土中学校	保免西 4-5-23
90			南中学校	東石井町 7-2-52
91			西中学校	高岡町 409
92			椿中学校	市坪南 1-1-20
93			城西中学校	竹原 3-19-35
94			松山東雲中学校	大街道 3-2-24
95			愛光中学校	衣山 5-1610-1
96		中等教育学校	済美平成中等教育学校	空港通 5-6-3
97		高等学校	松山東高等学校	持田町 2-2-12
98			松山南高等学校	末広町 11-1
99			松山中央高等学校	井門町 1220
100			松山工業高等学校	真砂町 1
101			松山商業高等学校	旭町 71
102			済美高等学校	湊町 7-9-1
103			聖カタリナ学園高等学校	藤原町 468
104			松山東雲高等学校	大街道 3-2-24
105			愛光高等学校	衣山 5-1610-1
106			未来高等学校	一番町 1-1-3
107			特別支援学校	愛媛大学教育学部附属特別支援学校
108		大学	聖カタリナ大学(松山市駅キャンパス)	永代町 10-1
109	人間環境大学(松山キャンパス)		花園町 3-6	

表 3.3-7(4) 環境保全についての配慮が必要な施設(学校等)

No.	市町名	分類	名称	住所
110	松山市	専修学校	愛媛調理製菓専門学校	勝山町 1-1-5
111			松山デザイナー専門学校	辻町 1-33
112			松山看護専門学校	柳井町 2-85
113			松山歯科衛生士専門学校	辻町 1-33
114			河原電子ビジネス専門学校	柳井町 3-3-31
115			河原医療福祉専門学校	柳井町 3-3-13
116			大原簿記公務員専門学校愛媛校	一番町 1-4-1
117			愛媛県美容専門学校	小栗 6-1-26
118			河原デザイン・アート専門学校	二番町 1-12
119			河原アイペットワールド専門学校	南堀端町 6-11
120			河原医療大学校	花園町 3-6
121			河原ビューティモード専門学校	一番町 1-1-1
122			河原外語観光・製菓専門学校	湊町 3-5-1
123			河原調理専門学校	一番町 1-1-3
124	各種学校	四国朝鮮初中級学校	南斎院町 50	
125	松前町	保育所	松前ひまわり保育所	北黒田 187-4
126			黒田保育所	北黒田 711-1
127			小富士保育所	大溝 118-4
128			白鶴保育所	上高柳 266-1
129			岡田保育園	西高柳 135-1
130			あおなみまさき園	大字浜 1085-1
131			認定こども園	まさき幼稚園
132		エンゼル幼稚園		西古泉 561-1
133		コモドまさき園		西古泉字寿 498-1
134		青葉幼稚園		徳丸 332-2
135		小学校	北伊予小学校	大字神崎 226
136			岡田小学校	大字西高柳 156
137			松前小学校	大字筒井 1175
138		中学校	北伊予中学校	大字神崎 415-1
139			岡田中学校	大字昌農内 443-1
140			松前中学校	大字浜 963
141		高等学校	伊予高等学校	大字北黒田 119-2
142	伊予市	保育所	うえの保育所	上野 580
143		幼稚園	伊予幼稚園	上野 811-2
144		小学校	伊予小学校	上野 2270
145		中学校	伊予中学校	上野 2326

注) 表中のNo. は図 3.3-5に対応している。

出典: 「公立学校連絡先」(令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ)

「愛媛県私立学校名簿」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

「認定こども園一覧」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

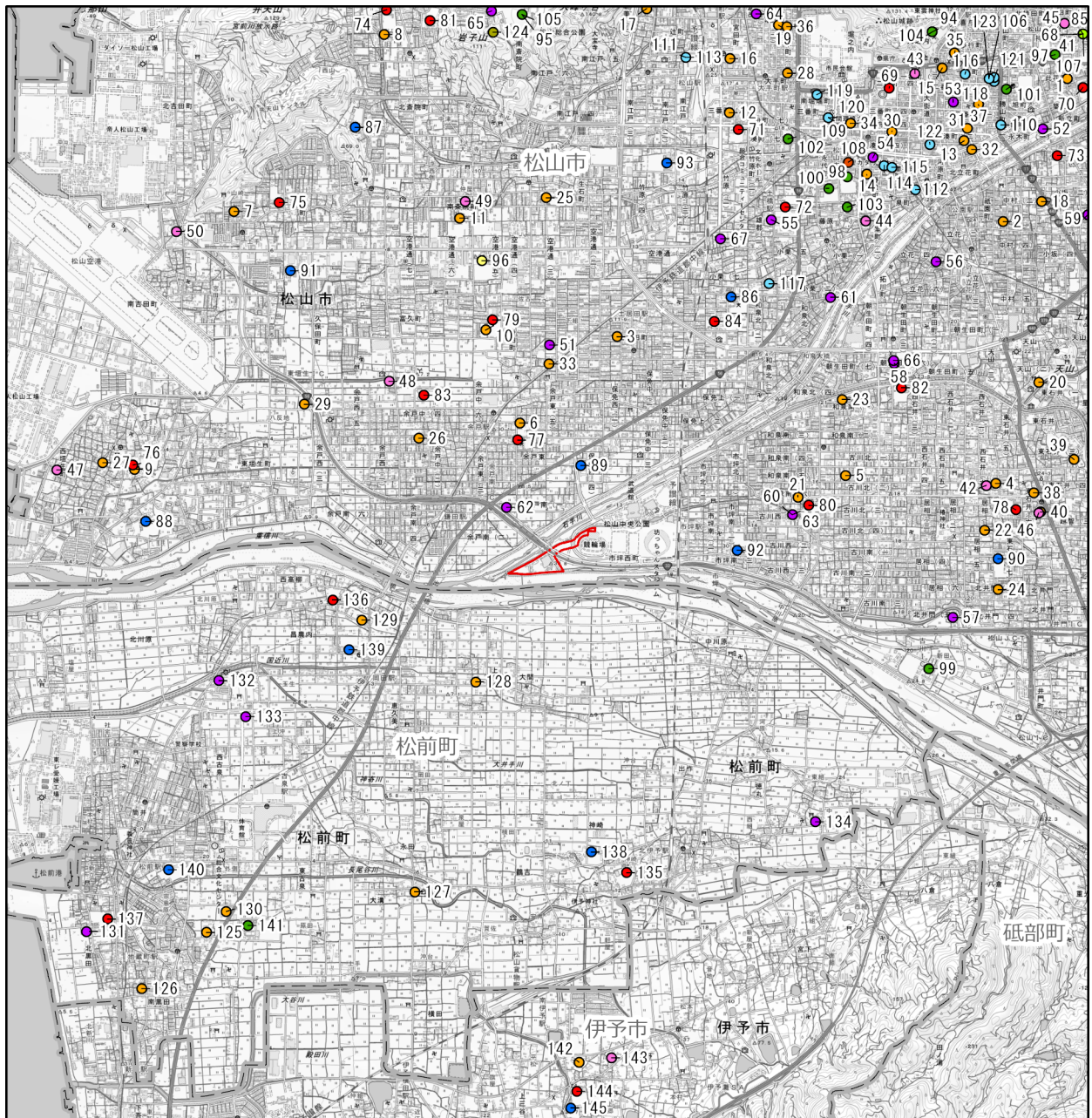
「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」(令和7年10月閲覧、文部科学省ホームページ)

「その他組織紹介」(令和7年10月閲覧、愛媛大学ホームページ)

「幼児教育・乳幼児保育の施設等」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「保育所・保育園・認定こども園」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)

「保育施設」(令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ)



対象事業実施区域

- | | | |
|----------|----------|--------|
| ● 保育所 | ● 中学校 | ● 大学 |
| ● 幼稚園 | ● 中等教育学校 | ● 専修学校 |
| ● 認定こども園 | ● 高等学校 | ● 各種学校 |
| ● 小学校 | ● 特別支援学校 | |

注) 図中の番号は、表 3.3-7 に対応している。

出典：「公立学校連絡先」（令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ）

「愛媛県私立学校名簿」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

「認定こども園一覧」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

「大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧」（令和7年10月閲覧、文部科学省ホームページ）

「その他組織紹介」（令和7年10月閲覧、愛媛大学ホームページ）

「幼児教育・乳幼児保育の施設等」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

「保育所・保育園・認定こども園」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）

「保育施設」（令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ）

1:50,000

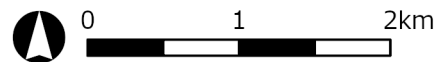


図 3.3-5 対象事業実施区域及びその周囲における学校等

(2) 医療施設、福祉施設、文化施設

対象事業実施区域及びその周囲における福祉施設等(医療施設、福祉施設及び文化施設)の一覧は表 3.3-8 に、位置図は図 3.3-6 に示すとおりである。

表 3.3-8(1) 環境保全についての配慮が必要な施設(医療施設)

No.	市町名	分類	名称	住所
1	松山市	医療施設	松山まどんな病院	喜与町 1-7-1
2			愛媛県立中央病院	春日町 83
3			医療法人結和会 松山西病院	富久町 360-1
4			医療法人順風会天山病院	天山 2-3-30
5			梶浦病院	三番町 4-4-5
6			松山笠置記念心臓血管病院	末広町 18-2
7			松山協和病院	立花 5-1-53
8			松山市民病院	大手町 2-6-5
9			貞本病院	竹原町 1-6-1
10			渡辺病院	空港通 7-13-3
11			土橋共立病院	土橋町 3-1
12			南松山病院	朝生田町 1-3-10
13			平成脳神経外科病院	北井門 2-7-28
14			野本記念病院	三番町 5-12-1
15			産科婦人科 ばらのいずみクリニック	和泉南 1-7-10
16			たんぼぼクリニック	別府町 444-1
17			つばきウイメンズクリニック	北土居 5-11-7
18			ほこいし医院	柳井町 1-14-8
19			よつば循環器科クリニック	南江戸 4-3-53
20			一色眼科	小坂 5-7-7
21			岡本眼科クリニック	大手町 2-7-17
22			河原医院	高岡町 630-3
23			丸石整形外科医院	東石井 3-7-1
24			佐藤循環器科内科	朝生田町 4-10
25			星の岡心臓・血管クリニック	東石井 1-5-5
26			石丸小児科	三番町 6-5-1
27			仙波内科	針田町 80
28			千舟町クリニック	千舟町 6-4-9
29			梅岡レディースクリニック	竹原町 1-3-5
30			あずま泌尿器科クリニック	竹原町 1-10-10
31			沖永内科医院	北斎院町 85-1
32			医療法人誠志会山本内科医院	河原町 5-10
33			いまいりウマチ・リハビリテーション	井門町 574-1

表 3.3-8(2) 環境保全についての配慮が必要な施設(福祉施設)

No.	市町名	分類	名称	住所	
34	松山市	福祉施設 特別養護 老人ホーム	白寿荘	天山 2-3-26	
35			幸富久荘	富久町 412-1	
36			和光苑	井門町 1099	
37			であい	余戸南 5-3-18	
38			さや	南斎院町 1158	
39			アテナ	保免中 3-3-23	
40			和光苑新館	井門町 1099	
41			ハピネス双葉	土居田町 90-1	
42			ハートガーデンつじまち	辻町 2-35	
43			和光苑ゆうぐん	雄郡 2-5-8	
44			ハピネスさや家	南斎院町 1385-1	
45			福祉施設 軽費 老人ホーム	幸富久荘	富久町 412-1
46				和光苑	井門町 1099
47				友	築山町 7-14
48		であい		余戸南 5-3-18	
49		さや		南斎院町 1158	
50		アテナ		保免中 3-3-23	
51		福祉施設 有料 老人ホーム	トータルケアサポート花みずき	泉町 23-6	
52			介護付有料老人ホームゆうゆう	余戸南 2-24-38	
53			オアシス小坂	小坂 5-16-10	
54			特定施設入居者生活介護事業所 アロハ居相	居相 3-14-20	
55			介護付有料老人ホームそがの里	小坂 2-4-25	
56			なでしこハウス・東石井	東石井 3-13-33	
57			有料老人ホームマドンナハウス西石井	西石井 1-1-27	
58			介護付有料老人ホーム グランドライフ幸樹	東垣生町 277-1	
59			有料老人ホーム朝生田の杜	朝生田町 3-8-2	
60			介護付き有料老人ホームあったか拓南	中村 3-1-2	
61			介護付有料老人ホーム笑歩会天山	天山 3-12-10	
62			ナーシングホーム朝生田	朝生田町 1-15-1	
63			有料老人ホームフォーライフミネルワ	東垣生町 903-1	
64			介護付有料老人ホームさや	南斎院町 1165	
65			住宅型有料老人ホームプリンスハウス	西石井 1-1-5	
66			住宅型有料老人ホームいしい	北井門 2-9-15	
67			介護付有料老人ホーム グランドライフであい	余戸南 5-3-18	
68	介護付有料老人ホームふくふく湊町		湊町 2-6-4		

表 3.3-8(3) 環境保全についての配慮が必要な施設(福祉施設等)

No.	市町名	分類	名称	住所		
69	松山市	福祉施設	有料 老人ホーム	介護付有料老人ホーム笑歩会あそだ	朝生田町 6-2-5	
70				有料老人ホームながきの杜	永木町 2-1-48	
71				ハニーホーム	西石井 1-1-25	
72				住宅型有料老人ホームダイヤ	中村 2-7-23	
73				有料老人ホーム藤原の里	藤原町 664-1	
74				ファミリーケア智温苑	西垣生町 1184-5	
75				ゆうゆう古川Ⅱ	古川南 3-23-19	
76				有料老人ホームひまわり	竹原町 628-1	
77				有料老人ホームフリージア	南斎院町 935-1	
78				ハニーホーム小栗	小栗 1-6-1	
79				有料老人ホームいちえい東垣生	東垣生町 638-1	
80				ナーシングホームふくのかみ	南吉田町 1788-1	
81				有料老人ホーム寿楽会生石	高岡町 830-1	
82				住宅型有料老人ホームあんき十人十色	西垣生町 1682-7	
83				ナーシングヴィラ檜	余戸西 3-9-33	
84				介護老人 保健施設	れんげ荘	東石井 1-11-30
85					ミネルワ	高岡町 302-2
86		垣生あいじゅ	東垣生町 277			
87		文化施設	図書館	愛媛県立図書館 ^注	堀之内	
88				松山市立中央図書館	湊町 7-5	
89	松前町	医療施設	松前病院	筒井 1592		
90			医療法人武智ひ尿器科・内科	恵久美 711		
91		福祉施設	特別養護 老人ホーム	鶴寿荘	大字鶴吉 635-1	
92				玉泉	北川原 33-1	
93				松前	大字西古泉 301-1	
94				こより	大字神崎 586-3	
95			養護老人ホーム	和楽園	大溝 96-1	
96			軽費	ひまわり苑	大字鶴吉 635-1	
97			老人ホーム	玉泉	大字北川原 33-1	
98			有料 老人ホーム	介護付有料老人ホーム 笑歩会 松前	筒井 317-2	
99				ホームホスピスあしたも	大字徳丸 416-1	
100				有料老人ホームみかん・松前	大字恵久美 804-1	
101		介護老人 保健施設	菜の花	大字神崎 578-1		
102		文化施設	図書館	松前町ふるさとライブラリー	筒井 631	

注) 愛媛県立図書館は令和7年10月現在、改修工事のため、調査区域外に一時的に移転している。図表に記載の住所は移転前の住所を使用した。

表 3.3-8(4) 環境保全についての配慮が必要な施設(福祉施設等)

No.	市町名	分類	名称	住所	
103	伊予市	医療施設	伊予病院	八倉 906-5	
104			増田泌尿器科	上野 1616	
105		福祉施設	特別養護 老人ホーム	伊予あいじゅ	下吾川字北西原 1781-1
106			軽費 老人ホーム	伊予あいじゅ	下吾川字北西原 1781-1
107			有料 老人ホーム	グランドライフあいじゅ新川	下吾川字北西原 1781-1
108				サービス付き高齢者向け住宅 あいらんど上野	上野 1267
109			介護老人 保健施設	伊予ヶ丘	八倉 917-1
110		砥部町	介護医療院	介護医療院八倉	重光 275-1

注) 表中のNo. は、図 3.3-6に対応している。

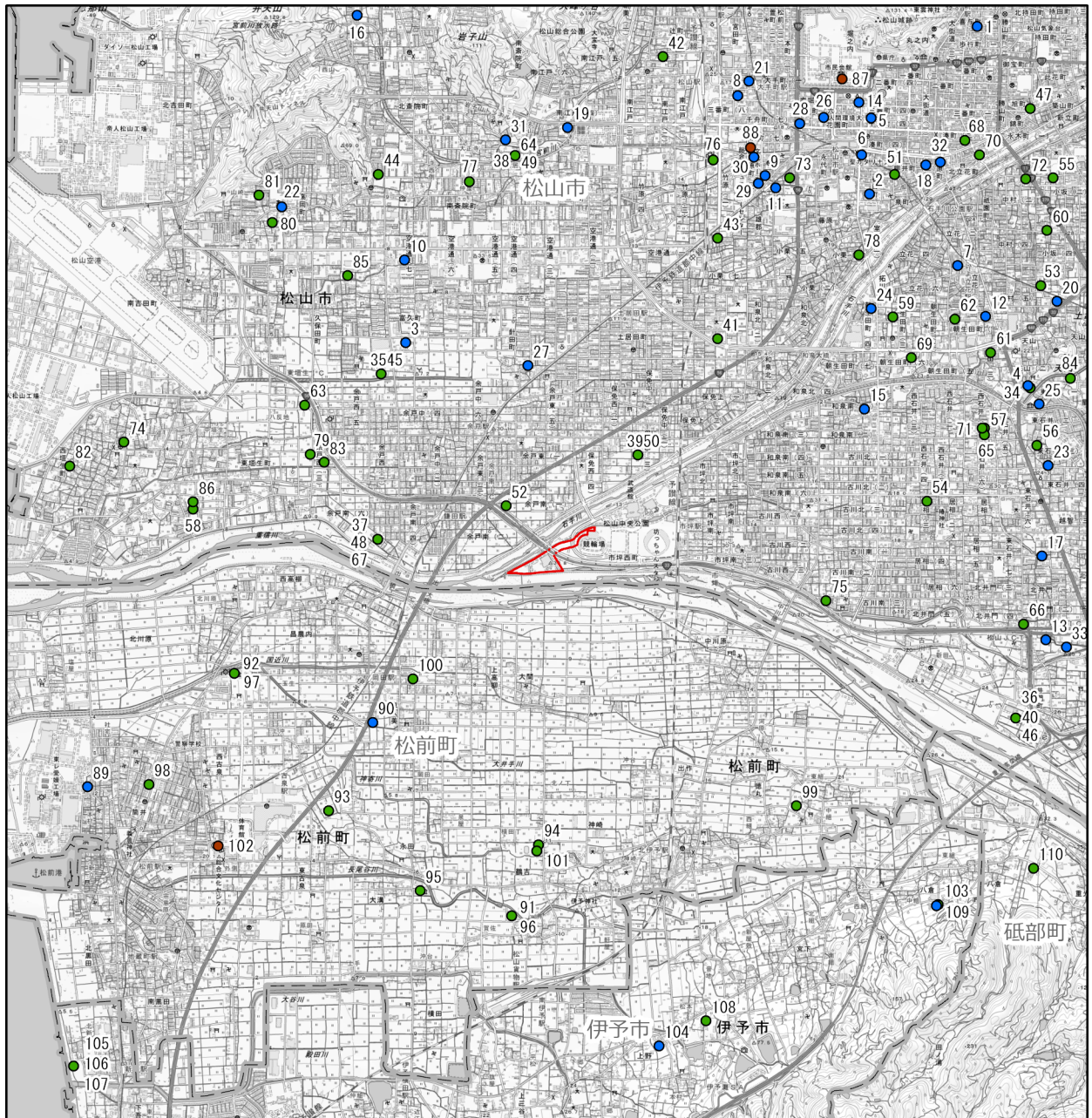
出典：「松山圏域における医療機能ごとの病床の状況(2025年7月1日時点)」

(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

「高齢者のための施設」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

「有料老人ホーム」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「愛媛県公共図書館一覧」(令和7年10月閲覧、愛媛県立図書館ホームページ)



対象事業実施区域

- 医療施設
- 福祉施設
- 文化施設

注) 図中の番号は、表 3.3-8 に対応している。

出典：「松山圏域における医療機能ごとの病床の状況(2025年7月1日時点)」
 (令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)
 「高齢者のための施設」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)
 「有料老人ホーム」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)
 「愛媛県公共図書館一覧」(令和7年10月閲覧、愛媛県立図書館ホームページ)

1:50,000

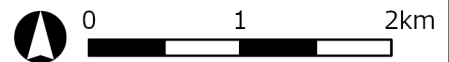
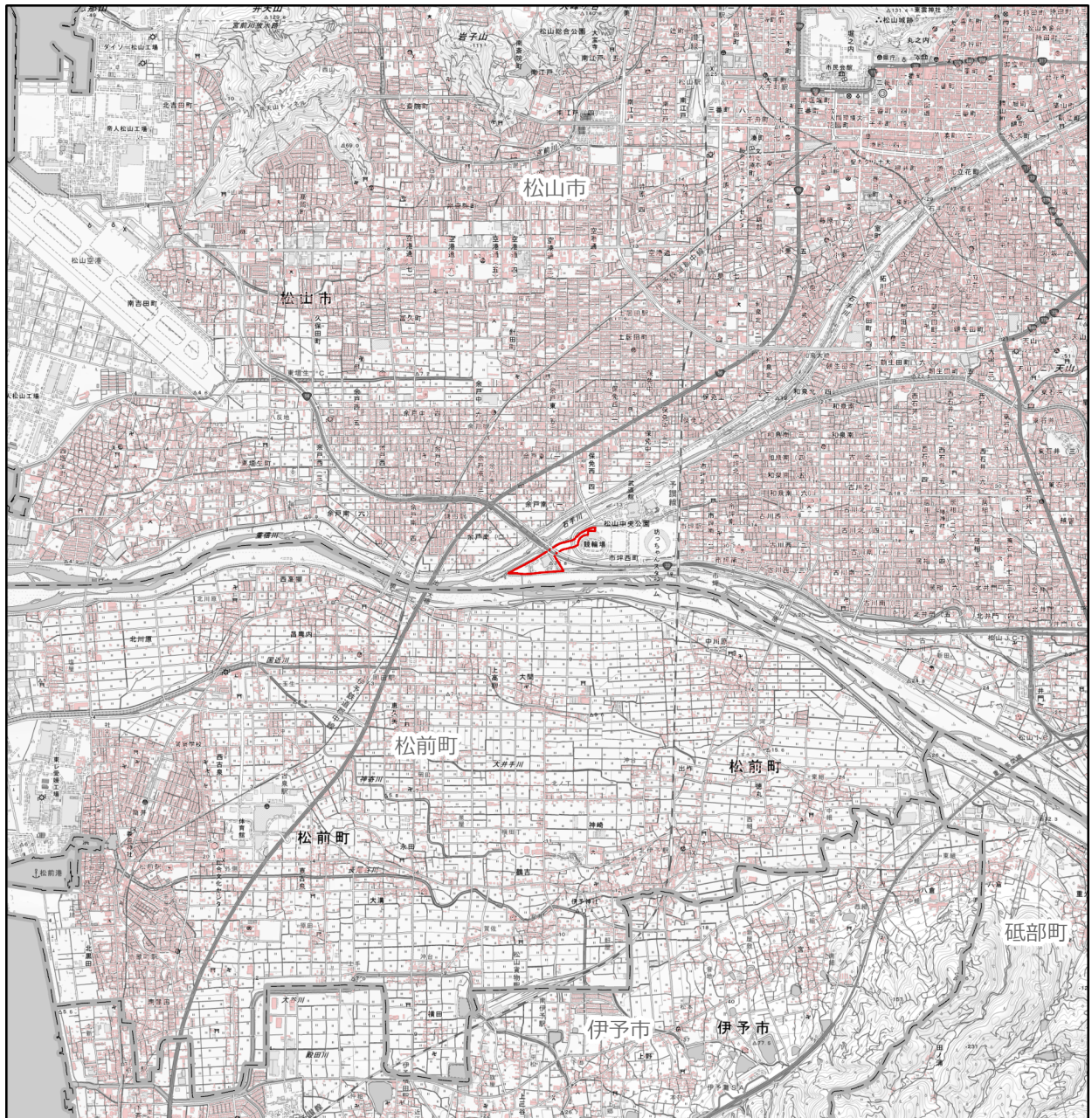


図 3.3-6 対象事業実施区域及びその周辺における福祉施設等

(3) 住宅配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の状況は、図 3.3-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い住居は、松山市余戸南地区に位置する。



対象事業実施区域

住宅等

注) 住宅等とは建築物（住宅以外含む）の外周線を囲んだ範囲を示す。

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス」（令和7年10月閲覧、国土地理院ホームページ）

1:50,000

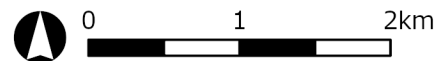


図 3.3-7 対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置

3.3.7 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画

(1) 上水道の状況

対象事業実施区域を含む市町における上水道の普及状況は、表 3.3-9 に示すとおりである。

表 3.3-9 対象事業実施区域周辺における上水道の普及状況(令和4年度末)

市町名	行政区域内人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
松山市	502,052	528,155	493,579	98.3
松前町	30,346	35,507	30,200	99.5
伊予市	35,709	37,228	33,421	93.6
砥部町	20,468	20,670	19,447	95.0

出典：「えひめの水道」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

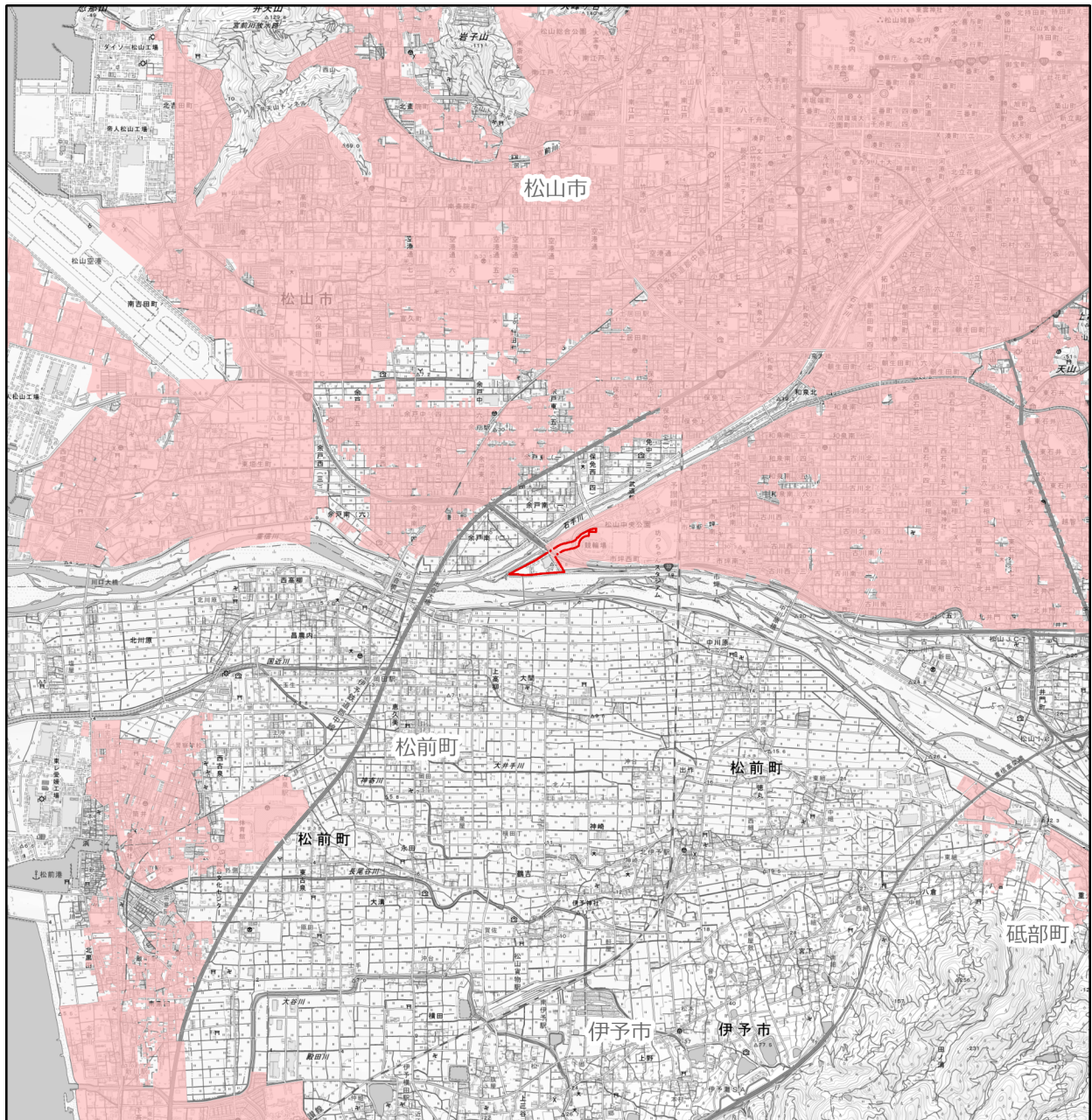
(2) 下水道の状況

対象事業実施区域を含む市町における公共下水道の整備状況は、表 3.3-10 及び図 3.3-8 に示すとおりである。

表 3.3-10 公共下水道整備状況(令和6年度末)

市町名	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	処理区面積(ha)	下水道処理人口普及率(%)
松山市	494,362	359,638	6346.3	72.7
松前町	30,083	11,219	226.7	37.3
伊予市	34,992	18,727	488.8	53.5
砥部町	20,085	7,529	200.3	37.5

出典：「えひめの下水道」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)



- 対象事業実施区域
- 下水道整備済区域

出典：「公共下水道『整備予定MAP』の公開」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）
「公共下水道の供用開始区域について」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）
「下水道計画一般図」（令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ）
「砥部町公共下水道処理区域図」（令和7年10月閲覧、砥部町ホームページ）

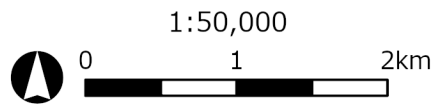


図 3.3-8 対象事業実施区域及びその周囲における公共下水道整備状況

(3) 廃棄物処理施設

1) 廃棄物処理施設の分布状況

松山市、松前町、伊予市、砥部町、東温市及び久万高原町における一般廃棄物処理施設一覧は表 3.3-11 に、産業廃棄物処理業者一覧は表 3.3-12 に、位置図は図 3.3-9 に示すとおりである。

表 3.3-11 一般廃棄物処理施設一覧(令和6年4月1日現在)

No.	市町名	事業主体名	分類	施設の名称	所在地
1	松山市	松山市	ごみ焼却施設	西クリーンセンター	大可賀 3-525-6
2				南クリーンセンター	市坪西町 1000-1
3			最終処分場	横谷埋立センター	食場町乙 6-1
4				大西谷埋立センター	大西谷乙 12-9
5			廃棄物再生利用施設	中島リサイクルセンター	中島大浦 22
6	松山衛生事務組合	し尿処理施設	松山衛生 eco センター	北吉田町 77-31	
7	伊予市松前町 共立衛生組合		塩美園	大字筒井 1795-10	
8	砥部町	砥部町	最終処分場	千里埋立処分場	川登 3558-1

注) 表中のNo. は図 3.3-9に対応している。

出典：「令和6年版 愛媛県環境白書」(令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局)

表 3.3-12(1) 産業廃棄物処理業者一覧

No.	市町名	分類	許可業者名	事業所所在地
9	松山市	産業廃棄物 処分業者	(株)アイリック	南吉田町 2038-1
10			(株)池総	玉谷町乙 191-1
11			(株)イマジン	樽味 4-8-7
12			(有)イマイ鉄店	空港通 4-8-42
13			(株)伊予ブルドーザー建設	北吉田町 77-73
14			(株)エヌ・ピー・シー	西垣生町 2889
15			(株)愛媛カッター工業	南土居町 16-1 外
16			愛媛県環境開発センター(株)	上伊台町乙 2-1 外
17			愛媛故繊維再生(株)	日の出町 10-52
18			(株)愛媛ダスト	南吉田町 2384-1
19			愛媛丸一金属(株)	小坂 1-3-23
20			(有)遠藤商事	南吉田町 2570-1
21			(株)大石企画	上伊台町乙 88-2
22			大西商店(株)	南吉田町 2356-1 外
23			(株)片建	上伊台町乙 394-1
24			(株)カネシロ	空港通 5-7-2 外
25			金城産業(株)	北吉田町 77-91 外
26			(株)金城滋商事	南吉田町 2222 外
27			旭東商事(株)	平田町 11-1
28			(株)協立建材	下伊台町 191-1 外
29			故紙リサイクルセンター(株)	鷹子町 690-2
30			近藤悟	日の出町 6-4
31			三共産業(株)	和気町 1-648-1
32			資源リサイクル工業(株)	東野 1-10-7 外
33			城東開発(株)	湯山柳甲 401
34			(株)白井鋼業	枝松 4-5-37
35			(有)白石商店	住吉 2-11-1
36			島田工業(株)	太山寺町乙 251-8 外
37			新産開発(株)	下難波甲 32-2
38			瀬戸内カッター工業(株)	森松町 1088-1
39			(株)ダイキアクシス・ サステイナブル・パワー	北吉田町 77-74
40			大光物産(株)	東大栗町乙 463-1
41			(有)東新工業	久谷町乙 1064-6 外
42			(株)ドゥークリエイト	東大栗町甲 886-2
43			(株)トラッシュソリューションズ	南吉田町 2510-1
44			(株)長崎商事	大西谷乙 156 外
45			(株)成王建設	福角町甲 909-2 外
46			南海産業(株)	福角町甲 1080-1
47			(株)西川工業	上伊台町乙 168-1
48			西川勇治	上伊台町乙 125-2
49			西原資源(株)	南吉田町 2192-1
50			萩野鉄店(有)	余戸西 3-13-19

表 3.3-12(2) 産業廃棄物処理業者一覧

No.	市町名	分類	許可業者名	事業所所在地	
51	松山市	産業廃棄物 処分業者	(株)パブリック	南吉田町 2369-1	
52			日浦環境リサイクル(株)	藤野町甲 470	
53			(株)藤原商店	東垣生町 600-2	
54			北条土砂(有)	菅沢町乙 390-1	
55			(株)松山環境サービス	東方町乙 15-1	
56			(有)松山クリーンセンター	南吉田町 2380-1	
57			(株)松山パーク	西垣生町 2892	
58			松山容器(株)	南吉田町 2145-1	
59			(株)三浦組	東大栗町乙 475-1	
60			(株)都クリーン	南吉田町 2640-1	
61			(株)ロイヤルアイゼン	東長戸 2-5-22	
62			(有)ワタナベクリーン	森松町 115	
63			八束商事有限会社	久谷町乙 318-16 他	
64			松前町	(有)あぐり	大字北川原字岩ノ本 115-1
65				(株)エコシテイ	大字北川原 1139-1
66				(株)トータス・グリーン	大字北川原字岩ノ本 79-1
67				(株)西村商事	大字大溝字飼葉ノ木 46-1
68				松前公益商会(有)	大字北川原 1083
69			伊予市	(有)伊予開発	森字ココ谷乙 129-2 外
70				(株)伊予ブルドーザー建設	双海町上灘字向ヒ戊 360 外
71				(株)ヒロコウ	三秋離山丙 6-408
72				(有)Rival KAMI	森字下新田甲 723
73			砥部町	(有)佐々木産業	千足 479 外
74				(株)西川工業	岩谷 655
75			東温市	(株)相原組	山之内字西河原樋乙 1284-7 外
76				A B C 開発(株)	山之内字古屋甲 1388-1 外
77				愛媛故繊維再生(株)	下林字タテワリ丙 184-5
78				オオノ開発(株)	河之内字大小屋乙 628-1 外
79				(株)片岡マテリアル	下林字タテワリ丙 173-56 外
80				協和アスコン(株)	下林字通り谷丙 496-1 外
81				(有)ジー・シー・オー	山之内字コブ谷甲 389-1 外
82				四国アルミ(株)	田窪字水木 1939-1
83				(株)富久	則之内字三島井手乙 1191-1
84	(有)トヨシマ瓦店	山之内字黒瀧川原甲 1737-1 外			
85	ふたば(株)	河之内乙 844-4			
86	(株)ブリヂストン 松山タイヤセンター	上村字堂ノ畦乙 311-8 外			
87	久万高 原町	愛媛中予砕石(株)		菅生 2-耕地 2218-4 外	
88		(株)高原アオアクア		東明神乙 767-64	
89		(有)大宝砕石工業	東明神乙 782-7 外		

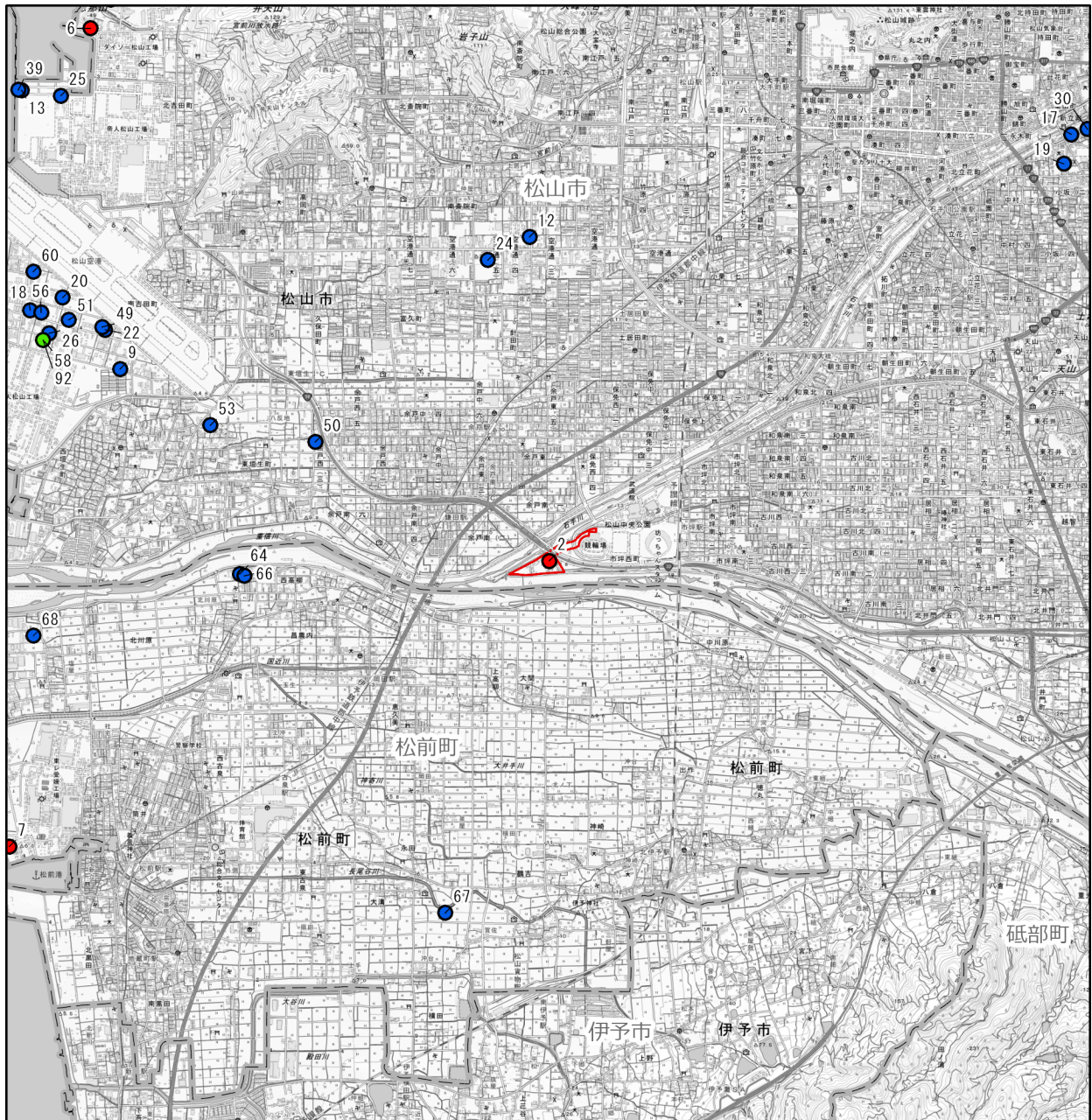
表 3.3-12(3) 産業廃棄物処理業者一覧

No.	市町名	分類	許可業者名	事業所所在地
90	松山市	特別管理 産業廃棄物 処分業者	島田工業(株)	太山寺町乙 251-8 外
91			(株)松山パーク	西垣生町 2892
92			松山容器(株)	南吉田町 2145-1
93	伊予市		(有)伊予開発	森字ココ谷乙 129-2 外
94	東温市		オオノ開発(株)	河之内字大小屋乙 628-1 外

注)表中のNo. は、図 3.3-9に対応している。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿(令和7年10月1日現在)」(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

「松山市の産業廃棄物処理業許可業者について」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)



対象事業実施区域

- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処理業者
- 産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処分業者

注1) 表 3.3-11 及び表 3.3-12 に示す廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者のうち、図枠に入るもののみを示している。
 注2) 図中の番号は、表 3.3-11 及び表 3.3-12 に対応している。

出典：「令和6年版 愛媛県環境白書」（令和7年3月、愛媛県県民環境部環境局）

「産業廃棄物処理業者名簿(令和7年10月1日現在)」

(令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ)

「松山市の産業廃棄物処理業許可業者について」

(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

1:50,000

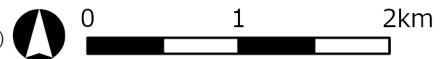


図 3.3-9 対象事業実施区域及びその周囲における廃棄物処理施設

2) 一般廃棄物の処理状況

松山市、松前町、伊予市、砥部町、東温市及び久万高原町における一般廃棄物の処理状況は、表 3.3-13 に示すとおりである。

表 3.3-13(1) 一般廃棄物の処理状況(ごみ処理状況：令和5年度)

単位：t

市町	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	直接最終処分量	直接資源化量	合計
松山市	107,423	25,105	1,675	0	134,203
松前町	6,205	2,518	0	0	8,723
伊予市	6,805	1,864	0	0	8,669
砥部町	3,544	1,638	39	0	5,221
東温市	5,023	1,983	0	0	7,006
久万高原町	1,634	620	78	0	2,332

注) 直接焼却量：収集されたごみが直接焼却施設へ搬入された量

焼却以外の中間処理量：中間処理施設（粗大ごみ処理施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設、その他の資源化等を行う施設、その他の施設）に直接搬入された量

直接最終処分量：中間処理施設を経ずに、最終処分場に直接搬入された量

直接資源化量：中間処理施設を経ずに、再生業者等に直接搬入された量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」（令和7年10月閲覧、環境省ホームページ）

表 3.3-13(2) 一般廃棄物処理状況(し尿処理状況：令和5年度)

単位：kL

市町	し尿	浄化槽汚泥	自家処理量	合計
松山市	8,519	94,691	77	103,287
松前町	1,843	9,635	0	11,478
伊予市	2,127	9,698	13	11,838
砥部町	730	8,556	3	9,289
東温市	1,410	6,747	28	8,185
久万高原町	1,858	2,198	0	4,056

注) し尿：し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元、その他で処理された量

浄化槽汚泥：し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元、その他で処理された量

自家処理量：し尿、浄化槽汚泥で処理された量

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」（令和7年10月閲覧、環境省ホームページ）

3.3.8 都市計画法に基づく地域地区の状況

(1) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

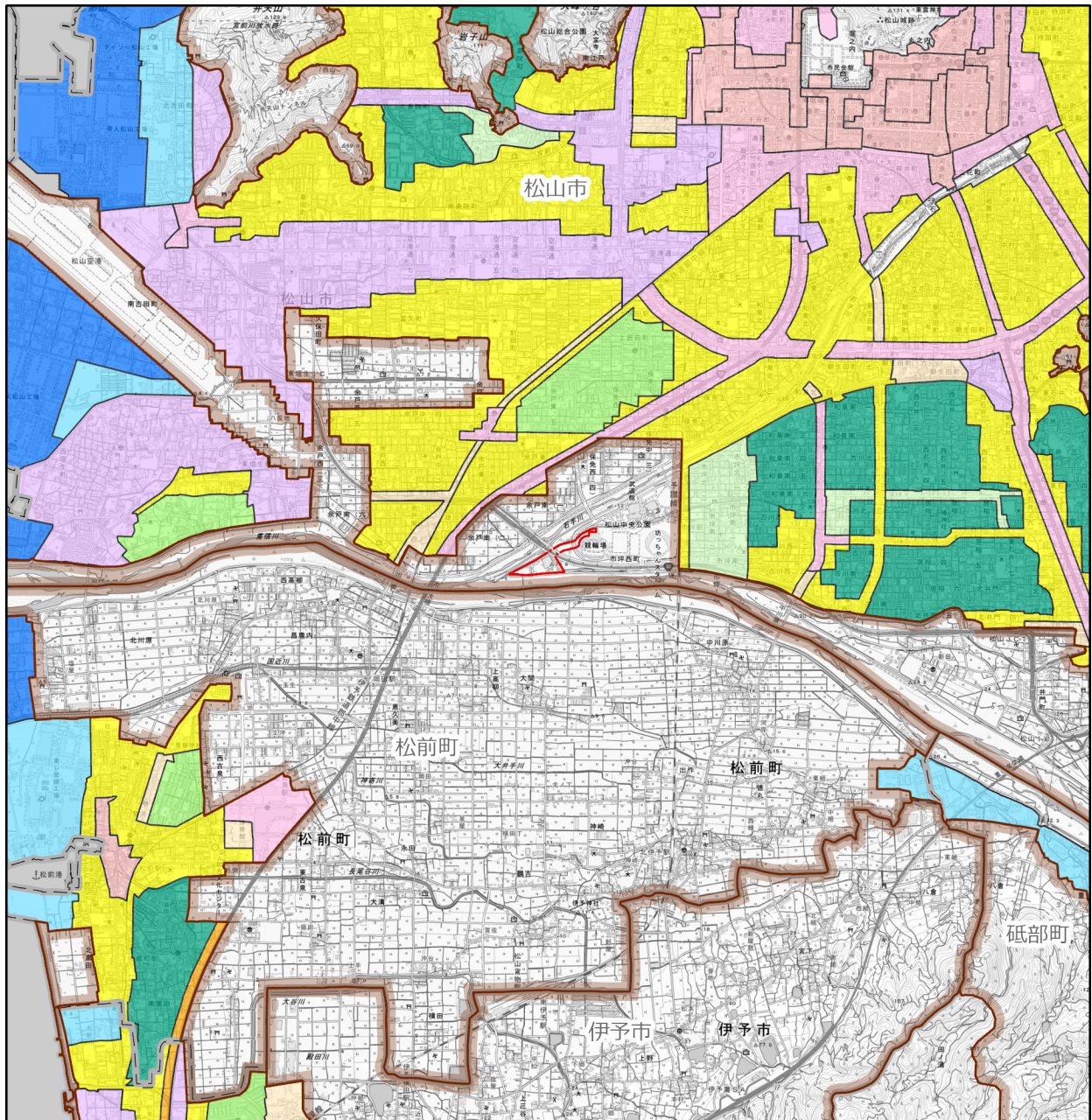
対象事業実施区域を含む市町における都市計画区域の概要は表 3.3-14 に、用途地域の指定状況は図 3.3-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域に含まれる。

表 3.3-14 都市計画区域の概要

区分	面積 (ha)				
	松山市	松前町	伊予市	砥部町	
行政区域	42,935.0	2,038.0	19,443.0	10,159.0	
都市計画区域	21,447.4	2,038.0	3,041.0	630.0	
市街化区域	7,028.7	396.1	392.1	160.9	
用途地域	第一種低層住居専用地域	1,026.1	57.2	17.9	45.3
	第二種低層住居専用地域	0.0	0.0	0.0	0.0
	第一種中高層住居専用地域	405.3	18.1	31.7	7.0
	第二種中高層住居専用地域	231.8	0.0	0.0	0.0
	第一種住居地域	2,719.3	110.4	149.1	43.8
	第二種住居地域	200.4	8.9	18.8	4.1
	準住居地域	12.6	6.6	24.4	0.0
	近隣商業地域	572.0	23.0	20.8	0.0
	商業地域	323.5	12.7	28.4	0.0
	準工業地域	862.0	0.0	84.4	15.3
	工業地域	139.4	121.7	13.0	45.4
	工業専用地域	450.2	37.5	0.0	0.0
市街化調整区域	14,418.7	1,641.9	2,648.9	469.1	

出典：「えひめの都市計画2025（資料編）」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）



- 対象事業実施区域
- 市街化調整区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

出典：「愛媛県都市計画情報マップ」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）
「都市計画情報（e～よまちなび地図情報）」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）
「都市計画情報提供サービス」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）
「伊予市用途地域図」（平成29年4月28日現在、伊予市）

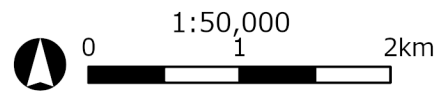


図 3.3-10 対象事業実施区域及びその周囲における都市計画に係る用途地域

3.3.9 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

表 3.3-15(1) 環境基準及び公害防止に係る地域の指定の状況

法令、条例等		計画施設に係る内容	適用の有無
大気汚染	環境基本法	・対象事業実施区域及びその周囲は、環境基準が適用される。	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	・対象事業実施区域及びその周囲は、環境基準が適用される。 ・本事業で整備する施設は、本法の特定施設に該当するため、大気排出基準が適用される。	○
	大気汚染防止法	・本事業で整備する施設は、本法のばい煙発生施設に該当するため、大気汚染物質について、物質の種類ごとに排出基準が適用される。	○
	愛媛県公害防止条例	・本事業で整備する施設は、本条例のばい煙発生施設に該当しないため、大気汚染物質の排出基準は適用されない。	×
騒音	環境基本法	・対象事業実施区域は、B 類型の環境基準が適用される。	○
	騒音規制法、愛媛県公害防止条例	・対象事業実施区域は、第 2 種区域(特定工場)・第 1 号区域(特定建設作業)の規制基準、b 区域(自動車騒音)の要請限度が適用される。	○
振動	振動規制法	・対象事業実施区域は、第一種区域(特定工場)・第 1 号区域(特定建設作業)の規制基準、第一種区域(道路交通振動)の要請限度が適用される。	○
悪臭	悪臭防止法	・対象事業実施区域は、A 区域の規制基準が適用される。	○
水質汚濁	環境基本法	・対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域について、重信川が A 類型、石手川が C 類型の指定を受けており、環境基準が適用される。 ・対象事業実施区域及びその周囲の地下水は、環境基準が適用される。	○
	水質汚濁防止法	・本事業で整備する施設は、本法の特定施設に該当するため、排出基準が適用される。	○
	愛媛県公害防止条例	・本事業で整備する施設は、本条例の特定施設に該当しないため、排出基準は適用されない。一方で、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は適用される。	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	・対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域及び地下水は、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準が適用される。 ・本事業で整備する施設は、本法の特定施設に該当するため、排出基準が適用される。	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	・本事業で整備する施設は、本法の特定施設に該当する。ただし、公共用水域への排水は雨水のみを計画していることから、知事の許可は不要である。	×
	下水道法 松山市下水道条例	・本事業で整備する施設からの排水は、公共下水道に放流する計画であることから、下水排除基準の適用を受ける。	○

表 3.3-15(2) 環境基準及び公害防止に係る地域の指定の状況

法令、条例等		計画施設に係る内容	適用の有無
土壌	環境基本法	・対象事業実施区域の土壌は、環境基準が適用される。	○
	土壌汚染対策法	・本事業の整備に係る土地の形質変更面積は、3,000㎡を超えることから、本法の適用を受ける。	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	・対象事業実施区域は、本法のダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定されていない。	×
	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	・本事業において、土砂等の埋立て等を行うことから、本条例の基準が適用される。	○
自然環境	自然公園法	・対象事業実施区域は、本法に基づく国立公園や国定公園に指定されていない。	×
	自然環境保全法	・対象事業実施区域は、本法に基づく保全地域に指定されていない。	×
	愛媛県県立自然公園条例	・対象事業実施区域は、本条例に基づく県立自然公園に指定されていない。	×
	愛媛県自然環境保全条例	・対象事業実施区域は、本条例に基づく保全地域に指定されていない。	×
	森林法	・対象事業実施区域は、本法に基づく保安林に指定されていない。	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	・対象事業実施区域は、本法に基づく生息地等保護区に指定されていない。	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・対象事業実施区域は、本法に基づく鳥獣保護区に指定されていない。	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	・対象事業実施区域は、本条約に基づく世界遺産に指定されていない。	×
土地利用	都市緑地法	・対象事業実施区域は、本法に基づく保全地域等に指定されていない。	×
	都市計画法	・対象事業実施区域は都市計画区域に該当するが、本法に基づく風致地区に指定されていない。	×
	風致地区内における建築物等の規制に係る条例	・対象事業実施区域については、風致地区が指定されていないため、本条例の規制は適用されない。	×
	砂防法	・対象事業実施区域には、本法に基づく砂防指定地の指定はない。	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・対象事業実施区域には、本法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。	×
	地すべり等防止法	・対象事業実施区域には、本法に基づく地すべり区域の指定はない。	×
	国土利用計画法	・対象事業実施区域は、農業地域に指定されている。	○
	宅地造成及び特定盛土等規制法	・対象事業実施区域は、宅地造成等工事規制区域に指定されている。	○
その他	景観法、松山市景観条例、伊予市景観条例、砥部町景観条例	・対象事業実施区域は、各市町の景観条例に基づく景観計画区域に指定されていない。	×

(1) 環境基準と規制基準の指定状況

1) 大気汚染

① 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）に基づく環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 3.3-16 に示すとおりである。

表 3.3-16(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

表 3.3-16(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

- ② ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）に基づく環境基準
ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準は、表3.3-17に示すとおりである。

表 3.3-17 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 基準値は、年間平均値とする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

- ③ 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）に基づく排出基準

(7) 硫黄酸化物の排出基準

大気汚染防止法第3条に基づく硫黄酸化物の排出基準は、表3.3-18に示すとおりである。排出基準は排出口の高さに応じて設定されている。

表 3.3-18 硫黄酸化物の排出基準

	許容限度
排出基準	$q=K \times 10^{-3} \times H_e^2$
	この式において、q、K及びH _e は、それぞれ次の値を表すものとする。
	q : いおう酸化物の量 (Nm ³ /h)
	K : 地域毎に定められる定数 (松山市・松前町 : 11.5、伊予市・砥部町 : 17.5)
	H _e : 補正された排出口の高さ(m)
	排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。
	$H_e=H_0+0.65(H_m+H_t)$
	$H_m=0.795\sqrt{Q \cdot V} / (1+2.58/V)$
	$H_t=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J) + (1/J) - 1$
	$J=\sqrt{Q \cdot V} (1460-296 \times (V/(T-288))) + 1$
これらの式においては、H _e 、H ₀ 、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。	
H _e : 補正された排出口の高さ(m)	
H ₀ : 排出口の実高さ(m)	
Q : 温度15℃における排出ガス量(m ³ /s)	
V : 排出ガスの排出速度(m/s)	
T : 排出ガスの温度(K)	

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)
「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)

(イ) ばいじんの排出基準

大気汚染防止法第3条に基づくばいじんの排出基準は、表 3.3-19 に示すとおりである。

表 3.3-19 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

焼却能力	許容限度
4,000kg/h 以上	0.04 g/Nm ³
2,000kg/h 以上、4,000kg/h 未満	0.08 g/Nm ³
2,000kg/h 未満	0.15 g/Nm ³

注1) 対象となる廃棄物焼却炉の規模は、火格子面積が2m²以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上。

注2) 許容限度は、酸素補正後のばいじん量と比較する。酸素補正後のばいじん量は以下の式を用いて求める。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第2に掲げる酸素補正值 (%) (廃棄物焼却炉は12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

C_s : ばいじんの量の実測値 (g)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」 (昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法施行令」 (昭和43年11月30日政令第329号)

(ウ) 有害物質の排出基準

大気汚染防止法第3条に基づく有害物質の排出基準は、表 3.3-20 に示すとおりである。

表 3.3-20(1) 有害物質の排出基準(廃棄物焼却炉)

項目	許容限度
塩化水素	700mg/Nm ³

注1) 対象となる廃棄物焼却炉の規模は、火格子面積が2m²以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上。

注2) 許容限度は、酸素補正後の塩化水素量と比較する。酸素補正後の塩化水素量は以下の式を用いて求める。

$$C = 9 / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

C_s : 塩化水素の量の実測値 (g)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」 (昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法施行令」 (昭和43年11月30日政令第329号)

表 3.3-20(2) 有害物質の排出基準(廃棄物焼却炉)

項目	施設	排出ガス量	許容限度	
窒素 酸化物	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの (連続炉に限る。)	全て	450cm ³	
	廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (連続炉に限る。)	4万 Nm ³ /h 未満	700cm ³	
	上記以外の廃棄物焼却炉	連続炉	全て	250cm ³
		連続炉以外	4万 Nm ³ /h 未満	250cm ³

注1) 対象となる廃棄物焼却炉の規模は、火格子面積が2m²以上であるか、又は焼却能力が200kg/h以上。

注2) 許容限度は、酸素補正後の窒素酸化物量と比較する。酸素補正後の窒素酸化物量は以下の式を用いて求める。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量 (g)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第2に掲げる酸素補正值 (%) (廃棄物焼却炉は12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

C_s : 窒素酸化物の量の実測値 (g)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」 (昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法施行令」 (昭和43年11月30日政令第329号)

(I) 水銀の排出基準

大気汚染防止法第 18 条の 27 に基づく水銀の排出基準は、表 3.3-21 に示すとおりである。

表 3.3-21 水銀の排出基準(廃棄物焼却炉)

項目	排出基準	
	新規施設	既存施設
水銀	30 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$

注1) 対象となる廃棄物焼却炉の規模は、火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が $200\text{kg}/\text{h}$ 以上。

注2) 既存施設とは、施行日(平成30年4月1日)において、現に設置されている施設(既に工事が着手されているものを含む。)をいう。

注3) 排出基準は、酸素補正後の水銀等の量と比較する。酸素補正後の水銀等の量は以下の式を用いて求める。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C : 水銀等の量 (μg)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる酸素補正值(%) (廃棄物焼却炉は12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

C_s : 水銀等の量の実測値 (μg)

出典: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法施行令」(昭和43年11月30日政令第329号)

④ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

ダイオキシン類特別措置法に基づくダイオキシン類の大気排出基準は、表 3.3-22 に示すとおりである。なお、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじんや焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

そのほか、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準は、表 3.3-23 に示すとおりである。

表 3.3-22 ダイオキシン類の大気排出基準(廃棄物焼却炉)

施設規模(焼却能力)	許容限度
4,000kg/h 以上	0.1 ng-TEQ/ Nm^3
2,000kg/h 以上、4,000kg/h 未満	1 ng-TEQ/ Nm^3
2,000kg/h 未満	5 ng-TEQ/ Nm^3

注1) 対象となる廃棄物焼却炉の規模は、火床面積が 0.5m^2 以上又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{h}$ 以上。

注2) 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

出典: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日総理府令第67号)

表 3.3-23 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準	3ng-TEQ/g 以下

出典: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日総理府令第67号)

⑤ 愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)に基づく排出基準

愛媛県公害防止条例第14条に基づきばい煙発生施設において発生するばい煙に排出基準が定められている。一方で、愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年1月14日規則第2号)に定められたばい煙施設に、本事業で整備する施設は該当しないことから、当該基準は適用しない。

2) 騒音

① 環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準は表 3.3-24 に、対象事業実施区域及びその周囲における騒音に係る環境基準の類型指定状況は、図 3.3-11 に示すとおりである。

表 3.3-24 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域(一般地域)】

地域の類型	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

そのほか、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

区分	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

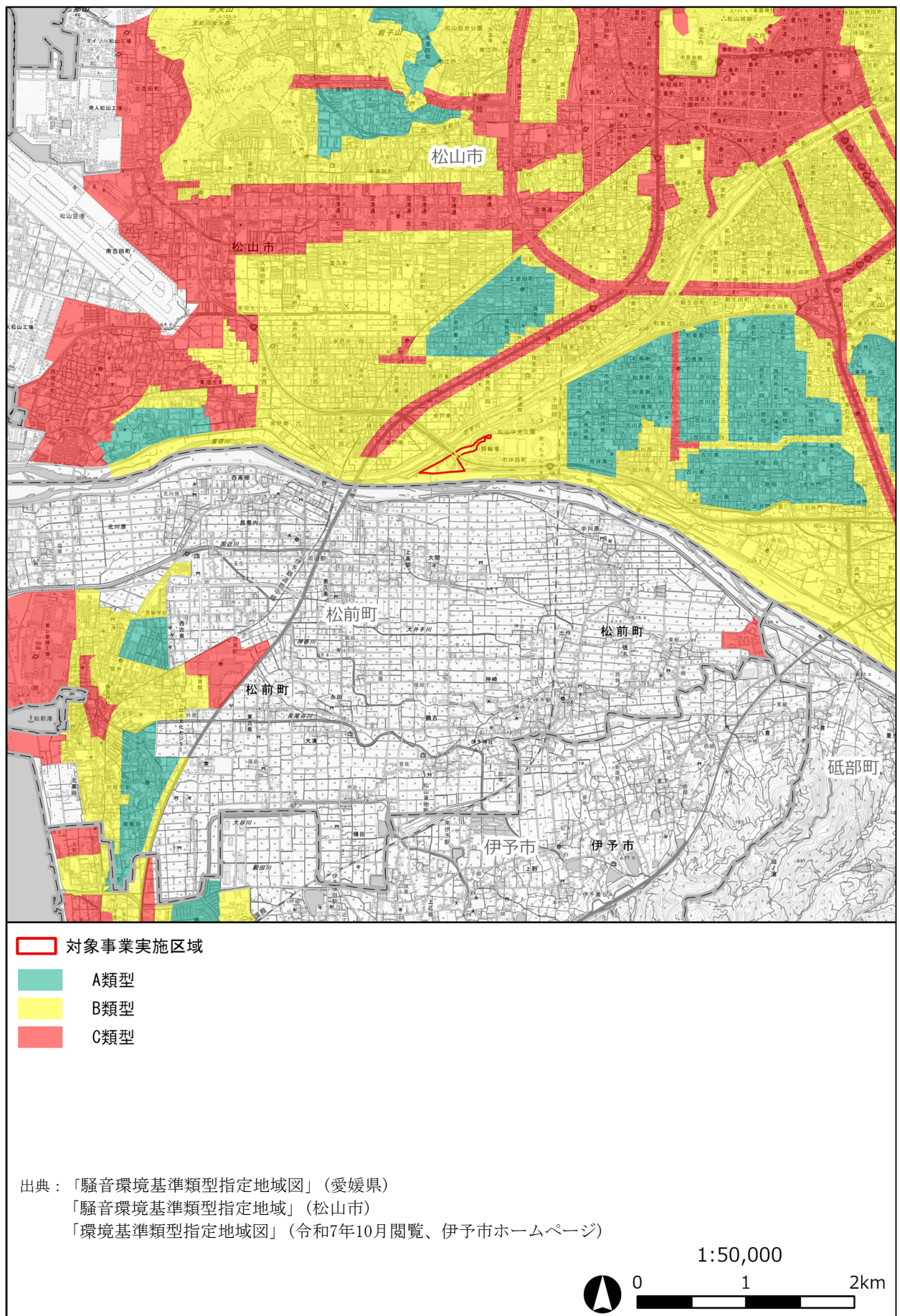


図 3.3-11 対象事業実施区域及びその周囲における騒音に係る環境基準の類型指定状況

② 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）及び愛媛県公害防止条例（昭和44年10月11日条例第23号）による規制基準

(7) 特定工場等における騒音規制基準

騒音規制法第4条に基づく特定工場等において発生する騒音に係る規制基準は表3.3-25に、特定工場に係る指定地域の状況は図3.3-12に示すとおりである。

対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。

表 3.3-25 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
第1種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

注) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

ただし、第2種から第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地境界から50m以内の区域については、上表に定める値から5デシベル減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年2月12日法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

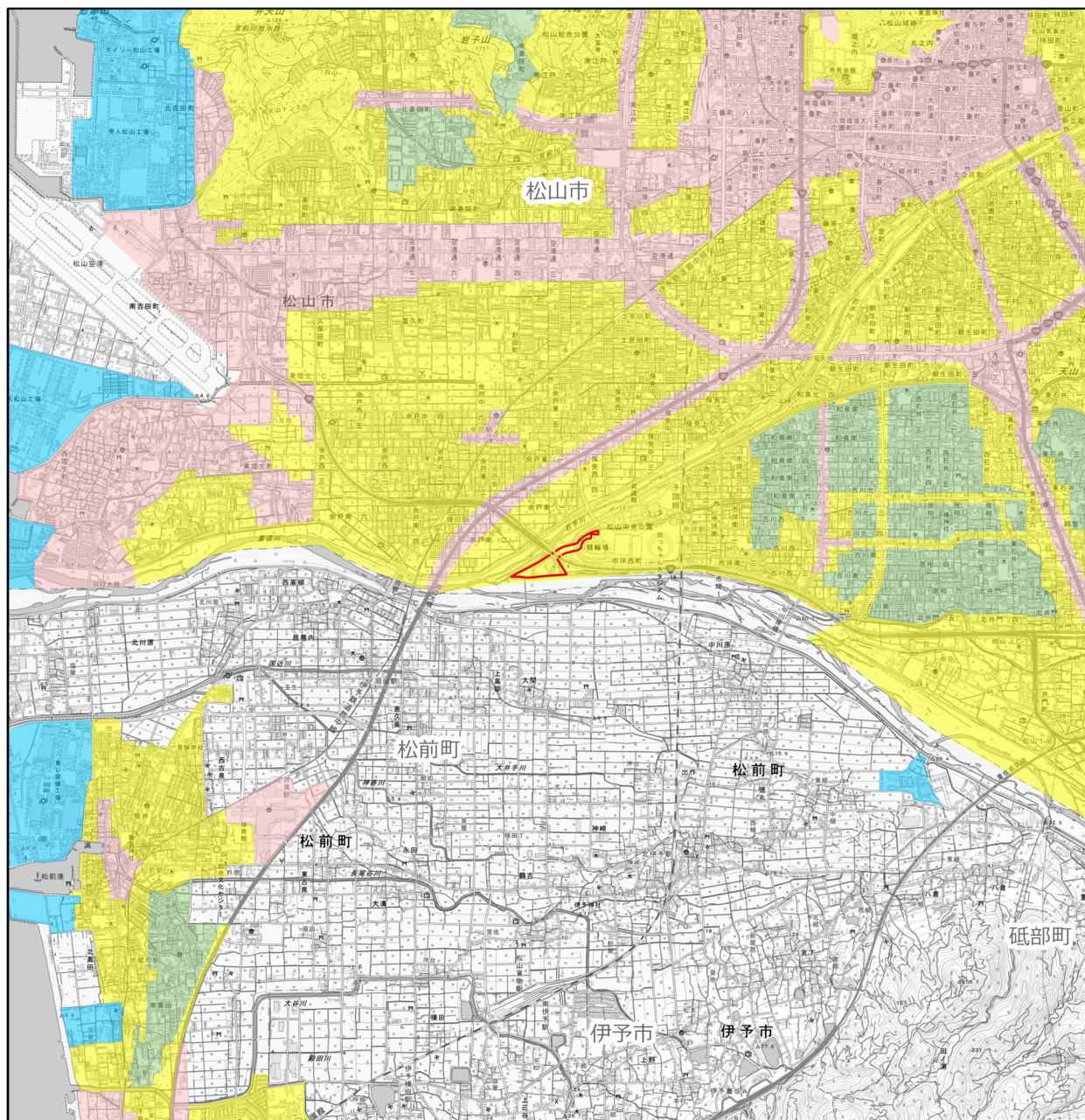
(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携認定こども園

出典：「特定工場等において発生する騒音に規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準」（平成9年4月4日愛媛県告示第547号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準」（平成12年3月29日松山市告示第58号）

「騒音規制法の規定に基づく地域指定における規制基準について」（平成24年3月13日伊予市告示第37号）



対象事業実施区域

- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

出典：「騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準」（平成9年4月4日愛媛県告示第547号）
 「騒音・振動に係る特定施設及び騒音発生施設」
 （令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）
 「騒音・振動に係る規制区域図について」（令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ）

1:50,000

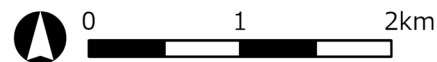


図 3.3-12 対象事業実施区域及びその周囲における特定工場に係る指定地域(騒音)

(イ) 特定建設作業における騒音規制基準

騒音規制法第 15 条及び愛媛県公害防止条例第 70 条に基づく特定建設作業に伴う騒音に係る規制基準は表 3.3-26 に、特定建設作業に係る指定地域の状況は図 3.3-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域は第 1 号区域に指定されている。

表 3.3-26 特定建設作業に係る基準(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの 作業時間		同一場所にお ける作業時間		日曜・ 休日にお ける作 業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2} を使用する作業 ^{注3}	85dB 以下	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時 間を 超え ない こと	14時 間を 超え ない こと	連続して 6日を 超えないこと		禁止
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 ^{注4}								
4. 空気圧縮機 ^{注5} を使用する作業								
5. コンクリートプラント ^{注6} 又はアスファルトプラント ^{注7} を設けて行う作業 ^{注8}								
6. バックホウ ^{注9} を使用する作業								
7. トラクターショベル ^{注10} を使用する作業								
8. ブルドーザー ^{注11} を使用する作業								
9. 建設作業であって、ブルドーザー、パワショベル等 ^{注12} を使用する作業 ^{注13}								
10. 板金作業又は製罐かん作業のうち、ハンマーを使用するものであって、厚さ0.8mm以上の材料を用いるもの	80dB 以下	21時 ～ 翌日 6時	制限 なし			制限 なし	制限 なし	制限 なし

別表：
 1. 第1号区域とは、平成9年愛媛県告示第548号、平成12年松山市告示第59号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域並びに第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年4月30日法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域をいう。
 2. 第2号区域とは、第1号区域以外の区域をいう。

注1) もんけんを除く。

注2) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注5) 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)

注6) 混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。

注7) 混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。

注8) モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注9) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。

注10) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。

注11) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

注12) 原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る。

注13) 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2第6号から第8号までに掲げる作業を除く。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)

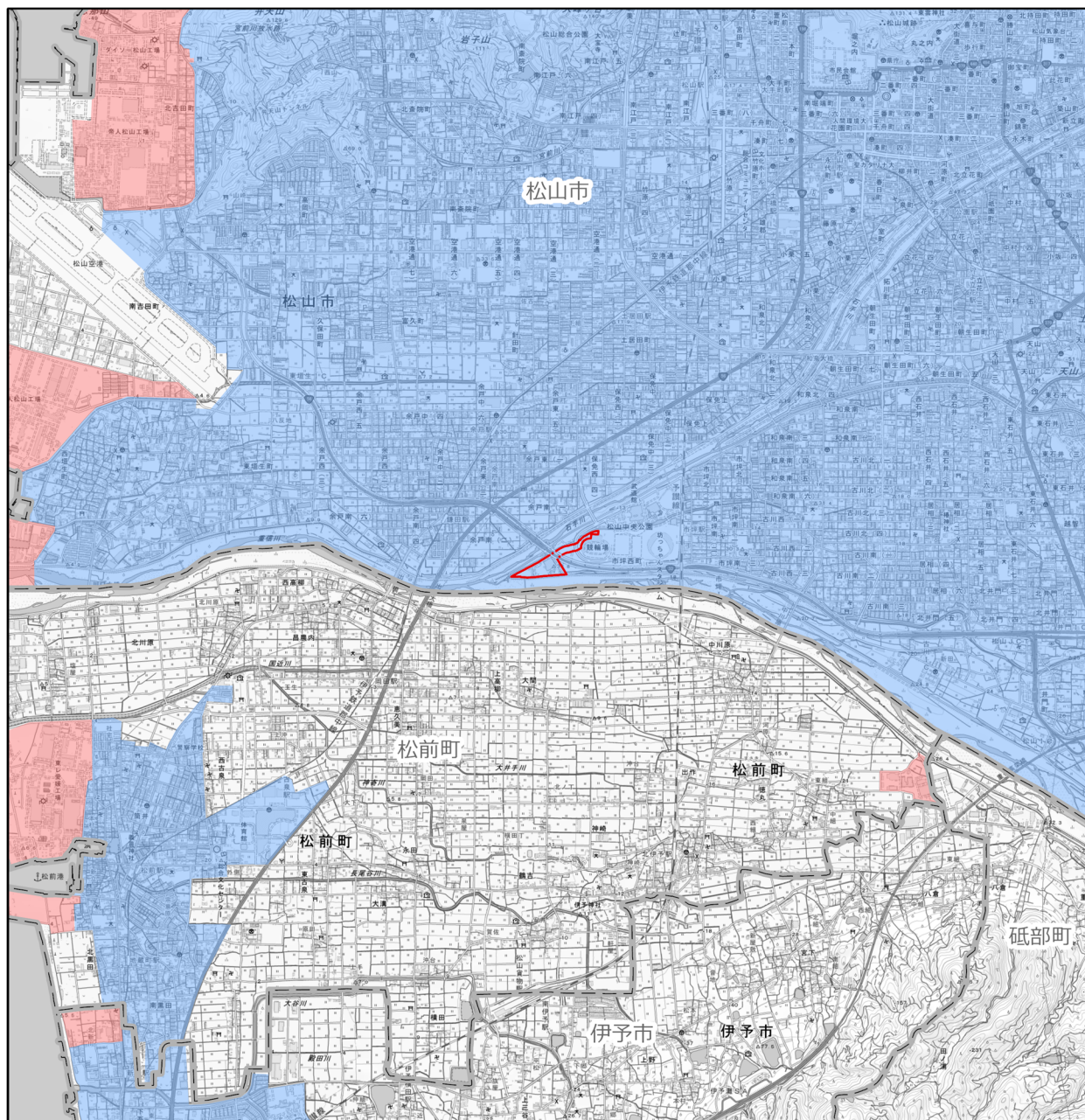
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定」

(平成9年4月4日愛媛県告示第548号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定」

(平成12年3月29日松山市告示第59号)

「愛媛県公害防止条例施行規則」(昭和47年1月14日愛媛県規則第2号)



対象事業実施区域

- 第1号区域
- 第2号区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に基づく区域の指定」
 (平成9年4月4日愛媛県告示第548号)
 「特定建設作業等に係る騒音の指定地域図(松山地区)」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)
 「騒音規制法の規定に基づく地域指定における規制基準について」(平成24年3月13日伊予市告示第37号)

1:50,000

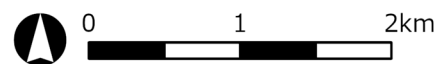


図 3.3-13 対象事業実施区域及びその周囲における特定建設作業に係る指定地域(騒音)

(ウ) 騒音規制地域における自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.3-27 に、区域の区分の指定状況は図 3.3-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域はb区域に指定されている。

表 3.3-27 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) a区域、b区域及びc区域とは、次に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

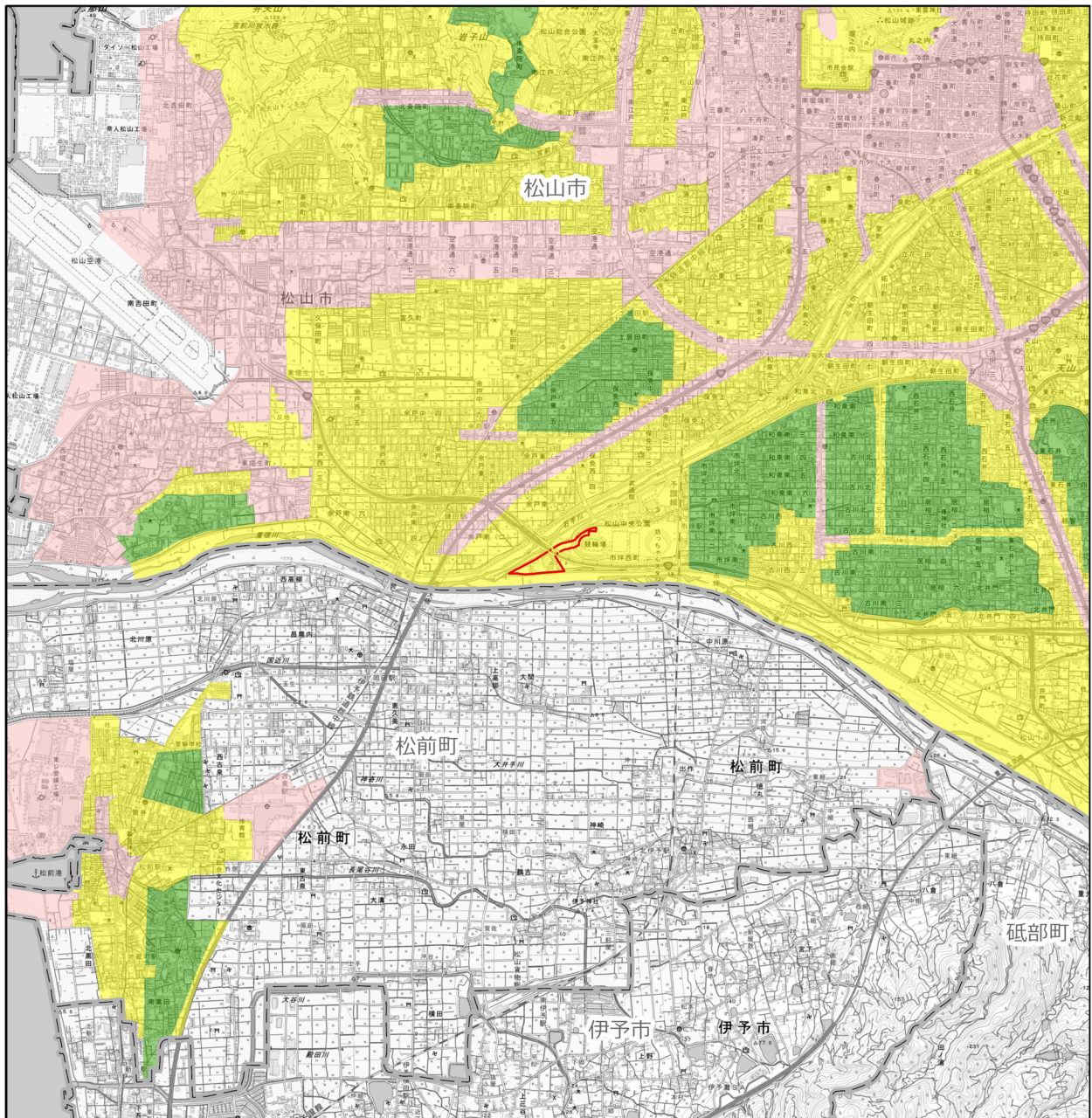
(平成12年3月2日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に

基づく区域の指定」(平成12年3月31日愛媛県告示第543号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の

別表備考の規定に基づく区域の指定」(平成12年3月29日松山市告示第60号)



対象事業実施区域

- a区域
- b区域
- c区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定」（平成12年3月31日愛媛県告示543号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表備考の規定に基づく区域の指定」（平成12年3月29日松山市告示第60号）

1:50,000

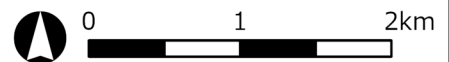


図 3.3-14 対象事業実施区域における自動車騒音の要請限度に係る区域

3) 振動

① 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）による規制基準

(7) 特定工場等における振動規制基準

振動規制法第 4 条に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は表 3.3-28 に、特定工場に係る指定地域の状況は図 3.3-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域は第一種区域に指定されている。

表 3.3-28 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第一種区域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
第二種区域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

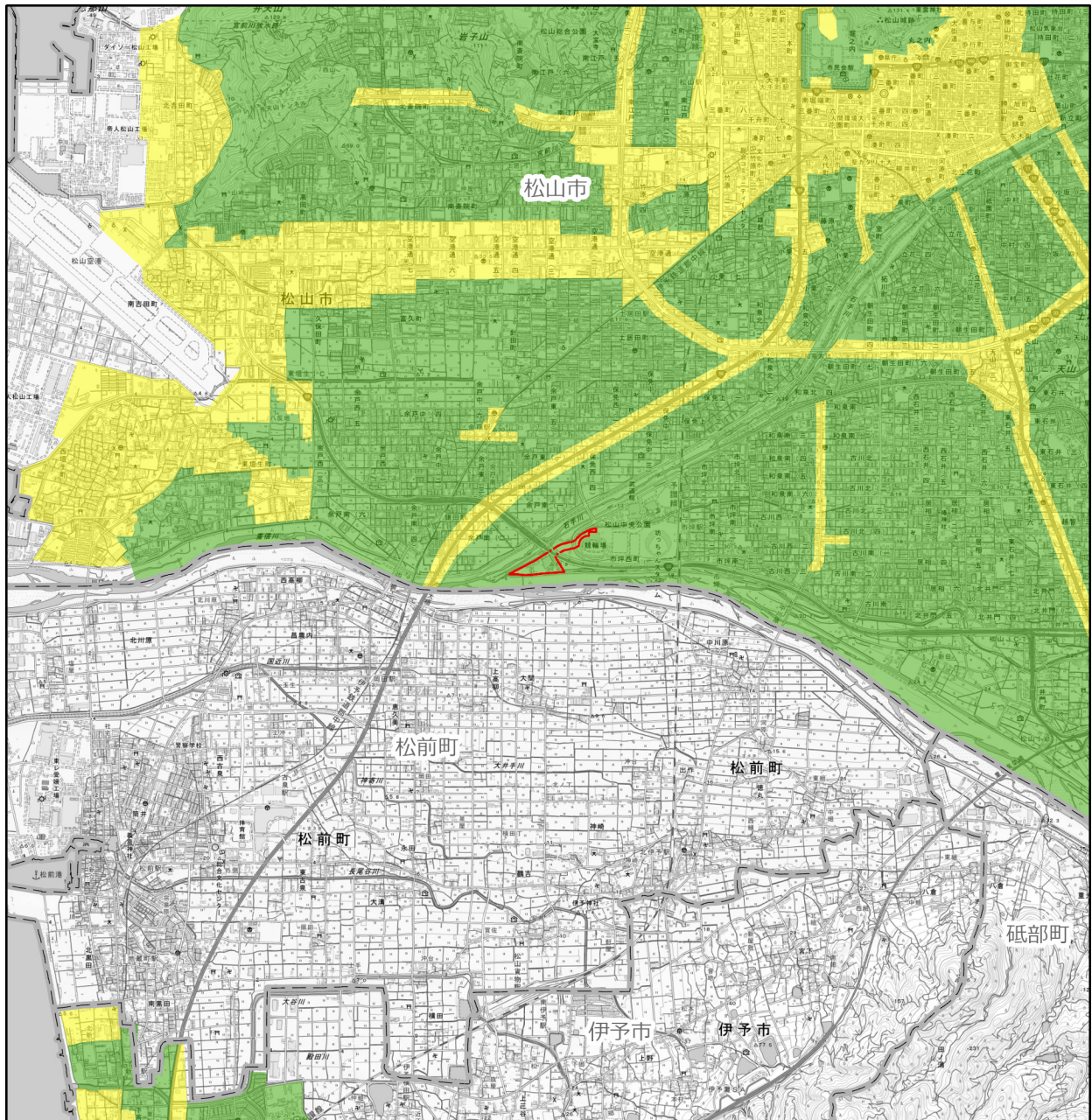
注) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

ただし、第一種区域又は第二種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地境界から 50m 以内の区域については、上表に定める値から 5 デシベル減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年 2 月 12 日法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携認定こども園

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号）



対象事業実施区域

第一種区域

第二種区域

出典：「特定施設に係る振動の指定地域図」（松山地区）（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）
 「振動規制指定地域図」（令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ）

1:50,000

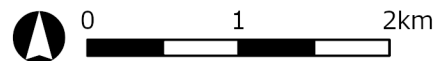


図 3.3-15 対象事業実施区域及びその周囲における特定工場に係る指定地域(振動)

(イ) 特定建設作業における振動規制基準

振動規制法第15条に基づく特定建設作業の規制に関する基準は表3.3-29に、特定建設作業に係る指定地域の状況は図3.3-16に示すとおりである。

対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。

表 3.3-29 特定建設作業の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの 作業時間		同一場所にお ける作業時間		日曜・ 休日にお ける 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 ^{注1} 、くい抜機又はくい打くい抜機 ^{注2} を使用する作業 ^{注3}	75dB 以下	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10 時 間 を 超 え	14 時 間 を 超 え	連続して 6日 を 超 え ない こと	禁止	
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業 ^{注4}								
4. ブレーカー ^{注5} を使用する作業 ^{注6}								
別表： 1. 第1号区域とは、平成12年松山市告示第63号で指定した第1種区域及び第2種区域のうち、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年4月30日法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域をいう。 2. 第2号区域とは、第1号区域以外の区域をいう。								

注1) もんけんを除く。

注2) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

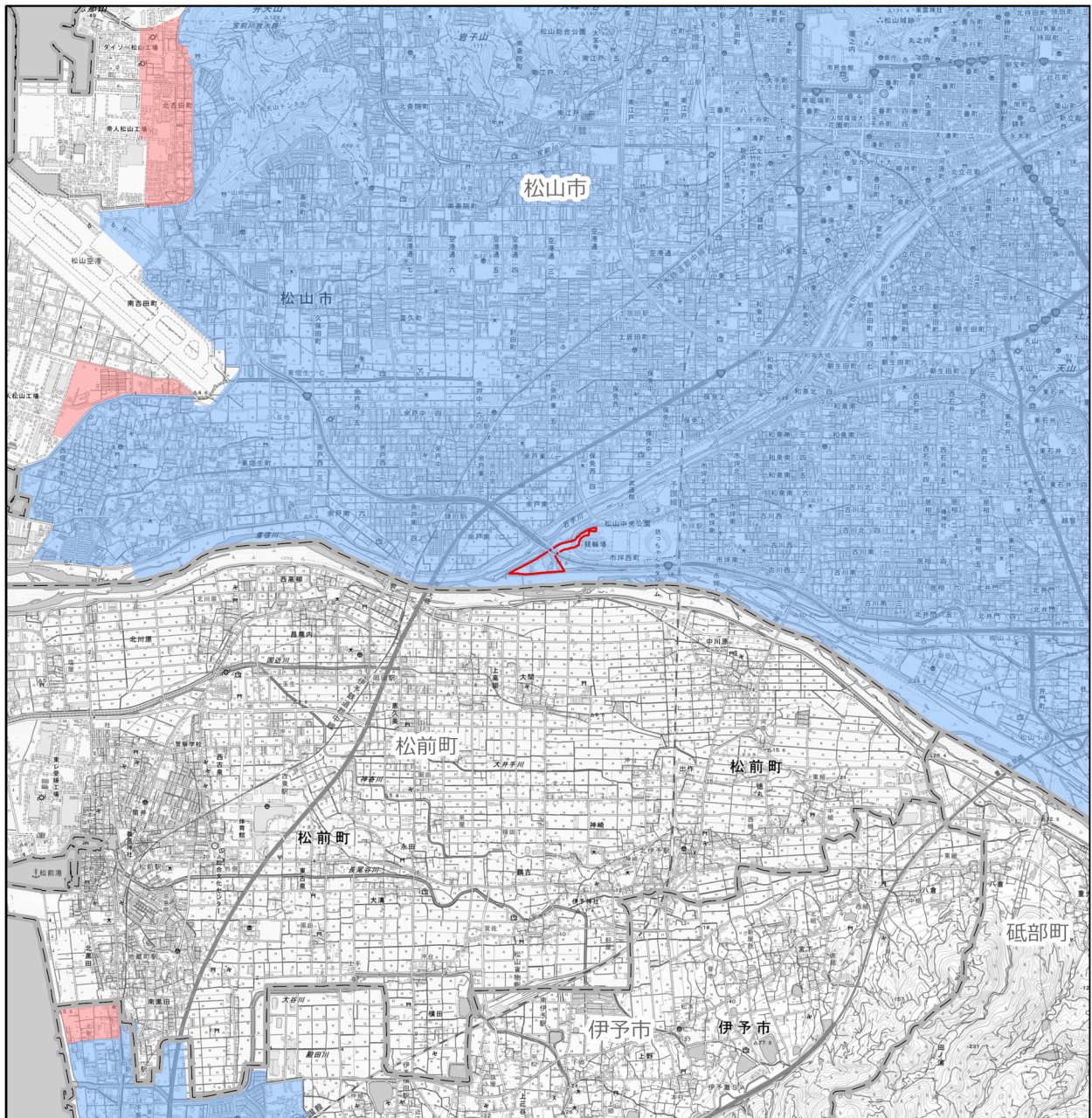
注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注5) 手持式のものを除く。

注6) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

「振動規制法施行規則別表1付表第1号の規定に基づく区域の指定」(平成12年3月29日松山市告示第63号)



対象事業実施区域

第1号区域

第2号区域

注) 伊予市については、特定建設作業に係る騒音と同様の指定状況である。

出典：「特定建設作業に係る振動の指定地域図（松山地区）」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

1:50,000

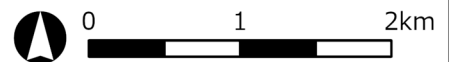


図 3.3-16 対象事業実施区域及びその周囲における特定建設作業に係る指定地域（振動）

(ウ) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.3-30 に、区域の区分の指定状況は図 3.3-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第一種区域に指定されている。

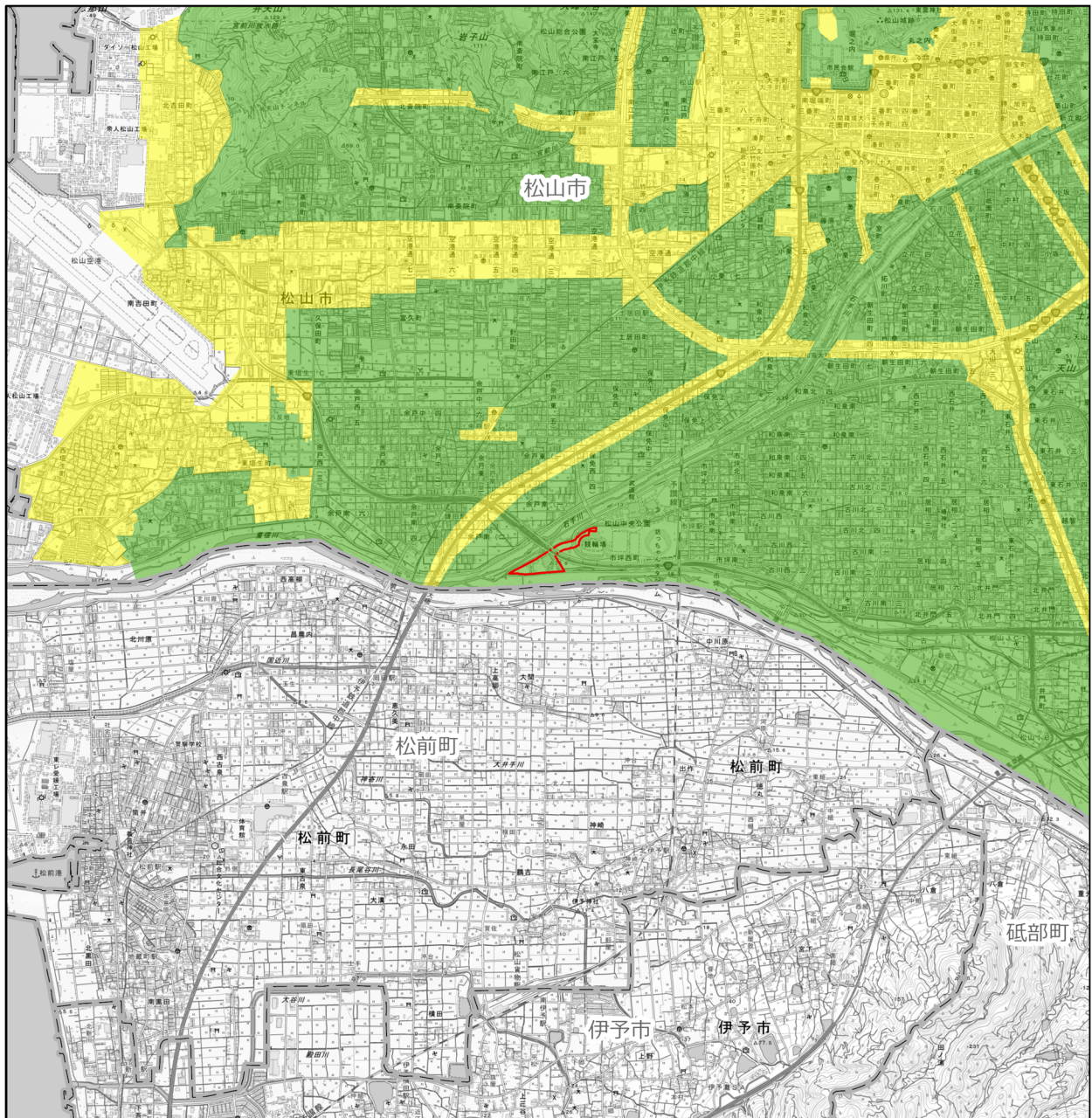
表 3.3-30 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)
第一種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年6月10日環境庁告示第64号）



対象事業実施区域

第一種区域

第二種区域

出典：「振動規制法施行規則別表第2の規定に基づく区域及び時間の指定」（平成12年3月29日松山市告示第64号）

1:50,000

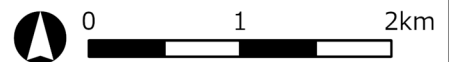


図 3.3-17 対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の要請限度に係る区域

4) 悪臭

① 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）による規制基準

(7) 敷地境界線における悪臭物質の規制基準

悪臭防止法第4条に基づく事業場の敷地境界における悪臭物質に対する規制基準は表 3.3-31 に、規制地域の状況は図 3.3-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域はA区域に指定されている。

表 3.3-31 敷地境界における悪臭物質の規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質	指定地域の区分	A 区域	B 区域
アンモニア		1	2
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫化水素		0.02	0.06
硫化メチル		0.01	0.05
二硫化メチル		0.009	0.03
トリメチルアミン		0.005	0.02
アセトアルデヒド		0.05	0.1
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.4	0.8
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.03	0.07
ノルマル酪酸		0.001	0.002
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
イソ吉草酸		0.001	0.004

注) A区域：下記以外の地域

B区域：主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域

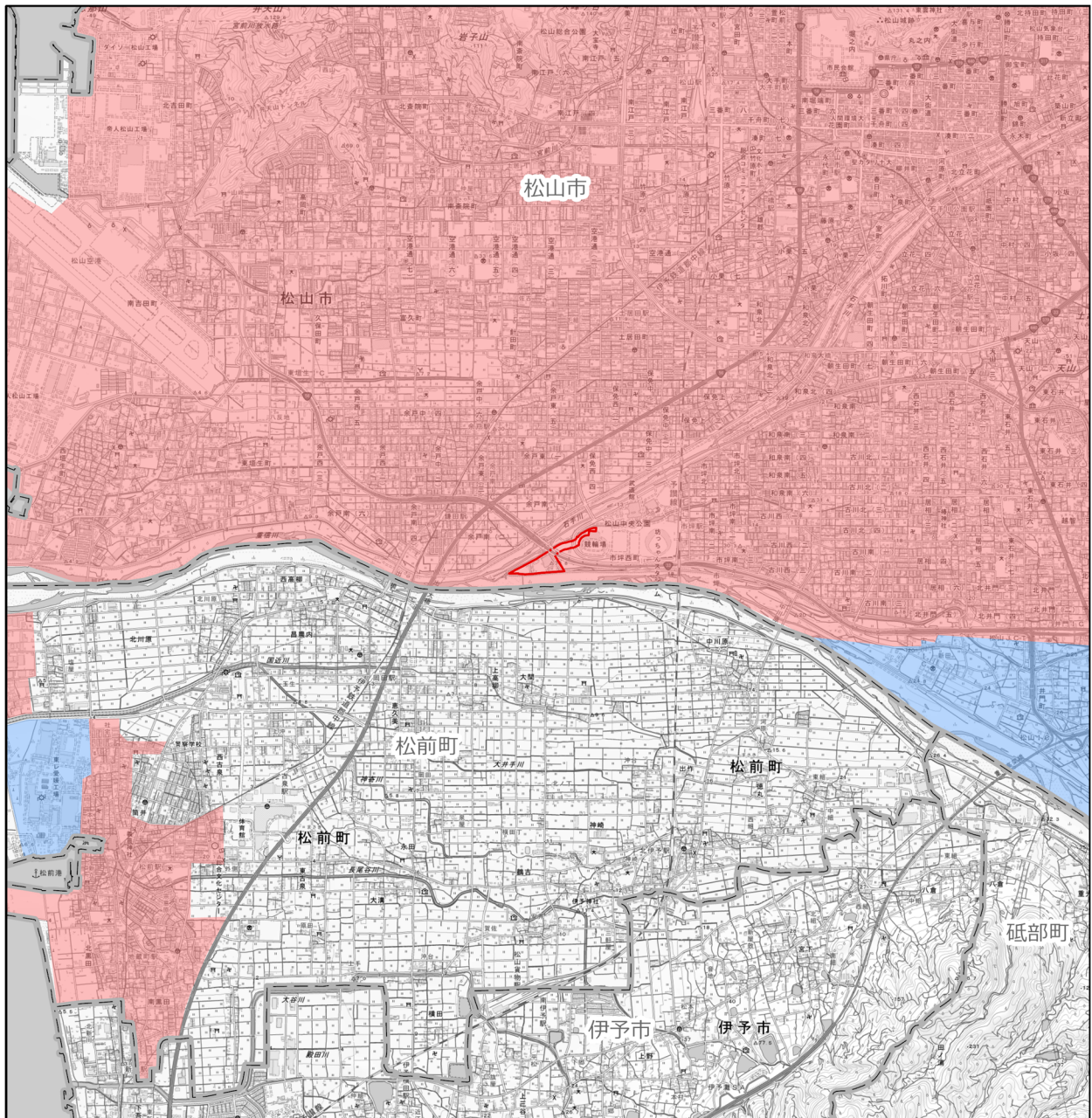
出典：「悪臭防止法の施行について」（昭和47年6月7日環大特31号）

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」（平成16年3月30日愛媛県告示第659号）

「悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準」（平成16年3月30日愛媛県告示第660号）

「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」（平成12年3月29日松山市告示第65号）

「悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準」（平成12年3月29日松山市告示第66号）



対象事業実施区域

- A区域
- B区域

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」（平成16年3月30日愛媛県告示第659号）
「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」（平成12年3月29日松山市告示第65号）

1:50,000

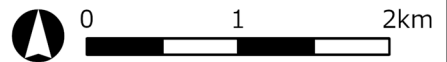


図 3.3-18 対象事業実施区域及びその周囲における悪臭に係る規制地域

(イ) 気体排出口における悪臭物質の規制基準

悪臭防止法第4条に基づく気体排出口における流量による規制基準は、表 3.3-32 に示すとおりである。

表 3.3-32 気体排出口における悪臭物質の規制基準

<p>(1) 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。</p> $q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ <p>この式において、q、H_e及びC_mは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q：流量 (Nm³/h) H_e：補正された排出口の高さ (m) C_m：特定悪臭物質の種類及び指定地域の区分ごとに定められた規制基準の値 (ppm)</p> <p>※(2)に規定する方法により補正された排出口の高さが 5m 未満となる場合については、この式は適用しないものとする。</p> <p>(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。</p> $H_e=H_0+0.65(H_m+H_t)$ $H_m=0.795\sqrt{(Q \cdot V)/(1+2.58/V)}$ $H_t=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.301 \log J) + (1/J) - 1$ $J=\sqrt{(Q \cdot V)(1460-296 \times (V/(T-288))) + 1}$ <p>これらの式においては、H_e、H_0、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H_e：補正された排出口の高さ (m) H_0：排出口の実高さ (m) Q：温度 15°Cにおける排出ガス量 (m³/s) V：排出ガスの排出速度 (m/s) T：排出ガスの温度 (K)</p>
--

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年5月30日総理府令第39号）

「悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準」（平成16年3月30日愛媛県告示第660号）

(ウ) 排出水中における悪臭物質の規制基準

悪臭防止法第4条に基づく敷地境界外における排出水に対する規制基準は表 3.3-33 に、規制地域の状況は図 3.3-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域はA区域に指定されている。

表 3.3-33 排出水中における悪臭物質の規制基準

単位：mg/L

特定悪臭物質	排出水の量	指定区域の区分	
		A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09

注) この表における「A区域」及び「B区域」は、表 3.3-31に規定するA区域及びB区域をいう。

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準」（平成16年3月30日愛媛県告示第660号）

5) 水質汚濁

① 環境基本法に基づく環境基準

(7) 人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は、表 3.3-34 に示すとおりである。

表 3.3-34 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準は表 3.3-35 及び表 3.3-36 に示すとおりである。また、環境基準の類型指定図は、図 3.3-19 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲に存在する重信川は A 類型、石手川は C 類型の指定がされている。

表 3.3-35 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L 以上	-

注1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。

注2) 各利用目的は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

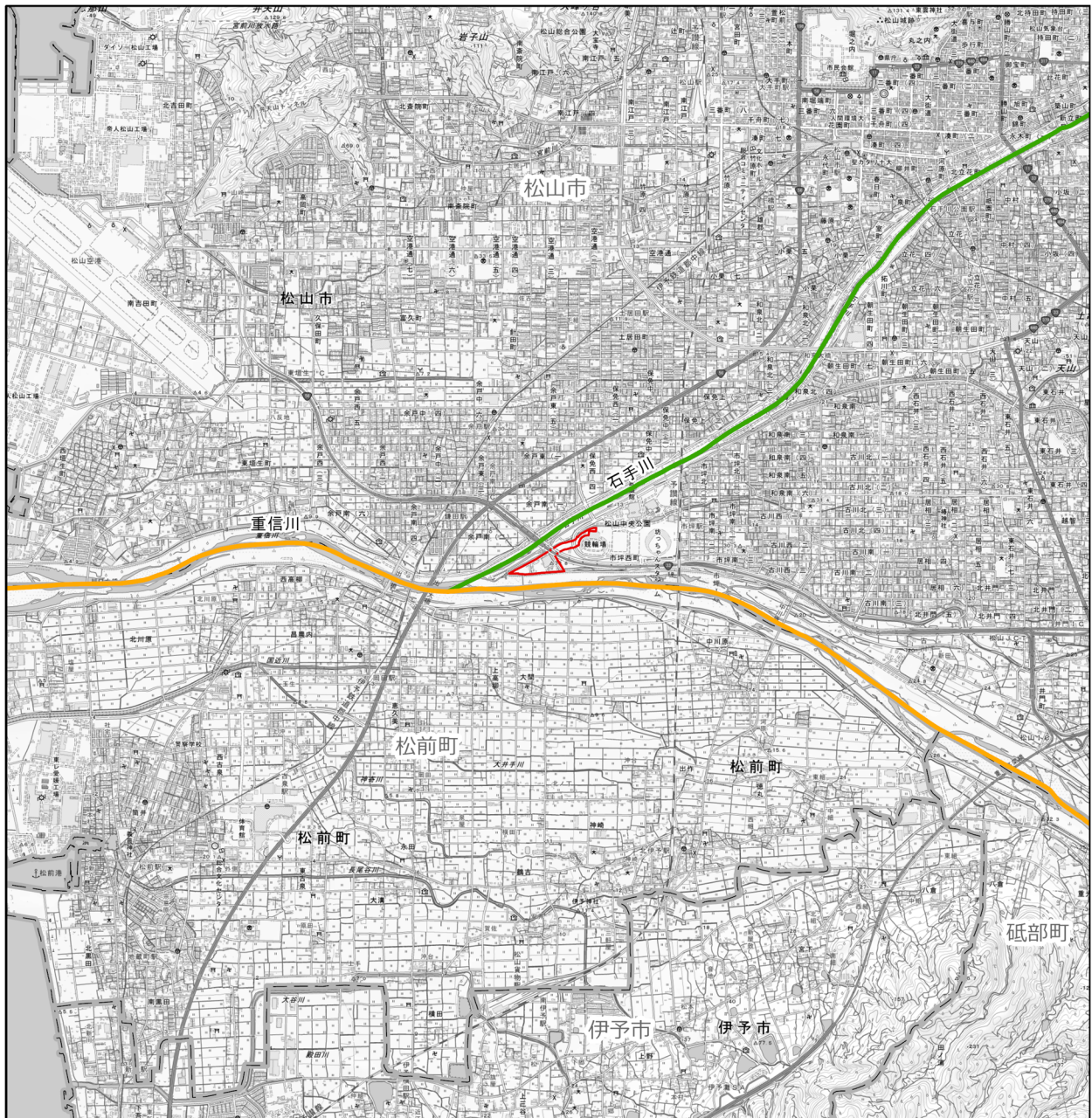
出典：「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表 3.3-36 生活環境の保全に関する環境基準（（河川（湖沼を除く））
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注）基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）



対象事業実施区域

A類型

C類型

出典：「令和5年度公共用水域の水質測定結果」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

1:50,000

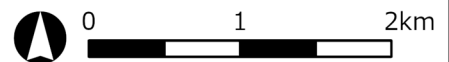


図 3.3-19 環境基準の類型指定の状況(河川)

(ウ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.3-37 に示すとおりである。全ての地下水に一律に適用されている。

表 3.3-37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)に係る環境基準は、表 3.3-38 に示すとおりである。

表 3.3-38 ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)に係る環境基準

項目	基準値	
ダイオキシン類	水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。

注2) 水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

注3) 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注4) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

③ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）に基づく排水基準

水質汚濁防止法第3条に基づく排水基準は、表3.3-39に示すとおりである。

表 3.3-39(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質に係る排水基準)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：10mg/L 海域に排出されるもの：230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：8mg/L 海域に排出されるもの：15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

注1) 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年6月17日政令第188号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年12月1日政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年7月10日法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3.3-39(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の項目に係る排水基準)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの: 5.8~8.6 海域に排出されるもの: 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質量	200 mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120 mg/L(日間平均 60mg/L)
リン含有量	16 mg/L(日間平均 8mg/L)

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年6月17日政令第188号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和49年12月1日政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注7) リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

④ 愛媛県公害防止条例に基づく排水基準

愛媛県公害防止条例第34条に基づき、愛媛県公害防止条例施行規則で定められた排水施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水に係る排水基準が定められている。一方で、施行規則で定められた排水施設に、本事業で整備する施設は該当しないことから、当該基準は適用しない。

⑤ 愛媛県公害防止条例に基づく特定区域の排水基準

愛媛県公害防止条例第35条における化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は、表3.3-40に示すとおりである。新施設は工場又は事業場の区分のうち「その他のもの」の基準の適用を受ける。

表 3.3-40 愛媛県公害防止条例に基づく上乗せ排水基準(化学的酸素要求量(COD))

区分	工場又は事業場の区分		許容限度 (mg/L)	
			日間平均	最大
既設の工場 又は事業場	その他の もの	1日の通常の排水量が5,000m ³ 以上のもの	10	15
		1日の通常の排水量が5,000m ³ 未満のもの	20	30
新設の工場 又は事業場		1日の通常の排水量が2,000m ³ 以上のもの	10	15
		1日の通常の排水量が1,000m ³ 以上2,000m ³ 未満のもの	15	20
		1日の通常の排水量が1,000m ³ 未満のもの	20	30

注1) 許容限度の検定は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値による。

注2) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注3) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの最大の排水量50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注4) 工場又は事業場が、この表の2以上の種類の工場又は事業場に該当する場合において、その種類ごとに異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場について、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

注5) 「既設の工場又は事業場」とは愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例（昭和49年愛媛県条例第32号。以下「改正条例」という。）の施行の日において第1号から第3号までのいずれかに該当する工場又は事業場及び第4号又は第5号に該当する工場又は事業場をいい、「新設の工場又は事業場」とは既設の工場又は事業場以外の工場又は事業場をいう。

(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置し、又は設置の工事をしている工場又は事業場

(2) 水質汚濁防止法第5条に規定する特定施設の設置の届出をしている工場又は事業場

(3) 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（昭和53年6月13日法律第68号）第1条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年10月2日法律第110号）（以下「臨時措置法」という。）第5条第1項に規定する特定施設の設置の許可を受け、又は許可の申請をしている工場又は事業場

(4) 施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置し、又は設置の工事をしている工場又は事業場。ただし、その際現に新設の工場又は事業場に係る排水基準が適用されている工場又は事業場を除く。

(5) (3)の表に規定する既設の工場又は事業場が、水質汚濁防止法第5条第1項若しくは第6条第1項の規定による届出をし、又は瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請をし、若しくは同法第7条第2項の規定による届出をすることにより、この表の適用を受けることとなった場合における当該工場又は事業場

注6) 既設の工場又は事業場が、改正条例の施行の日後に水質汚濁防止法第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条の規定による届出をし、又は臨時措置法第5条第1項若しくは第8条第1項若しくは瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請をし、若しくは同法第7条第2項の規定による届出をすることにより、改正条例の施行の際現に該当していたこの表の工場又は事業場の種類のほかに、新たに他の種類の工場又は事業場に該当することとなった場合における4の規定の適用については、当該既設の工場又は事業場は、当該他の種類の工場又は事業場に該当しないものとする。

注7) 既設の工場又は事業場（その種類又は1日の通常の排水量について規則で定めるものに限る。）が、当該既設の工場又は事業場にこの表に掲げる既設の工場又は事業場に係る排水基準が適用される日以後に排水量を減少した場合におけるこの表の適用については、当該既設の工場又は事業場は、排水量の減少がなかったものとする。

注8) 既設の工場又は事業場が、当該既設の工場又は事業場に係る化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量を減少させるため、改正条例の施行の日後に当該既設の工場又は事業場の全部又は一部を廃止し、新たに同種の工場又は事業場を設置した場合その他の規則で定める場合におけるこの表の適用については、当該設置後の工場又は事業場その他の規則で定める工場又は事業場は、既設の工場又は事業場とする。

注9) 汚水処理場（水質汚濁防止法施行令別表第1第74号の施設を設置する工場又は事業場をいう。以下同じ。）の排水水については、当該汚水処理場がその汚水処理場に汚水等を排出する工場又は事業場の種類に該当するものとみなしてこの表を適用する。ただし、規則で定める汚水処理場の排水水については、当該汚水処理場に汚水等を排出する工場又は事業場が、それぞれの汚水等を直接公共用水域に排出するとした場合における排水基準のうち、最少の許容限度のものを適用する。

注10) その他のものとは、既設の工場又は事業場については、金属鉄工業、非金属鉄工業又は非鉄金属製造業に係るもの、食品製造業に係るもの、繊維工業に係るもの、木材及び木製品製造業(家具製造業を除く)に係るもの、パルプ、紙及び紙加工品製造業に係るもの、化学工業に係るもの、石油精製業に係るもの、弁当仕出屋、飲食店、サービス業に係るもの、酸又はアルカリによる表面処理施設を設置するもの、共同調理場、し尿処理施設のみを設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの以外の業種である。新設の工場又は事業場については、し尿処理施設のみを設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの以外の業種である。

出典：「愛媛県公害防止条例」（昭和44年10月11日愛媛県条例第23号）

⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）に基づく指定地域

対象事業実施区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法で定義される関係府県に属している。当該法は、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、関係府県の区域内に工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は特定施設（排水量 50m³/日以上）を設置しようとする場合、原則、知事の許可を受けなければならない。

なお、本事業で整備する施設は特定施設に該当するものの、公共用水域への排水は雨水及び掘削時に湧出する地下水を計画していることから、本事業に係る同法に基づく許可は不要である。

⑦ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準は、表 3.3-41 に示すとおりである。

表 3.3-41 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容範囲
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日、総理府令第67号）

⑧ 総量規制

(7) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

水質汚濁防止法第4条の3に基づき、水質汚濁防止法施行令別表第2第3号のルに掲げる区域について、「化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量に係る総量削減計画」（令和4年10月、愛媛県）が策定されている。令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、表3.3-42に示すとおりである。

表 3.3-42 発生源別の削減目標量

項目		生活排水	産業排水	その他	合計
化学的酸素要求量	削減目標量 (t/日)	9	33	7	49
	※参考 令和元年度における量 (t/日)	11	32	6	49
窒素含有量	削減目標量 (t/日)	7	7	42	56
	※参考 令和元年度における量 (t/日)	7	7	42	56
りん含有量	削減目標量 (t/日)	0.6	0.5	3.1	4.2
	※参考 令和元年度における量 (t/日)	0.7	0.5	3.1	4.3

出典：「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（令和4年10月、愛媛県）

(イ) 水質汚濁防止法等に基づく総量規制基準

水質汚濁防止法第4条の5に基づく総量規制基準は、表3.3-43に示すとおりである。

表 3.3-43 総量規制基準(水質汚濁防止法)

項目	許容汚濁負荷量					
化学的酸素要求量	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$ この式において、 L_c 、 C_{c_j} 、 Q_{c_j} 、 C_{c_i} 、 Q_{c_i} 、 C_{c_o} 及び Q_{c_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_c ：排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) C_{c_j} 、 C_{c_i} 、 C_{c_o} ：都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(mg/L) (=備考欄参照) Q_{c_j} ：都道府県知事が定める日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以降に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(m^3 /日) Q_{c_i} ：都道府県知事が定める日から Q_{c_j} の都道府県知事が定める日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(当該都道府県知事が定める日から当該 Q_{c_j} の都道府県知事が定める日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Q_{c_j} を除く。)) (m^3 /日) Q_{c_o} ：特定排出水の量(Q_{c_j} は除く)(m^3 /日)					
	備考：1. この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 2. 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算出した値を合計した汚濁負荷量として定める 3. C_{c_j} 、 C_{c_o} の値は、下表に示すとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>C_{c_o}</th> <th>C_{c_j}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	C_{c_o}	C_{c_j}	ごみ処理業	30
業種その他の区分	C_{c_o}	C_{c_j}				
ごみ処理業	30	30				
窒素含有量	$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$ この式において、 L_n 、 C_{n_i} 、 C_{n_o} 、 Q_{n_i} 及び Q_{n_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_n ：排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) C_{n_i} 、 C_{n_o} ：都道府県知事が定める一定の窒素含有量(mg/L) (=備考欄参照) Q_{n_i} ：都道府県知事が定める日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以降に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(m^3 /日) Q_{n_o} ：特定排出水の量(Q_{n_i} は除く)(m^3 /日)					
	備考：1. この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 2. 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算出した値を合計した汚濁負荷量として定める 3. C_{n_i} 、 C_{n_o} の値は、下表に示すとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>C_{n_o}</th> <th>C_{n_i}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	C_{n_o}	C_{n_i}	ごみ処理業	25
業種その他の区分	C_{n_o}	C_{n_i}				
ごみ処理業	25	15				
りん含有量	$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$ この式において、 L_p 、 C_{p_i} 、 C_{p_o} 、 Q_{p_i} 及び Q_{p_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_p ：排出が許容される汚濁負荷量(kg/日) C_{p_i} 、 C_{p_o} ：都道府県知事が定める一定の化学的酸素要求量(mg/L) (=備考欄参照) Q_{p_i} ：都道府県知事が定める日以降に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以降に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(m^3 /日) Q_{p_o} ：特定排出水の量(Q_{p_i} は除く)(m^3 /日)					
	備考：1. この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が $50m^3$ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 2. 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算出した値を合計した汚濁負荷量として定める 3. C_{p_i} 、 C_{p_o} の値は、下表に示すとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>C_{p_o}</th> <th>C_{p_i}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	C_{p_o}	C_{p_i}	ごみ処理業	4
業種その他の区分	C_{p_o}	C_{p_i}				
ごみ処理業	4	2				

出典：「水質汚濁防止法施行規則」(昭和46年6月19日総理府・通産省令第2号)

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」(平成24年2月28日愛媛県告示第238号)

⑨ 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）及び松山市下水道条例（平成18年3月27日条例第21号）に基づく下水排除基準

下水道法第12条の2及び松山市下水道条例第19条に基づく下水排除基準は表3.3-44に示すとおりである。

表 3.3-44(1) 下水排除基準(健康項目(有害物質))

基準	対象物質又は項目	特定事業場		非特定事業場	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
健康項目 (有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	
	シアン化合物	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下	
	有機燐化合物	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下	
	ひ素及びその化合物	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下		0.005 mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L 以下		0.003 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		0.04 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		0.4 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下		3 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	
	チウラム	0.06 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下	
	シマジン	0.03 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	河川放流	10 mg/L 以下		10 mg/L 以下
		海域放流	230 mg/L 以下		230 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	河川放流	8 mg/L 以下		8 mg/L 以下
		海域放流	15 mg/L 以下		15 mg/L 以下
	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 mg/L 未満		380 mg/L 未満	
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下		0.5 mg/L 以下	
ダイオキシシン類	10 pg-TEQ/L 以下		10 pg-TEQ/L 以下		

注) 網掛けなしは「下水の排除の制限による規制」、網掛けは「除害施設設置等による規制」を適用する。

出典：「下水道法施行令」(昭和34年4月22日政令147号)

「松山市下水道条例」(平成18年3月27日松山市条例21号)

「下水の水質規制について」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

表 3.3-44(2) 下水排除基準(生活環境項目など)

基準	対象物質又は項目	特定事業場		非特定事業場	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
生活環境項目など	フェノール類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下		
	銅及びその化合物	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下		
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下		
	クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下		
	窒素含有量(T-N)	240 mg/L 未満	240 mg/L 未満		
	リン含有量(T-P)	32 mg/L 未満	32 mg/L 未満		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満		
	浮遊物質(SS)	600 mg/L 未満	600 mg/L 未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-HEX)	動植物油脂類	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下	
		鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満		
	よう素消費量		220 mg/L 未満		
	温度		45 °C 未満		

注) 網掛けなしは「下水の排除の制限による規制」、網掛けは「除害施設設置等による規制」を適用する。

出典：「下水道法施行令」(昭和34年4月22日政令147号)

「松山市下水道条例」(平成18年3月27日松山市条例21号)

「下水の水質規制について」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

6) 土壌

① 環境基本法に基づく環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表 3.3-45 に示すとおりである。

表 3.3-45 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.3-46 に示すとおりである。

表 3.3-46 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

③ 土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に基づく区域指定に係る基準

土壤汚染に係る区域指定の基準は表 3.3-47 に示すとおりである。土壤汚染状況調査の結果、当該基準を超えていた場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

表 3.3-47 土壤汚染に係る区域指定の基準

分類	項目	土壤含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	土壤溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質(土壤汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	-	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	-	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	-	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	-	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン	-	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン	-	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン	-	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	-	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	-	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	-	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	-	0.01 以下	0.1 以下
		(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	45 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物		250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物		(遊離シアン) 50 以下	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物		水銀 15 以下 うちアルキル水銀	0.0005 以下	0.005 以下
				検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物		150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物		150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物		150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物		4,000 以下	0.8 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	4,000 以下	1 以下	30 以下	
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	-	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	-	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ	-	0.02 以下	0.2 以下
		ポリ塩化ビフェニル	-	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	-	検出されないこと	1 以下

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境庁省令第29号）

④ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

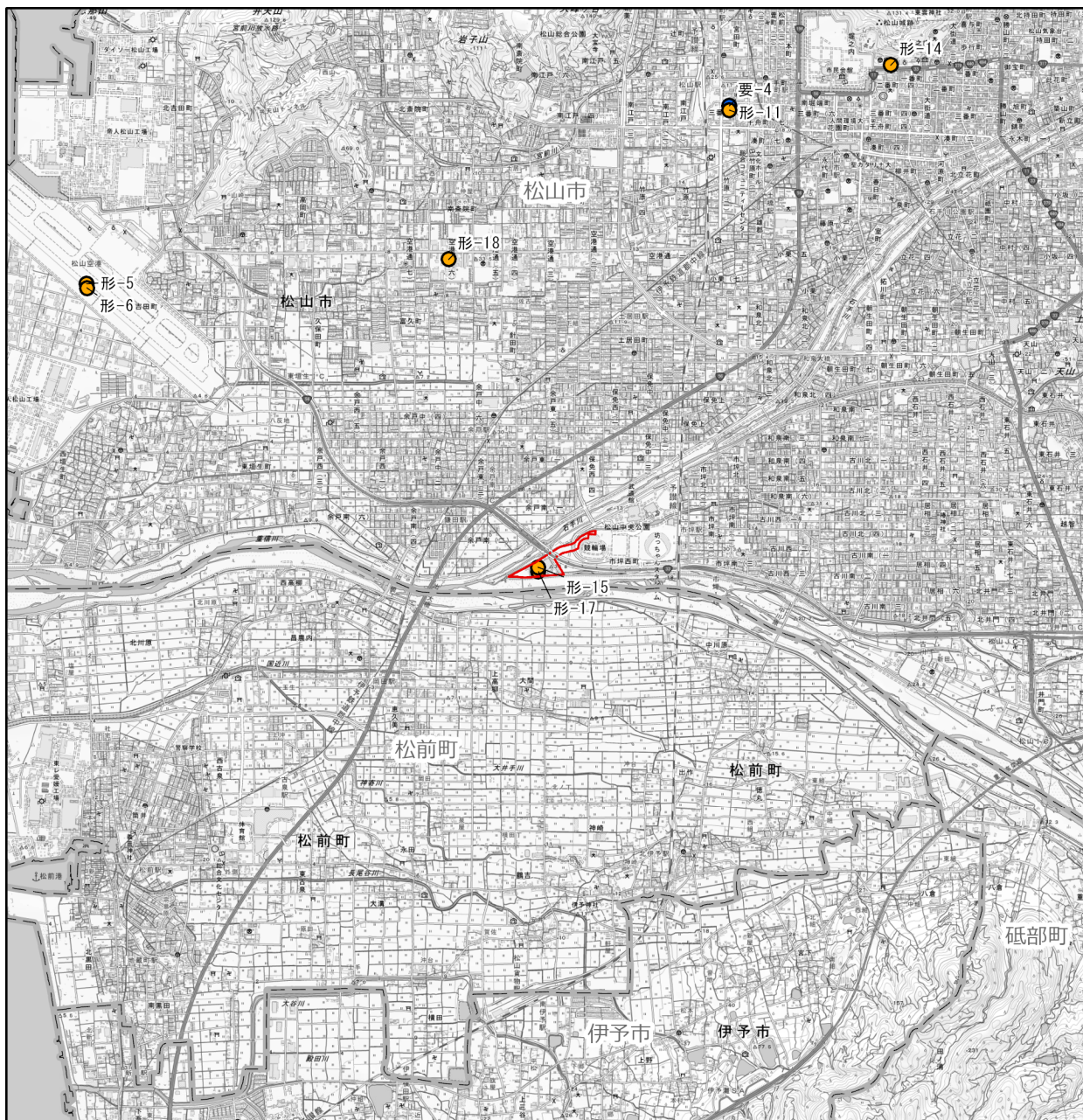
対象事業実施区域周辺及び周囲における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は、表 3.3-48 及び図 3.3-20 に示すとおりである。

表 3.3-48 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域

区域	指定番号	整理番号	指定年月日	所在地	面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
要措置区域	要-4	整 R4-1	令和 5 年 2 月 1 日	松山市三番町 八丁目 234 番の一部	300	鉛及びその化合物 (土壌溶出量)
形質 変更時 要届出 区域	形-5	整 28-1	平成 29 年 3 月 31 日	松山市南吉田町地内 (松山空港内)	6,224.9	ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量)
	形-6	整 28-2	平成 29 年 3 月 31 日	松山市南吉田町地内 (松山空港内)	1,332	ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量)
	形-11	整 R4-2	令和 5 年 2 月 1 日	松山市三番町八丁目 234 番の一部	202.06	鉛及びその化合物 (土壌溶出量) 砒素及びその化合物 (土壌溶出量)
	形-14	整 R6-3	令和 6 年 11 月 18 日	一番町四丁目 3 番の一部	100.00	水銀及びその化合物(土壌 溶出量)
	形-15	整 R6-4	令和 7 年 1 月 21 日	市坪西町 1034 番 1 の一部 外	1631	水銀及びその化合物(土壌 溶出量及び第二溶出量) 鉛及びその化合物(土壌溶 出量及び土壌含有量)
	形-17	整 R7-1	令和 7 年 4 月 1 日	市坪西町 1034 番 1 の一部 外	1456	水銀及びその化合物(第二 溶出量) 鉛及びその化合物(土壌溶 出量及び土壌含有量)
	形-18	整 R7-2	令和 7 年 6 月 26 日	空港通六丁目 489 番 1 の一部 外	401.1	鉛及びその化合物(土壌溶 出量) ふっ素及びその化合物(土 壌溶出量)

注)表中の指定番号は、図 3.3-20に対応している。

出典：「汚染された土地の区域の指定」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)



- 対象事業実施区域
- 要措置区域
- 形質変更時要届出区域

注) 図中の番号は、表 3.3-48 に対応している。

出典：「汚染された土地の区域の指定」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

1:50,000

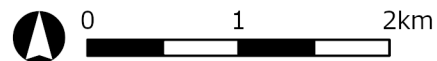


図 3.3-20 対象事業実施区域周辺及び周囲における要措置区域及び形質変更時要届出区域

⑤ 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年3月24日条例第2号）に基づく土砂基準及び水質基準

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく土砂基準及び水質基準は、表 3.3-49 及び表 3.3-50 に示すとおりである。

表 3.3-49 土砂基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等 1kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下

注1) 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日、環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

注2) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注3) この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、施行規則に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」

(平成12年4月14日規則第36号)

表 3.3-50 水質基準

項目	基準値
カドミウム	1Lにつき 0.003 mg 以下
全シアン	検出されないこと。
有機燐（りん）	検出されないこと。
鉛	1Lにつき 0.01 mg 以下
六価クロム	1Lにつき 0.05 mg 以下
砒素	1Lにつき 0.01 mg 以下
総水銀	1Lにつき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1Lにつき 1mg 以下
ジクロロメタン	1Lにつき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	1Lにつき 0.002 mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1Lにつき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.1 mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.002 mg 以下
チウラム	1Lにつき 0.006 mg 以下
シマジン	1Lにつき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	1Lにつき 0.02 mg 以下
ベンゼン	1Lにつき 0.01 mg 以下
セレン	1Lにつき 0.01 mg 以下
ふっ素	1Lにつき 0.8 mg 以下
ほう素	1Lにつき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.05 mg 以下

注1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注2) この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、施行規則に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則」

(平成12年4月14日規則第36号)

(2) 自然環境に係る関係法令による指定状況

1) 自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）に基づく国立公園及び国定公園

対象事業実施区域及びその周囲には自然公園法に基づく国立公園や国定公園が指定されていない。

2) 自然環境保全法（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域と自然環境保全地域が指定されていない。

3) 愛媛県県立自然公園条例（昭和 33 年 10 月 17 日愛媛県条例第 50 号）に基づく県立自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には愛媛県県立自然公園条例に基づく県立自然公園が指定されていない。

4) 愛媛県自然環境保全条例（昭和 48 年 10 月 12 日愛媛県条例第 32 号）に基づく愛媛県自然環境保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、愛媛県自然環境保全条例に基づく愛媛県自然環境保全地域が指定されていない。

5) 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における森林法に基づく保安林の指定状況は、図 3.3-21 に示すとおりである。

対象事業実施区域には保安林は存在しない。

6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保全に関する法律に基づく生息地等保護区は指定されていない。

7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 3.3-51 及び図 3.3-22 に示すとおりである。

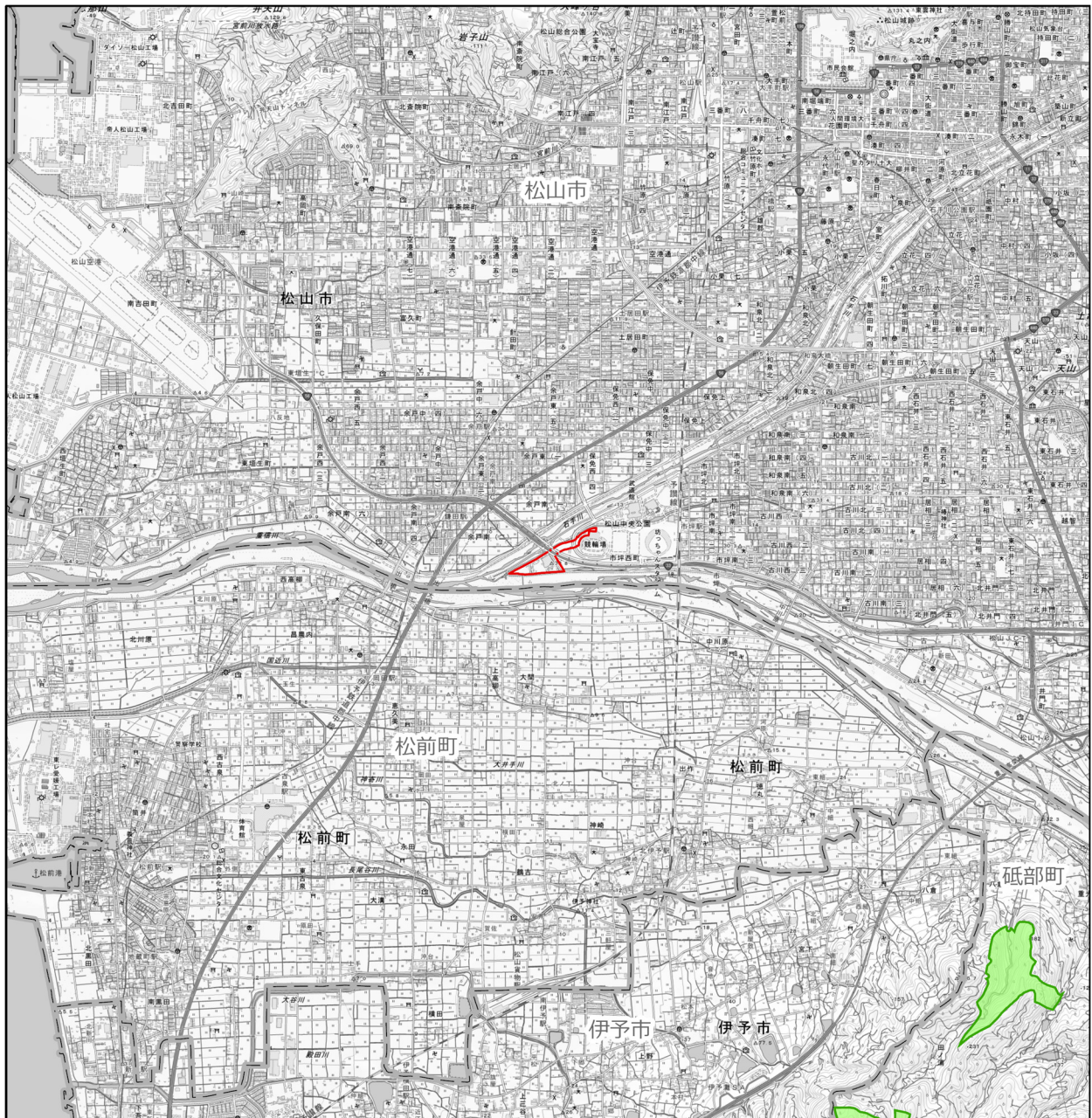
表 3.3-51 鳥獣保護区の指定状況

No.	名称	面積 (ha)	適用期間
1	松山城鳥獣保護区	62	令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日

出典：「愛媛県の鳥獣保護区等位置図」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

8) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）に基づく自然遺産

対象事業実施区域及びその周囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産は指定されていない。



対象事業実施区域

保安林

出典：「国土数値情報 森林データ」（令和7年10月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト）

1:50,000

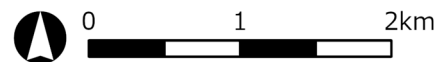
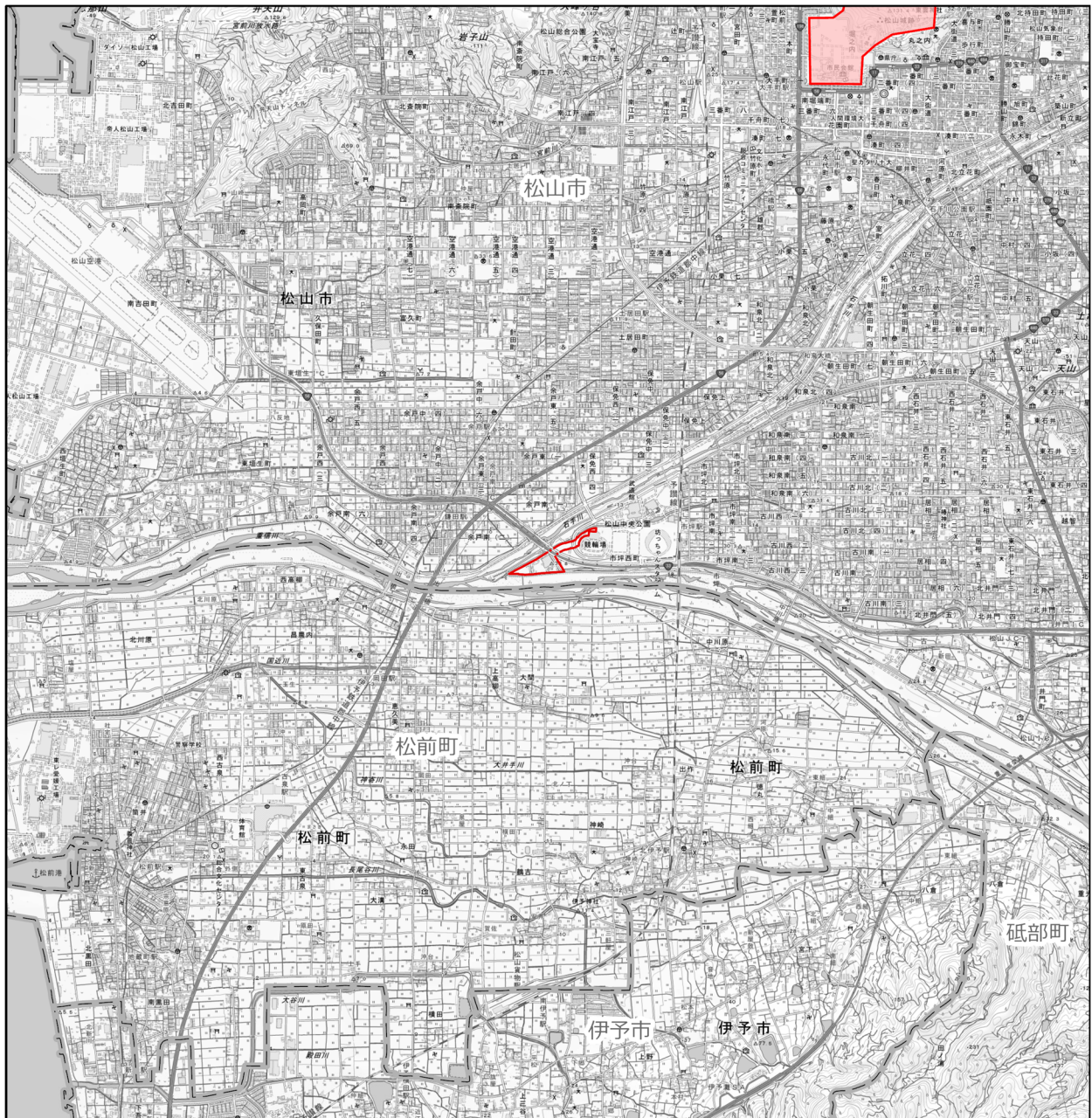


図 3.3-21 対象事業実施区域及びその周囲における保安林の指定状況



対象事業実施区域

鳥獣保護区

出典：「愛媛県の鳥獣保護区等位置図」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

1:50,000

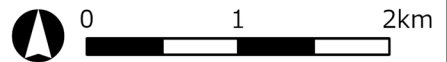


図 3.3-22 対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区の指定状況

(3) 土地利用に係る指定状況

1) 都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化区域

対象事業実施区域及びその周囲には、都市緑地法に基づき指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化区域はない。

2) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲における、都市計画法に基づく風致地区の指定状況は、表3.3-52及び図3.3-23に示すとおりである。

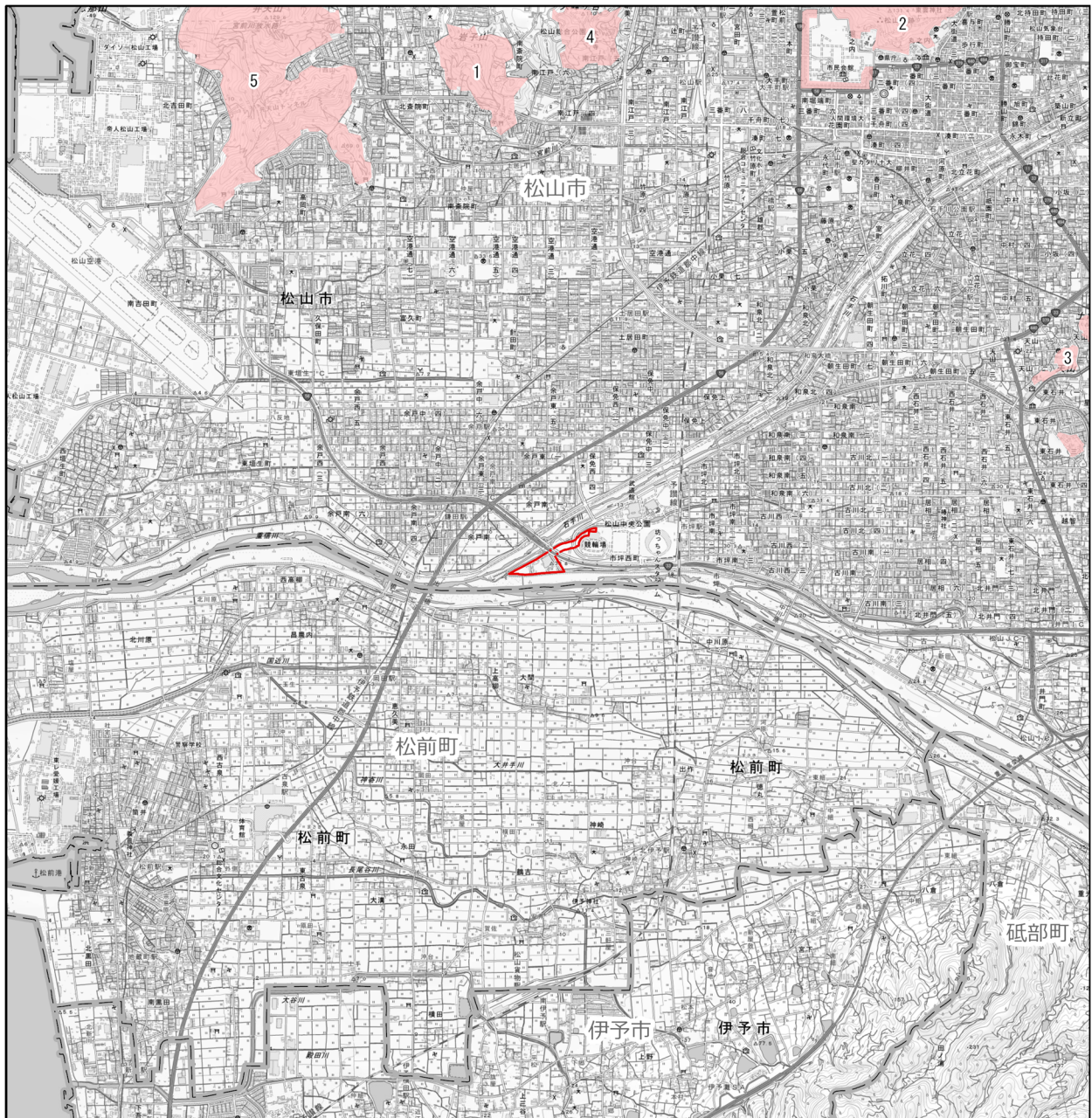
対象事業実施区域には風致地区は存在しない。

表 3.3-52 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

No.	名称	面積 (ha)
1	岩子山	30.0
2	城山	42.0
3	星岡	20.7
4	大峰台	19.3
5	弁天山	137.9

注) 表中のNo. は、図 3.3-23に対応している。

出典：「令和6年都市計画現況調査」（令和7年10月閲覧、国土交通省ホームページ）



対象事業実施区域

風致地区

出典：「愛媛県都市計画情報マップ」（令和7年10月閲覧、愛媛県ホームページ）

1:50,000

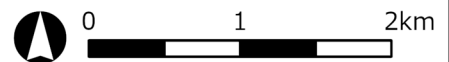


図 3.3-23 対象事業実施区域及びその周囲における風致地区の指定状況

3) 風致地区内における建築等の規制に関する条例における規制

松山市及び伊予市における風致地区内での行為の許可基準は、表 3.3-53 に示すとおりである。

表 3.3-53 風致地区内の許可基準

<p>1. 建築物等の新築、増築、改築又は移転</p> <p>ア. 建築物の高さが10m以下であること。</p> <p>イ. 建築物の建ぺい率が10分の4以下であること。</p> <p>ウ. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2m以上、その他の部分にあっては1m以上であること。</p> <p>エ. 建築物の位置、形態及び意匠が周辺の風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>オ. 建築物の敷地が造成された宅地土地の場合、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うこと。</p>
<p>2. 宅地の造成等</p> <p>ア. 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が25%以上(自己の居住の用に供する住宅の用に供する宅地の造成にあっては、15%以上)であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ. 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ウ. 1haを超える宅地の造成等にあっては、ア及びイのほか、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>(ア) 高さが5mを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないこと。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 面積が1ha以上である森林で風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの木竹の伐採を伴わないこと。</p> <p>エ. 1ha以下の宅地の造成等で、ウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p>
<p>3. 水面の埋立て又は干拓</p> <p>ア. 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>イ. 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>4. 木竹の伐採</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。</p> <p>ア. 建築物等の新設等や宅地の造成等を行うために必要な最小限度の木竹の伐採</p> <p>イ. 森林の択伐</p> <p>ウ. 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ha以下のもの</p>
<p>5. 土石の類の採取</p> <p>採取の方法が、露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
<p>6. 建築物等の色彩の変更</p> <p>変更後の建築物等の色彩が当該建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
<p>7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p> <p>堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>

出典：「松山市風致地区内における建築等の規制に関する条例」(平成16年3月22日松山市条例第15号)
「伊予市風致地区内における建築等の規制に関する条例」(平成17年4月1日伊予市条例第190号)

4) 砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）における砂防指定地

対象事業実施区域近傍に砂防指定地は存在しない（愛媛県 中予地方局 河川砂防課に確認）。

5) 急傾斜地等の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域近傍に急傾斜地崩壊危険区域は存在しない（愛媛県 中予地方局 河川砂防課に確認）。

6) 地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域近傍に地すべり防止区域は存在しない（愛媛県 中予地方局 河川砂防課に確認）。

7) 国土利用計画法（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号）における指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における国土利用計画法に基づく指定状況は、図 3.3-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域は農業地域に指定されている。

8) 宅地造成及び特定盛土等規制法

対象事業実施区域及びその周囲における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指定状況は、図 3.3-25 に示すとおりである。

対象事業実施区域は宅地造成等工事規制区域に指定されている。

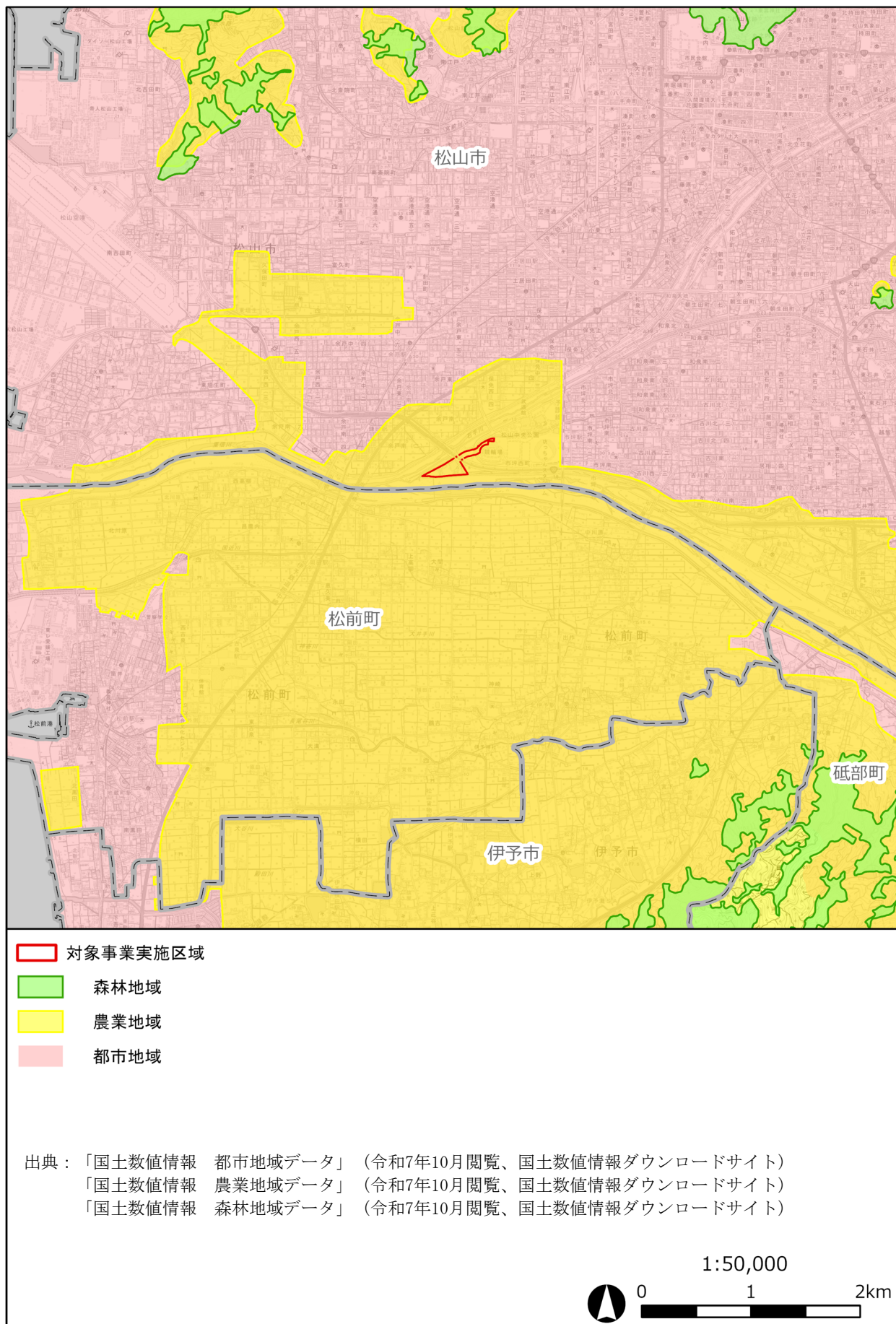


図 3.3-24 対象事業実施区域及びその周囲における土地利用状況

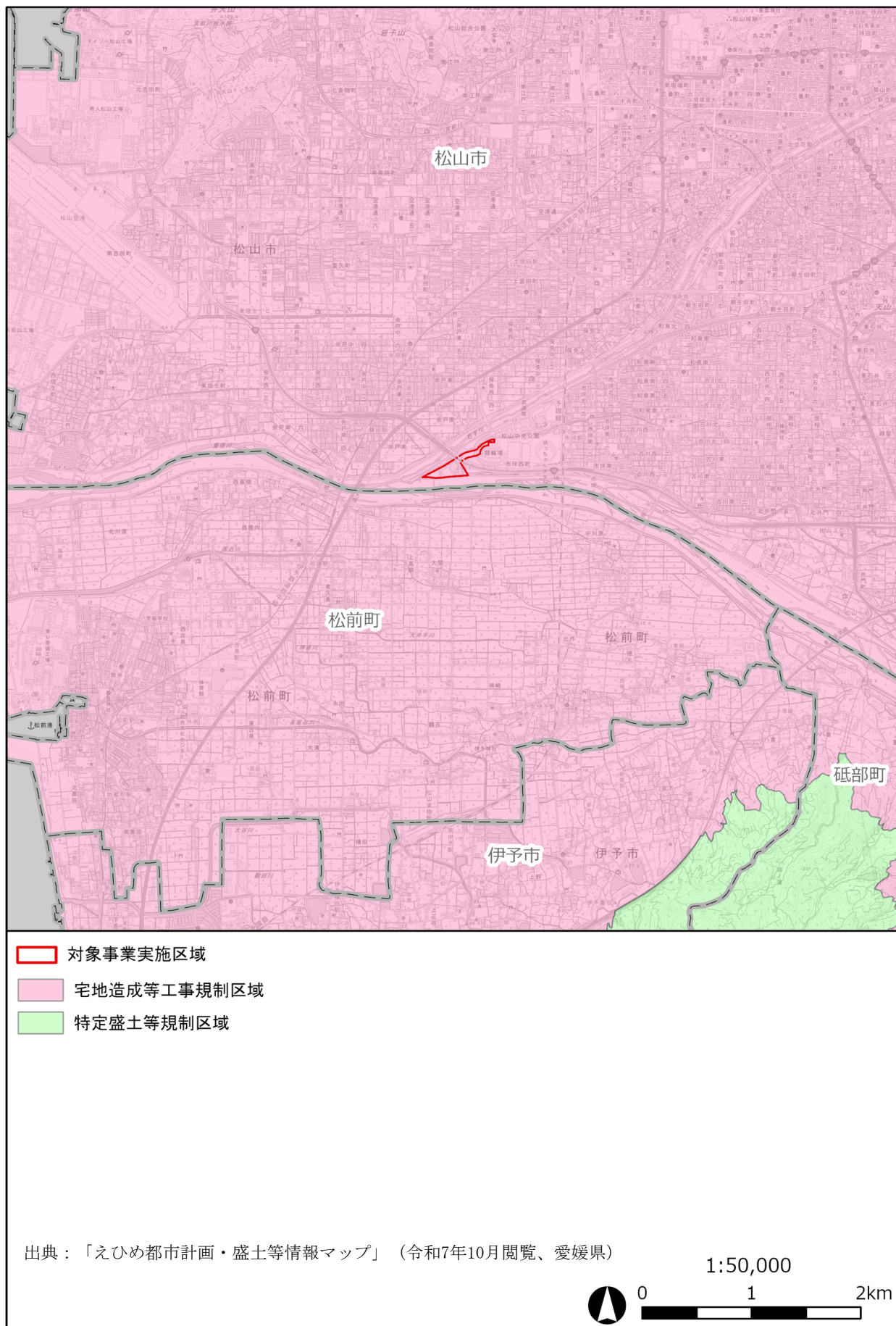


図 3.3-25 対象事業実施区域及びその周囲における宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく指定状況

(4) その他

1) 第四次えひめ環境基本計画（令和7年2月）

愛媛県では、愛媛県環境基本条例（平成8年3月19日愛媛県条例第5号）に示された基本理念のもと、同条例第10条に規定する「環境の保全に関する基本的な計画」として「第四次えひめ環境基本計画」を策定している。本計画の概要は、表3.3-54に示すとおりである。

表 3.3-54 第四次えひめ環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	令和7年度から令和12年度までの6年間
計画の対象範囲	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育
目指すべき将来像	環境を守り自然と共生する「愛顔あふれる地域循環共生圏えひめ」の実現
基本目標と施策の方向	1. 地球温暖化対策への取組 (1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換 (2) 脱炭素型ビジネススタイルの実現 (3) 脱炭素型自治体運営の推進 (4) 社会インフラの脱炭素化
	2. 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全 (1) 3Rの推進と廃棄物の削減 (2) 産業廃棄物処理適正化 (3) 海洋ごみ対策 (4) 災害廃棄物処理体制の構築 (5) 良好な大気・水・土壌環境等の保全
	3. 自然との共生 (1) 豊かな自然環境の保全 (2) 生物多様性の保全 (3) 農山漁村が有する地域資源の保全
	4. 環境教育・学習の推進と環境保全活動の促進 (1) 環境教育(ESD)・学習の充実 (2) 環境教育・学習を推進する人材の育成 (3) 環境保全活動と多様な主体による協働の促進

出典：「第四次えひめ環境基本計画」（令和7年2月、愛媛県）

2) 第3次松山市環境総合計画（令和7年3月）

松山市では、「松山市環境基本条例」（平成15年3月24日松山市条例第9号）に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けた計画として「第3次松山市環境総合計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-55 に示すとおりである。

表 3.3-55 第3次松山市環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	令和7年度(2025年度)から令和17年度(2035年度)までの11年間
計画の対象範囲	生活環境、自然環境、都市環境、地球環境、環境保全活動
目指すべき将来像	協働が築く自然と都市が調和するまち 松山 ～美しい環境を次世代へつなぐまちを目指して～
基本目標と施策の方向	1. 3Rを推進するまち (1)ごみの発生を抑えよう (2)ごみを資源としていかそう
	2. ごみを適正に処理するまち (1)ごみを計画的に処理しよう (2)ごみの不適正な処理を防止しよう
	3. 脱炭素の暮らし広がるまち (1)地域資源をいかした再生可能エネルギーを利用しよう (2)脱炭素型のライフスタイルを推進しよう
	4. 気候変動に適応するまち (1)地球温暖化によるリスクを減らそう
	5. 安全・安心で快適に暮らせるまち (1)水を大切にしよう (2)快適な生活環境を守ろう (3)みんなで美しいまちにしよう
	6. 豊かな自然あふれるまち (1)自然を守り、ふれあおう (2)生物の多様性を保全・回復しよう (3)農地からの恵みを享受しよう

出典：「第3次松山市環境総合計画」（令和7年3月、松山市）

3) 伊予市環境基本計画（令和5年3月）

伊予市では、「伊予市環境基本条例」（令和4年3月18日伊予市条例第1号）に定める環境の保全等の理念の実現を図るため、基本的な施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「伊予市環境基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-56 に示すとおりである。

表 3.3-56 伊予市環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間
計画の対象範囲	生活環境、都市・快適環境、自然環境、地球環境・廃棄物
目指すべき将来像	未来につなぐ 環境に優しい 持続可能なまち 伊予
基本目標と施策の方向	①住み続けたいくなる快適な生活環境が守られるまち (1)安心・安全な環境づくりの推進 (2)持続可能な魅力ある環境資源の活用 (3)魅力ある景観の保全
	②自然環境が持続可能な利用で守られるまち (1)豊かな緑と安らぎの水辺環境の保全・創造 (2)生物多様性の保全と持続可能な利用
	③環境にやさしい暮らし方が続けられるまち (1)再生可能エネルギーの創出 (2)省エネルギー対策の推進 (3)低炭素まちづくりの推進 (4)循環型社会形成の推進 (5)気候変動への適応策
	④環境教育や環境行動が日常にあるまち (1)環境学習メニューの充実 (2)環境保全活動の活性化支援

出典：「伊予市環境基本計画 2023-2032」（令和5年3月、伊予市）

4) 第2次砥部町環境基本計画（令和2年2月）

砥部町では、「砥部町環境基本条例」（平成18年3月24日砥部町条例第10号）に基づき、国や県の関連法・関連条例や関連計画と連携するとともに、砥部町総合計画と整合を図り、環境面から補完することを目的として「第2次砥部町環境基本計画」を策定している。本計画の概要は、表3.3-57に示すとおりである。

表 3.3-57 第2次砥部町環境基本計画の概要

項目	概要
計画期間	令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間
計画の対象範囲	生活環境の保全、自然環境の保全、快適環境の確保、資源・エネルギーの循環・適正利用、環境教育及び環境学習の振興
目指すべき将来像	うるおいのある自然豊かなまち 砥部
基本目標と施策の方向	①健やかで安心して暮らせるまち (1)自動車排出ガス対策の推進 (2)工場・事業場の固定発生源対策の推進 (3)野焼き対策の推進 (4)生活排水対策の推進 (5)施肥対策の推進 (6)工場・事業場排水対策の推進 (7)工事による排水対策 (8)親水性の確保 (9)工場・事業場からの騒音・振動・悪臭対策の推進 (10)日常生活からの騒音・振動・悪臭対策の推進 (11)ダイオキシン類対策の推進 (12)有害化学物質に関する情報の収集及び提供 (13)土壌汚染物質の排出抑制
	②豊かな自然と歴史・文化を大切にすまち (1)動植物の生育・生息環境の保全 (2)文化財の保存と継承
	③やすらぎのある快適な生活空間を感じるまち (1)不法投棄、ポイ捨て対策の推進 (2)環境美化の推進 (3)景観に配慮したまちづくりの推進
	④限りある資源と地球環境を大切にすまち (1)廃棄物の発生抑制 (2)リサイクルの推進 (3)町民・事業者への啓発活動の推進 (4)地球温暖化防止対策等の推進 (5)資源・エネルギーの有効利用
	⑤環境のことを考え、行動すまち (1)町・町民・事業者の連携・協力の推進 (2)町民・事業者の自主的な環境保全への取り組みの推進 (3)環境教育・学習の推進 (4)環境情報の収集・提供

出典：「第2次砥部町環境基本計画」（令和2年2月、砥部町）

5) 景観法に基づく景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲では、松山市、松前町、伊予市及び砥部町が景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく景観行政団体であり、松山市、伊予市及び砥部町においては景観計画が定められている。

① 松山市景観計画（令和 7 年 4 月）

松山市では、「松山市景観条例」（平成 8 年 3 月 21 日松山市条例第 17 号）に基づき、「松山市景観計画」（令和 7 年 4 月、松山市）が策定されている。本計画では景観計画区域、景観形成重点地区及び眺望保全区域が指定されており、それぞれ良好な景観形成のために必要な方針や基準等を定めている。対象事業実施区域及びその周囲における景観計画区域等の概要は表 3.3-58 に、景観計画区域等における届出対象行為は表 3.3-59 に、松山市景観計画区域の位置図は図 3.3-26 に示すとおりである。

表 3.3-58 景観計画区域等の概要（松山市）

景観計画区域	良好な景観形成に関する方針
中心地区景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体でのまちなみの調和に配慮しつつ、地区内のそれぞれのエリアや通りの特性を活かした景観を形成する。 ・骨格となる街路空間や都市空間については、景観形成重点地区への位置付けを検討するなど、適切に規制・誘導することで、メリハリのある景観を形成する。 ・松山城から俯瞰する市街地の眺めや、歩行者、路面電車からの見え方などを意識した、美しい景観を形成する。
市役所前榎町通り 景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・高さへの配慮と建築物の壁面後退により、街路の広がりを持し、松山城への美しい眺望景観を保全・形成する。 ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫感を軽減させるよう努め、美しくゆとりある中心市街地景観を形成する。 ・自然と調和する落ち着いた色彩の使用やデザインを検討し、松山城の品格と歴史的風情にふさわしいまちなみを維持向上させる。
二番町通り 景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再配分により、歩行者が安全・安心に、楽しく歩ける街路景観を形成する。 ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫感を軽減させるよう努め、美しくゆとりと潤いのある景観を形成する。 ・大街道商店街からの賑わいの滲み出しに配慮して、歩いて楽しい中心市街地景観を形成する。
ロープウェー街 景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再配分と建築物のファサード整備により、歩行者が安全・安心して、楽しく歩ける街路景観を形成する。 ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫感を軽減させるよう努め、美しくゆとりと潤いのある景観を形成する。 ・大街道商店街からの賑わいの滲み出しに配慮して、歩いて楽しい中心市街地景観を形成する。 ・松山城へのアプローチとして、城山の石垣を意識した景観を形成する。
松山駅周辺 景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が景観に与えるイメージに配慮し、松山の陸の玄関口にふさわしい、美しく品格ある駅前空間を形成する。 ・建物や敷地が道路等の公共空間と一体となり、賑やかで楽しく魅力的な空間を形成することで、人々が快適に回遊し、滞留できる環境を創出する。 ・緑の連なりにより、四季の移り変わりが感じられ、多様な人々が憩い、交流し、心地よく過ごせる潤いのある都市空間を形成する。 ・市民や来訪者が、夜間も安全・安心に導かれ、回遊を楽しむことのできる光の環境を整備する。
大手町通り 景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物壁面の配慮により、街路の広がりや開放感を維持しつつ、ゆとりある街路景観を形成する。 ・まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物との調和を図るよう努め、美しく潤いのある沿道景観を形成する。 ・歩行者の視点や路面電車からの車窓風景を意識し、落ち着いた色彩やデザインの使用により、松山中心部へと誘う風格あるシンボルロードを演出する。

出典：「松山市景観計画」（令和7年4月、松山市）

表 3.3-59(1) 景観計画区域及び眺望保全区域における届出対象行為（松山市）

行為の種類		届出を要する行為の規模等	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000m ² を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が15m ² を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築又は移転 <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、物見塔など ・観覧車、コースター、メリーゴーラウンドなどの遊戯施設 ・コンクリートプラント、クラッシュプラントなど ・自動車車庫の用途に供する施設 ・飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場など 	高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000m ² を超えるもの	
		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの 	高さが1.5mを超えるものかつ長さが60mを超えるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給又は電気通信のための施設 ・太陽光発電のための施設 	高さが15m(増築・改築の場合及び建築物と一体のものとして行う新設・移転の場合は5m)を超えるもの又は築造面積が10m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が15m ² を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		地形の外観変更に係る部分の面積が200m ² を超えるもの又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
木竹の伐採 ※通常の管理行為等は除く		高さが5mを超える木竹の伐採	
屋外における土石、廃棄物 ^{注1} 、再生資源 ^{注2} 、その他の物件の堆積 ※期間が30日以内のものは除く		高さが3mを超えるもの又は堆積を行う土地の面積が100m ² を超えるもの	

注1) 廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を示す。

注2) 再生資源とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を示す。

出典:「松山市景観計画」(令和7年4月、松山市)

表 3.3-59(2) 景観形成重点地区における届出対象行為（松山市）

行為の種類		届出を要する行為の規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが 5m を超えるもの又は床面積の合計が 10m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が 15m ² を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、物見塔など ・観覧車、コースター、メリーゴーラウンドなどの遊戯施設 ・コンクリートプラント、クラッシュプラントなど ・自動車車庫の用途に供する施設 ・飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場など 	高さが 5m を超えるもの又は築造面積が 10m ² を超えるもの
	・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さが 1.5m を超えるものかつ長さが 5m を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気供給又は電気通信のための施設 ・太陽光発電のための施設 	高さが 15m(増築・改築の場合及び建築物と一体のものとして行う新設・移転の場合は 5m) を超えるもの又は築造面積が 10m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更部分の面積が 15m ² を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	地形の外観変更に係る部分の面積が 200m ² を超えるもの又は法面若しくは擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
木竹の伐採 ※通常の管理行為等は除く	高さが 5m を超える木竹の伐採	
屋外における土石、廃棄物 ^{注1} 、再生資源 ^{注2} 、その他の物件の堆積 ※期間が 30 日以内のものは除く	高さが 3m を超えるもの又は堆積を行う土地の面積が 100m ² を超えるもの	

注1) 廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を示す。

注2) 再生資源とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を示す。

出典：「松山市景観計画」（令和7年4月、松山市）

② 伊予市景観計画（平成 24 年 12 月）

伊予市では、「伊予市景観条例」（平成 24 年 12 月 21 日伊予市条例第 28 号）に基づき、「伊予市景観計画」（平成 24 年 12 月、伊予市）が策定されている。当面は「郡中及び港周辺」を景観計画区域として設定しているが、対象事業実施区域及びその周囲は、景観計画区域が設定されていない。本計画における景観形成の目標像は、表 3.3-60 に示すとおりである。

表 3.3-60 伊予市景観計画における景観形成の目標像

項目	概要
景観形成理念	「市民の誰もが、地域のまちづくりで交流し、自然と共生するふるさととなるような景観形成をめざす」 「新旧のまちや人が交流する景観形成を目指す。」
景観形成の目標像	「中心市街地の活性化に役立つまちなみ景観の保全と創造を行う」 ・歴史的な沿道・街道の景観保全と創造 ・伊予港周辺のシンボル景観の保全と創造
景観形成方針の設定	「地域の活力、にぎわいを演出するような景観創出」 ・中心市街地は、日常的に多くの人々の目に触れる場でもあることから、地域の活力を引き出すような魅力的な景観創出を図る。

出典：「伊予市景観計画」（平成24年12月、伊予市）

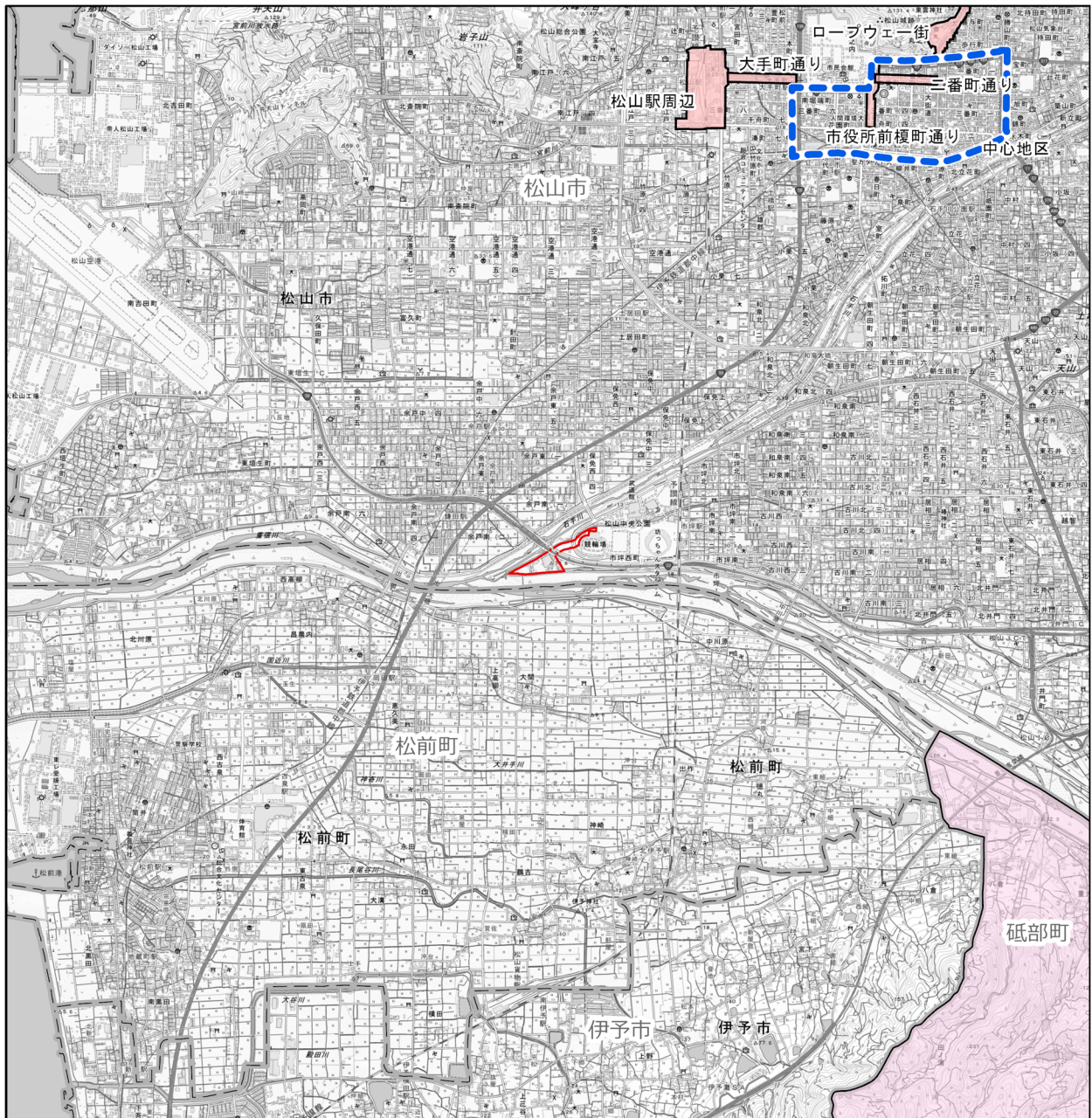
③ 砥部町景観計画（令和 2 年 9 月）

砥部町では「砥部町景観条例」（令和 2 年 12 月 15 日砥部町条例第 27 号）に基づき、「砥部町景観計画」（令和 2 年 9 月、砥部町）が策定されている。砥部町では、一体的な配慮の下で景観計画を定めるため、町全域を景観計画区域として設定している。対象事業実施区域及びその周囲は、麻生地区に含まれている。麻生地区における景観形成の基本方針は、表 3.3-61 に示すとおりである。また、景観計画区域は、図 3.3-26 に示すとおりである。

表 3.3-61 麻生地区における景観形成の基本方針

項目	概要
目指すべき景観の姿	経済活動のにぎわいを維持しつつ、良好な住環境を保全し、周囲と調和する都市基盤整備を進め、「市街地のいどころ」を目標に景観まちづくりを進める。
基本方針	①自然 ・重信川堤防の保全は、県と連携し、緑地公園の保全活動を進め、手入れの行き届いた憩いの空間づくりに努める。 ・赤坂泉は公園として保全し、陶街道五十三次のスタンプラリーの活動を支える。 ・農用地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努める。
	②歴史・文化 ・古墳群の遺跡は公園として保全する。 ・文化財を活用した地域振興を図るため、文化財の価値と調和する景観の形成に努める。
	③生活 ・集客性の高い大規模レクリエーション施設の周辺を落ち着いたある都市的な景観の形成に努め、緑の保全や環境の美化活動を進める。 ・戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努める。 ・戸建て住宅の空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図る。 ・幹線道路の沿道は都市的なにぎわいを維持しつつ、周辺と調和するように整える。

出典：「砥部町景観計画」（令和2年9月、砥部町）



- 対象事業実施区域
- 松山市景観計画区域
- 松山市景観形成重点地区
- 砥部町景観計画区域

出典：「松山市景観計画」(令和7年4月、松山市)
「砥部町景観計画」(令和2年9月、砥部町)

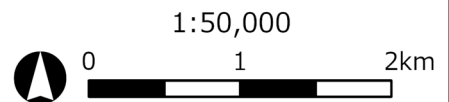


図 3.3-26 対象事業実施区域及びその周囲における景観計画区域

6) 建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～

国土交通省は、建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画として、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月、国土交通省)を策定している。

本計画による再資源化の目標値は、表 3.3-62 に示すとおりである。

表 3.3-62 建設リサイクル推進計画 2020 の再資源化の目標値

対象品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99 %以上	99.5 %	99 %以上
コンクリート塊	再資源化率	99 %以上	99.3 %	99 %以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95 %以上	69.2 %	97 %以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90 %以上	94.6 %	95 %以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5 %以下	3.1 %	3.0 %以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96 %以上	97.2 %	98 %以上
建設発生土	有効利用率	80 %以上	79.8 %	80 %以上

注) 各指標の定義は次のとおりである。

＜再資源化率＞

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜建設混合廃棄物排出率＞

全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月、国土交通省)

7) 四国地方建設リサイクル推進計画

国土交通省は、国及び地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、四国地域における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「四国地方建設リサイクル推進計画」（平成 27 年 10 月、建設副産物対策四国地方連絡協議会）を策定している。

本計画による再資源化等の目標値は、表 3.3-63 に示すとおりである。

表 3.3-63 四国地方建設リサイクル推進計画の再資源化の目標値

対象品目	指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標)
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98.8 %	99 %以上
	再資源化率	99.1 %	99 %以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	85.5 %	95 %以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	88.6 %	90 %以上
建設混合廃棄物	排出率	2.7 %	3.0 %以下
	再資源化・縮減率	35.8 %	50 %以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.6 %	96 %以上
建設発生土	有効利用率	-	80 %以上

注) 各指標の定義は次のとおりである。

〈再資源化率〉

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

〈再資源化・縮減率〉

建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

〈建設混合廃棄物排出率〉

全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

〈建設発生土有効利用率〉

建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「四国地方建設リサイクル推進計画」（平成27年10月、建設副産物対策四国地方連絡協議会）

8) 廃棄物処理計画

① 第五次えひめ循環型社会推進計画 令和3年度～令和7年度（令和4年3月）

愛媛県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及びバイオマス活用推進基本法（平成21年6月12日法律第52号）第21条第1項に基づく「都道府県バイオマス活用推進計画」として、「第五次えひめ循環型社会推進計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-64 に示すとおりである。

表 3.3-64 第五次えひめ循環型社会推進計画の概要

項目	概要			
計画期間	令和3年度～令和7年度までの5年間			
計画の対象範囲	廃棄物処理法に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物			
計画の目標	■一般廃棄物(ごみ)の減量化目標 ①ごみ総排出量を令和2年度から約8%削減する(402千tに削減) ②再生利用率を28%に増加する ③最終処分量を令和2年度から12%削減する(35千tに削減)			
	■一般廃棄物(ごみ)の減量化目標			
		実績(速報)値	予測値	目標値
		令和2年度	令和7年度	令和7年度
	ごみ総排出量(千t)	438	415	402
	1人1日当たりの排出量(g/人・日)	882	893	865
	再生利用率(%)	16.7	16.2	28.0
	最終処分量(千t)	40	37	35
	■産業廃棄物の減量化目標 ①排出量を令和元年度から1%削減する(7,720千tに削減) ②再生利用率を約38%に増加する(再生利用量を2,930千tに増加) ③最終処分量を令和元年度から約5%削減する(226千tに削減)			
	■産業廃棄物の減量化目標			
		実績(速報)値	予測値	目標値
		令和2年度	令和7年度	令和7年度
	排出量(千t)	7,799	7,929	7,720
	再生利用率(%)	29.7	29.9	38.0
再生利用量(千t)	2,318	2,367	2,930	
最終処分量(千t)	238	242	226	

出典：「第五次えひめ循環型社会推進計画」（令和4年3月、愛媛県）

② 松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和3年3月策定、令和6年3月改定）

松山市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条（平成7年3月17日松山市条例第8号）に基づき「松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表3.3-65に示すとおりである。

表 3.3-65 松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

項目	概要					
計画期間	令和3年度～令和7年度の5年間					
目標年度	令和12年度					
計画の対象範囲	一般廃棄物のうちのごみ(家庭系ごみ及び事業系ごみ)					
計画の目標	■1人1日当たりのごみ排出量：基準年度(平成30年度)から50g以上削減する。					
	■ごみ総排出量等の将来推計結果と目標					
		年度等	実績値	推計値		目標 (令和12年度)
	項目		基準年度 (平成30年度)	見直し年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)	
	人口(人)		513,361	498,800	489,100	-
	ごみ排出量 (t/年)	家庭系	115,577	108,717	104,613	-
		事業系	29,105	27,517	26,762	-
	ごみ総排出量(t/年)		144,682	136,234	131,375	-
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		772	748	736	722以下
	■リサイクル率：26%に引き上げる。					
	■リサイクル率等の将来推計結果と目標					
		年度等	実績値	推計値		目標 (令和12年度)
	資源化量		基準年度 (平成30年度)	見直し年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)	
	焼却施設(t/年)		5,264	4,808	4,700	-
	資源化施設(t/年)		22,126	19,422	17,583	-
粗大ごみ処理施設 (t/年)		1,625	1,622	1,631	-	
資源化量計(t/年)		29,015	25,852	23,915	-	
リサイクル率(%)		20.1	19.0	18.2	26	
■ごみの焼却に伴うCO ₂ 排出量：基準年度(平成30年度)から8,000t以上削減する。						
■ごみ焼却に伴うCO ₂ 排出量の将来推計結果						
	年度等	実績値	推計値		目標 (令和12年度)	
処理量		基準年度 (平成30年度)	見直し年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)		
焼却処理量(t/年)		119,075	114,900	111,946	-	
焼却処理量から算出した排出量(t-CO ₂ /年)		63,694	61,463	59,881	-	
売電・余熱利用量分の削減量(t-CO ₂ /年)		12,731	9,363	9,123	-	
ごみの焼却に伴う排出量(t-CO ₂ /年)		50,963	52,100	50,758	42,963	

出典：「松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和6年3月改定、松山市）

③ 松前町一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 4 月）

松前町は、一般廃棄物処理に係る長期的な展望を示し、さらなる廃棄物の減量化及び 3R の推進に努め、環境負荷をできる限り低減させる循環型社会を構築することを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき「松前町一般廃棄物処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-66 に示すとおりである。

表 3.3-66 松前町一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要																																																					
計画期間	平成 23 年度～令和 7 年度までの 15 年間																																																					
目標年度	令和 7 年度																																																					
計画の対象範囲	一般廃棄物(ごみ・生活排水)																																																					
計画の目標	<p>■家庭系原単位:640g/人・日以下、リサイクル率は 30%にすることを目標とする。</p> <p>■減量化・資源化目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>目標</th> <th colspan="2">国・県の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系原単位</td> <td>640g/人・日以下</td> <td colspan="2">県：1,018g/人・日 (平成 22 年度目標)</td> </tr> <tr> <td>資源ごみを除く 1 人 1 日当たりごみの排出量(原単位)</td> <td>420g/人・日以下</td> <td colspan="2">国：520g/人・日 (平成 27 年度目標)</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>30%</td> <td colspan="2">県：22% (平成 22 年度目標)</td> </tr> </tbody> </table> <p>■計画ごみ量 原単位、リサイクル率の目標と達成することで、平成 21 年度と比較して約 1,400t 減少させる計画とする。</p> <p>■計画ごみ量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>実績量</th> <th colspan="3">計画量</th> </tr> <tr> <th>平成 21 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 7 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ(t)</td> <td>8,749</td> <td>8,227</td> <td>7,657</td> <td>6,810</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ(t)</td> <td>2,518</td> <td>2,577</td> <td>2,690</td> <td>3,085</td> </tr> <tr> <td>埋立ごみ(t)</td> <td>389</td> <td>370</td> <td>360</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ(t)</td> <td>62</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計画ごみ総量(t)</td> <td>11,726</td> <td>11,243</td> <td>10,777</td> <td>10,315</td> </tr> </tbody> </table>				対象	目標	国・県の目標		家庭系原単位	640g/人・日以下	県：1,018g/人・日 (平成 22 年度目標)		資源ごみを除く 1 人 1 日当たりごみの排出量(原単位)	420g/人・日以下	国：520g/人・日 (平成 27 年度目標)		リサイクル率	30%	県：22% (平成 22 年度目標)		項目	実績量	計画量			平成 21 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	可燃ごみ(t)	8,749	8,227	7,657	6,810	資源ごみ(t)	2,518	2,577	2,690	3,085	埋立ごみ(t)	389	370	360	350	粗大ごみ(t)	62	60	60	60	計画ごみ総量(t)	11,726	11,243	10,777	10,315
	対象	目標	国・県の目標																																																			
	家庭系原単位	640g/人・日以下	県：1,018g/人・日 (平成 22 年度目標)																																																			
	資源ごみを除く 1 人 1 日当たりごみの排出量(原単位)	420g/人・日以下	国：520g/人・日 (平成 27 年度目標)																																																			
	リサイクル率	30%	県：22% (平成 22 年度目標)																																																			
	項目	実績量	計画量																																																			
		平成 21 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年																																																	
可燃ごみ(t)	8,749	8,227	7,657	6,810																																																		
資源ごみ(t)	2,518	2,577	2,690	3,085																																																		
埋立ごみ(t)	389	370	360	350																																																		
粗大ごみ(t)	62	60	60	60																																																		
計画ごみ総量(t)	11,726	11,243	10,777	10,315																																																		

出典：「松前町一般廃棄物処理基本計画」（平成23年4月、松前町）

④ 伊予市一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月）

伊予市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき「伊予市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-67 に示すとおりである。

表 3.3-67 伊予市一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要																			
計画期間	令和6年度～令和10年度までの5年間																			
目標年度	令和15年度																			
計画の対象範囲	一般廃棄物(ごみ・生活排水)																			
計画の目標	<p>■ごみ排出量の減量化目標 目標年度である令和15(2033)年度で7,340t/年(令和3年度比30%削減)、1人1日当たりのごみ排出量653g/人・日を目標とする。</p>																			
	<p>■目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値 (令和3年度)</th> <th>前計画目標値 (令和5年度)</th> <th>見直し年度目標 (令和10年度)</th> <th>目標年度 (令和15年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ総排出量 (t/年)</td> <td>10,485</td> <td>8,577.9</td> <td>8,200</td> <td>7,340 [令和3年度比 -30%]</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)</td> <td>795</td> <td>-</td> <td>690</td> <td>653</td> </tr> </tbody> </table>					項目	実績値 (令和3年度)	前計画目標値 (令和5年度)	見直し年度目標 (令和10年度)	目標年度 (令和15年度)	ごみ総排出量 (t/年)	10,485	8,577.9	8,200	7,340 [令和3年度比 -30%]	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	795	-	690	653
	項目	実績値 (令和3年度)	前計画目標値 (令和5年度)	見直し年度目標 (令和10年度)	目標年度 (令和15年度)															
	ごみ総排出量 (t/年)	10,485	8,577.9	8,200	7,340 [令和3年度比 -30%]															
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	795	-	690	653															
	<p>■循環利用率目標：排出量に対して18%を目標値とする。</p>																			
	<p>■目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績値 (令和3年度)</th> <th>前計画目標値 (令和5年度)</th> <th>見直し年度目標 (令和10年度)</th> <th>目標年度 (令和15年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td>13.9%</td> <td>排出量に 対して25%</td> <td>16%</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>					項目	実績値 (令和3年度)	前計画目標値 (令和5年度)	見直し年度目標 (令和10年度)	目標年度 (令和15年度)	循環利用率	13.9%	排出量に 対して25%	16%	18%					
項目	実績値 (令和3年度)	前計画目標値 (令和5年度)	見直し年度目標 (令和10年度)	目標年度 (令和15年度)																
循環利用率	13.9%	排出量に 対して25%	16%	18%																

出典：「伊予市一般廃棄物処理基本計画」（令和6年3月、伊予市）

⑤ 砥部町一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月策定、令和 6 年 3 月改定）

砥部町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に基づき、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分によって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される快適なまちづくりを実現することを目的として、「砥部町一般廃棄物処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-68 に示すとおりである。

表 3.3-68 砥部町一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要
計画期間	平成 28 年度～令和 12 年度の 15 年間
目標年度	令和 12 年度 (令和 7 年度及び令和 10 年度を中間目標年度とする)
計画の対象範囲	一般廃棄物(ごみ・し尿)
計画の目標	■廃棄物減量化目標 ・ごみ総排出量は令和 3 年度から約 16%削減する。 ・事業系ごみ排出量を令和 3 年度から約 8%削減する。 ・1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は、約 619g/人・日とする。
	■生活排水処理目標 ・生活排水処理率を約85%以上とする。 ・下水道普及率を約50%以上とする。

出典：「砥部町一般廃棄物処理基本計画<中間見直し>」（令和6年3月、砥部町）

⑥ 東温市一般廃棄物処理基本計画（令和7年3月）

東温市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき「東温市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-69 に示すとおりである。

表 3.3-69 東温市一般廃棄物処理基本計画の概要

項目	概要					
計画期間	令和7年度～令和21年度の15年間					
目標年度	令和21年度					
計画の対象範囲	一般廃棄物(ごみ、生活排水)					
計画の目標	■減量化・資源化目標 ・家庭ごみ1人1日当たりごみ排出量は、計画目標年度までに441g/人・日以下を目指すものとする。 ・リサイクル率は、計画目標年度までに10.3%を目指すものとする。 ・1人1日当たりのごみ排出量は、計画目標年度までに666g/人・日を目指すものとする。 ・最終処分率は、計画目標年度までに1,865t/年を目指すものとする。					
				目標		
	指標	単位	実績	計画目標年度		
			R5	R11	R16	R21
	1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	724	698	680	666
	家庭ごみ1人1日当たりごみ排出量※	g/人・日	486	462	451	441
	リサイクル率	%	9.7	10.2	10.2	10.3
	最終処分量	t/年	1,348	1,361	1,368	1,865
	※資源ごみを除く					
	■生活排水処理目標 生活排水は、令和12年度までに汚水衛生処理率を95.0%にし、令和17年度に95.7%を目指すものとする。					
			目標			
指標	単位	実績	計画目標年度			
		R5	R11	R16	R21	
汚水衛生処理率	%	91.5	93.7	94.7	95.4	

出典：「東温市一般廃棄物処理基本計画」（令和7年3月、東温市）

⑦ 久万高原町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(令和7年3月)

久万高原町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定している。本計画の概要は、表3.3-70に示すとおりである。

表 3.3-70 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(久万高原町)の概要

項目	概要
計画期間	平成29年度～令和13年度までの15年間
目標年度	令和13年度
計画の対象範囲	一般廃棄物(ごみ)
計画の目標	<p>(1) 排出削減目標 ごみ総排出量の削減目標(令和4年度実績に対する削減率)は、令和13年度において、26%削減することを目標とする。</p> <p>(2) 再生利用率目標 再生利用率の目標は(令和4年度実績24.5%に対して)、令和13年度において27%を達成することを目標とする。</p> <p>(3) 最終処分量の目標 (1)及び(2)の排出削減及び再生利用の促進により、令和4年度実績の最終処分量を令和13年度で25%削減することを目標とする。</p>

出典：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和7年3月、久万高原町)

9) 災害廃棄物処理計画

① 愛媛県災害廃棄物処理計画(平成28年4月策定、令和4年9月改定)

愛媛県は、各市町村が災害廃棄物処理計画の見直し等を検討する際の支援が可能となるよう、「愛媛県災害廃棄物処理計画」を策定しており、処理計画に関する総合的な対策等を示している。本計画の概要は、表3.3-71に示すとおりである。

表 3.3-71 愛媛県災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要
計画の対象範囲	地震災害、水害、そのほか自然災害によって発生する廃棄物(津波堆積物も含む)
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画として平常時(災害予防)、応急対応時、復旧・復興時の段階別に、地域特性を考慮した処理計画事項を定める。 ・ 発災後の時期区分については、災害規模や内容により異なるが、初動期は発災から数日間(それ以降の応急対応は3か月程度まで、復旧・復興はその目標期間である3年程度まで)を目安とする。 ・ 災害廃棄物処理の実施方法については、組織体制・指揮命令系統や管理体制を含め、処理手順や技術的事項について示す。 ・ 本計画は、定期的な訓練や演習を通じて実効性がある計画に改善できるよう、計画見直しの考え方について示す。

出典：「愛媛県災害廃棄物処理計画」(令和4年9月改定、愛媛県)

② 松山市災害廃棄物処理計画(令和4年6月)

松山市は、南海トラフ巨大地震や台風や豪雨による風水害等の災害発生により大量に発生することが想定される災害廃棄物について、東日本大震災等過去の災害の教訓を活かし、それらを適正かつ迅速に処理し、もって災害時における本市の生活環境の保全及び早期復旧・復興を目的として「松山市災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-72 に示すとおりである。

表 3.3-72 松山市災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要				
計画の対象範囲	地震や風水害など災害廃棄物の発生が想定される各種災害によって発生する廃棄物				
災害廃棄物発生量	■ 想定地震ごとの廃棄物発生量				
	津波被害の想定	想定地震	ケース	災害廃棄物発生量(千t)	災害規模
	有	南海トラフ巨大地震	陸側ケース	5,031	大規模
			西側ケース	668	
			東側ケース	657	
			基本ケース	622	
	無	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	ケース2	2,236	小中規模
			ケース1	1,874	
		安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	北側ケース1	440	
			北側ケース2	383	
			南側ケース1	169	
			南側ケース2	75	
		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	ケース2	70	
			ケース1	53	
石鎚山脈北縁の地震		ケース2	51		
		ケース1	47		

出典：「松山市災害廃棄物処理計画」（令和4年6月、松山市）

③ 松前町災害廃棄物処理計画（令和2年1月）

松前町は、愛媛県災害廃棄物処理計画や松前町地域防災計画と整合を取り、災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理し、生活環境の保全と速やかな復旧・復興を図ることを目的として、「松前町災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-73 に示すとおりである。

表 3.3-73 松前町災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要		
計画の対象範囲	災害によって発生した廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物		
災害廃棄物発生量	■南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の廃棄物発生量		
	単位：万t		
	被害想定	災害廃棄物等発生量	
		災害廃棄物	津波堆積物
基本ケース	12	12	24
陸側ケース	104	12	116

出典：「松前町災害廃棄物処理計画」（令和2年1月、松前町）

④ 伊予市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）

伊予市は、愛媛県災害廃棄物処理計画や伊予市地域防災計画との整合を図り、災害廃棄物に起因する混乱を最小限にすることを目的として「伊予市災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-74 に示すとおりである。

表 3.3-74 伊予市災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要						
計画の対象範囲	災害により発生する廃棄物						
災害廃棄物発生量	■南海トラフ巨大地震(陸側ケース)における災害廃棄物の廃棄物発生量 単位：t						
	項目	揺れ	液状化	土砂災害	津波	火災	合計
	可燃物	48,623	7,754	1,316	3,659	377	61,729
	不燃物	48,623	7,754	1,316	3,659	244,791	306,143
	コンクリート がら	140,465	22,399	3,800	10,569	116,747	293,980
	金属くず	17,829	2,843	482	1,341	15,064	37,559
	柱角材	14,587	2,326	395	1,098	0	18,406
	小計	270,127	43,076	7,309	20,326	376,979	717,817
	津波堆積物	-					153,120
合計	870,937						

出典：「伊予市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月、伊予市）

⑤ 砥部町災害廃棄物処理計画（平成31年3月）

砥部町では、砥部町内で想定される災害に対する事前の体制整備を中心とし、町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進することを目的として、「砥部町災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-75 に示すとおりである。

表 3.3-75 砥部町災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要				
計画の対象範囲	災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われるもの				
災害廃棄物発生量	■南海トラフ巨大地震(陸側ケース)における災害廃棄物の廃棄物発生量 単位：t				
	項目	可燃物	不燃物	可燃物+不燃物	合計
	災害廃棄物発生量	1	6	7	7

出典：「砥部町災害廃棄物処理計画」（平成31年3月、砥部町）

⑥ 東温市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）

東温市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した場合において、災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速に処理すること、また、災害発生後の災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、市民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進することを目的として、「東温市災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-76 に示すとおりである。

表 3.3-76 東温市災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要						
計画の対象範囲	地震災害、風水害、その他自然災害によって発生する廃棄物						
災害廃棄物発生量	■組成別災害廃棄物発生量 単位：t						
	災害廃棄物の内訳	想定地震1	想定地震2	想定地震3	想定地震4	想定地震5	想定地震6
	可燃物	69,380	23,176	34,823	21,236	42,133	65,155
	不燃物	69,477	23,196	34,842	21,255	42,172	105,427
	コンクリート がら	200,801	67,028	100,673	61,422	121,867	341,443
	金属	25,459	8,502	12,772	7,790	15,457	31,911
	柱角材	20,814	6,953	10,447	6,371	12,640	19,486
	合計	385,931	128,855	193,557	118,074	234,269	563,422
	想定地震1：川上・小松断層セグメントが活動して発生する地震 想定地震2：石鎚一池田・三野断層セグメントが活動して発生する地震 想定地震3：伊予断層が活動して発生する地震 想定地震4：伊予灘沖海底活断層が活動して発生する地震 想定地震5：安政南海地震（1854）（相田、1981） 想定地震6：南海トラフ巨大地震						

出典：「東温市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月、東温市）

⑦ 久万高原町災害廃棄物処理計画（平成 31 年 3 月）

久万高原町は、愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえ、国の指針（平成 30 年 3 月改定版）等を参考として、災害からの復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「久万高原町災害廃棄物処理計画」を策定している。

本計画の概要は、表 3.3-77 に示すとおりである。

表 3.3-77 久万高原町災害廃棄物処理計画の概要

項目	概要					
計画の対象範囲	地震災害、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物					
災害廃棄物発生量	■組成別災害廃棄物発生量					
	単位：t					
	災害廃棄物の内訳	揺れ	液状化	土砂災害	火災による建物被害	合計
	可燃物	3,405.4	746.3	1,202.2	0.8	38,354.7
	不燃物	36,405.4	746.3	1,202.2	501.9	38,855.8
	コンクリートがら	105,171.0	2,155.9	3,473.1	239.4	111,039.4
	金属	13,348.6	273.6	440.8	30.9	14,093.9
	柱角材	10,921.6	223.9	360.7	0.0	11,506.2
合計	202,252.0	4,146.0	6,679.0	773.0	213,850.0	

出典：「久万高原町災害廃棄物処理計画」（平成31年3月、久万高原町）

10) 緑の基本計画

対象事業実施区域及びその周囲では、松山市において「松山市緑の基本計画」が策定されている。なお、松前町、伊予市及び砥部町においては策定されていない。

① 松山市緑の基本計画（平成 25 年）

松山市では、都市緑地法第 4 条の規定により、町の緑化の進め方や自然環境の保全を図るための取り組み、また、公園や緑地の整備方針など、まちづくりにおける「みどり」のありかたの指針となる「松山市緑の基本計画」を策定している。本計画の概要は、表 3.3-78 に示すとおりである。

表 3.3-78 松山市緑の基本計画の概要

項目	概要
最終目標年次	令和 12 年
計画の対象範囲	樹林地、農地、草地、水辺、水面、公園などの緑地やオープンスペース 公有地や民有地の植栽地 樹木、草花、水、土、空、生物など
目指すべき将来像	『誇れるたから』をみがき、こころが育む“みどりの舞台”
基本目標と施策の方向	1. みどりの創造～緑にあふれ、心が和むまちづくり～ ①都市公園等の整備 ②緑化の推進
	2. みどりの保全～緑を守り、未来につなぐまちづくり～ ①水辺や森林の維持・保全 ②貴重な樹木・樹林地、歴史・文化的な緑地の保全と活用 ③貴重な生態系の保全 ④農地の維持・保全 ⑤斜面緑地の維持・保全 ⑥社寺境内樹林地、保存樹等の保全
	3. みどりの育成～みんなで育む、緑のまちづくり～ ①まちなみ緑化活動の促進 ②緑化意識の普及・啓発活動の推進 ③協働・連携による緑地の維持管理体制づくり ④緑の支援体制づくり

出典：「松山市緑の基本計画」（平成25年、松山市）

3.3.10 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

(1) 文化財

対象事業実施区域及びその周囲における文化財の指定状況は表 3.3-79 及び表 3.3-80、指定文化財の分布状況は図 3.3-27 に示すとおりである。

表 3.3-79 文化財の指定状況

法令等	指定状況
「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国宝 1 件 ・ 国指定 建造物 2 件 ・ 国指定 史跡 1 件 ・ 特別天然記念物 1 件 ・ 国登録 16 件
「愛媛県文化財保護条例」 (昭和 32 年 3 月 29 日愛媛県条例第 11 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定 建造物 1 件 ・ 県指定 史跡 4 件 ・ 県指定 天然記念物 1 件
「松山市文化財保護条例」 (平成 12 年 3 月 21 日松山市条例 16 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定 史跡 1 件 ・ 市指定 天然記念物 5 件
「松前町文化財保護条例」 (昭和 51 年 4 月 3 日松前町条例第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町指定 史跡 2 件 ・ 町指定 石造美術 1 件 ・ 町指定 天然記念物 1 件
「伊予市文化財保護条例」 (平成 17 年 4 月 1 日伊予市条例第 186 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市指定 石造美術 1 件 ・ 市指定 史跡 3 件
「砥部町文化財保護条例」 (平成 17 年 1 月 1 日砥部町条例第 90 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町指定 史跡 3 件 ・ 町指定 天然記念物 1 件 ・ 町指定 古墳 1 件

表 3.3-80(1) 国指定文化財・登録有形文化財

No.	市町	分類	名称	住所	
1	松山市	国宝	大宝寺本堂	南江戸5丁目	
2		国指定	有形文化財 (建造物)	豊島家住宅	井門町
3			萬翠荘(旧久松家別邸)	一番町3丁目	
4			記念物(史跡)	松山城跡	堀之内
5		国登録	有形文化財 (建造物)	愛媛大学附属中学校講堂 (旧旧制松山高等学校講堂)	持田町
6				鍵谷カナ頌功堂	西垣生町
7				愛媛県教育会館	北持田町
8				松山地方气象台庁舎	北持田町
9				八束家住宅主屋	持田町
10				八束家住宅蔵	持田町
11				八束家住宅待合	持田町
12				愛媛県庁本館	一番町
13				松山城筒井門	丸之内
14				松山城筒井門東続櫓	丸之内
15				松山城筒井門西続櫓	丸之内
16				松山城太鼓門	丸之内
17				松山城太鼓門南続櫓	丸之内
18				松山城太鼓門北続櫓	丸之内
19				松山城太鼓櫓	丸之内
20				記念物 (名勝地)	八束氏庭園
-	愛媛県			国指定 特別天然 記念物	記念物 (天然記念物) カワウソ

注) 表中のNo. は、図 3.3-27に対応している。

出典: 「愛媛県の文化財」(令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ)

表 3.3-80(2) 県指定文化財・登録文化財

No.	市町	分類	名称	住所	
21	松山市	県指定	有形文化財 (建造物)	明教館	持田町2丁目
22			記念物(史跡)	子規堂(附埋髪塔)	末広町
23				庚申庵	味酒町2丁目
24				鍵谷カナの墓	西垣生町
25		記念物 (天然記念物)	松山城山樹叢	丸之内	
26	松前町	記念物(史跡)	義農作兵衛の墓	筒井	

注) 表中のNo. は、図 3.3-27に対応している。

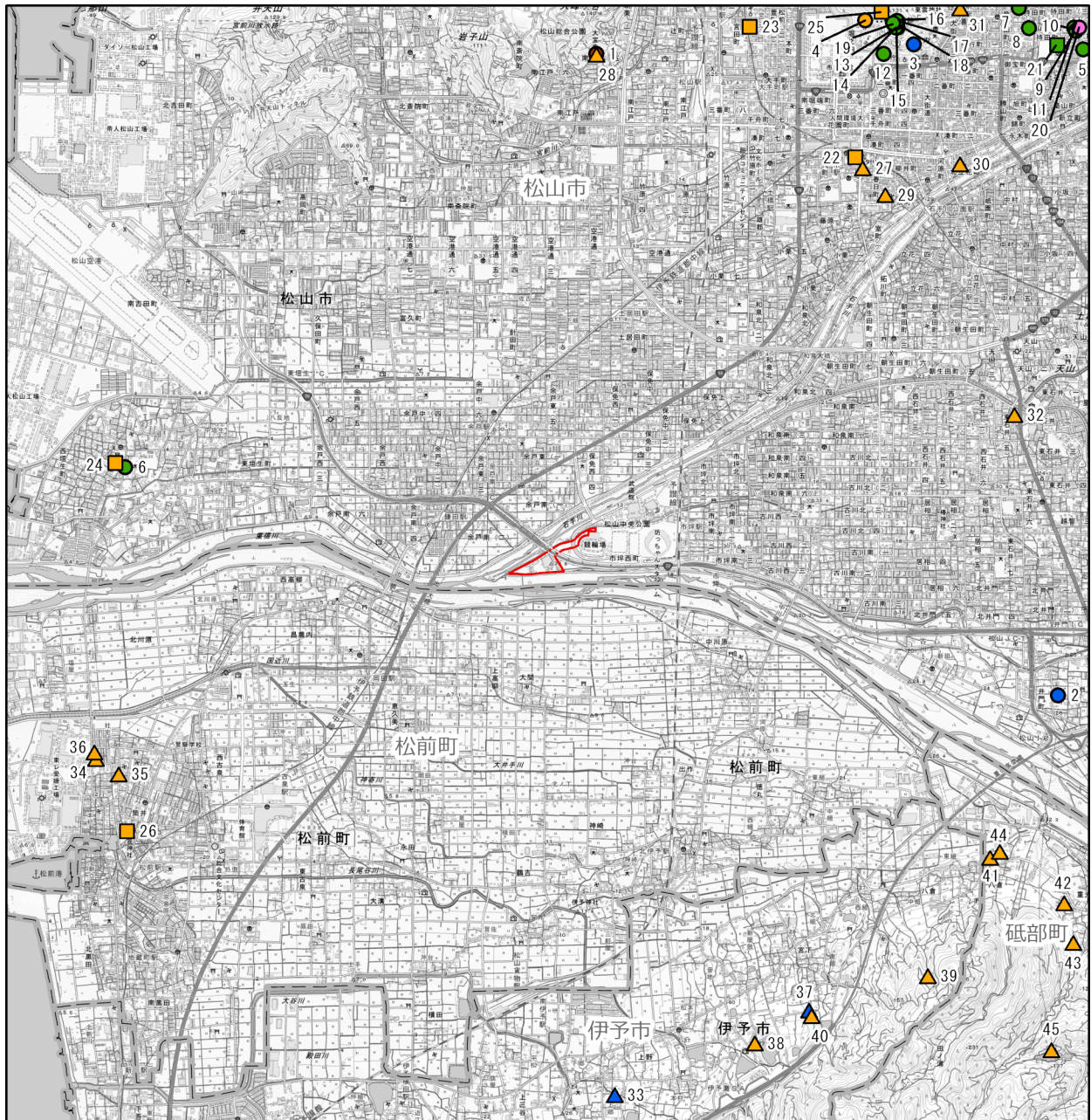
出典: 「愛媛県の文化財」(令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ)

表 3.3-80(3) 市町指定文化財・登録文化財

No.	市町	分類	名称	住所	
27	松山市	市指定 記念物(史跡) 記念物 (天然記念物)	蒲生忠知供養碑	末広町	
28			うば桜	南江戸5丁目	
29			いすの木	泉町	
30			にっぽんたちばな	北立花町	
31			ナンジャモンジャの木	丸之内	
32			おがたまのき	東石井町	
33	松前町	町指定 有形文化財 (石造美術)	伊予神社内の五輪塔・ 経筒・磁器壺	伊予神社(松前町大字神崎193番地)内に設置(鎮座) 伊予稲荷神社(伊予市稲荷1230番地)で保管	
34			記念物(史跡)	松前城跡	松前町大字筒井1410-6南側
35				筒井門柱礎石	松前町大字筒井246-3東側地 先道(矢野地藏付近)
36			記念物(天然記念物)	龍燈の松	松前町歴史民俗資料室で管理
37	伊予市	市指定 有形文化財(石造美術) 記念物(史跡)	長泉寺石造層塔	宮下南組	
38			今岡御所跡	宮下	
39			猪の窪1号墳	宮下猪の窪	
40			後藤又兵衛基次公菩提所	宮下南組	
41	砥部町	町指定 記念物(史跡)	窪田兵右衛門の墓	八倉	
42			魔住が窪	重光	
43			窪田兵右衛門の墓碑	重光(円通寺)	
44		記念物(天然記念物)	もがし	八倉(集会所)	
45		記念物(古墳)	水満田古墳群	麻生	

注) 表中のNo. は、図 3.3-27に対応している。

出典: 「指定文化財」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)
「松前町文化財」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)
「指定文化財」(令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ)
「町指定文化財」(令和7年10月閲覧、砥部町ホームページ)



対象事業実施区域

- | | | | |
|---|-----------|---|-------------|
| ● | 国宝 有形文化財 | ■ | 県指定 有形文化財 |
| ● | 国指定 有形文化財 | ■ | 県指定 記念物 |
| ● | 国指定 記念物 | ▲ | 市・町指定 有形文化財 |
| ● | 国登録 有形文化財 | ▲ | 市・町指定 記念物 |
| ● | 国登録 記念物 | | |

注) 図中の番号は、表 3.3-80 に対応している。

出典：「愛媛県の文化財」（令和7年10月閲覧、愛媛県教育委員会ホームページ）

「指定文化財」（令和7年10月閲覧、松山市ホームページ）

「松前町文化財」（令和7年10月閲覧、松前町ホームページ）

「指定文化財」（令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ）

「町指定文化財」（令和7年10月閲覧、砥部町ホームページ）

1:50,000

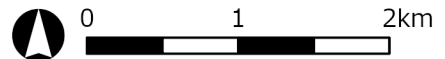


図 3.3-27 対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況は、表 3.3-81 及び図 3.3-28 に示すとおりである。

表 3.3-81(1) 対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況

No.	市町	名称	No.	市町	名称
1	松山市	忽那山古墳群	40	松山市	南斎院土居北遺跡
2		弁天山古墳群、鯛崎遺物包含地	41		縦渕（立渕）城跡
3		生石八幡神社古墳群	42	松前町	横田条里制遺跡
4		垣生城跡・斎院烏山遺跡	43		出作南遺跡
5		津田山古墳群・南斎院町遺跡	44		出作遺跡
6		東垣生八反地遺跡・余戸柳井田遺跡	45		東古泉遺跡
7		宮前川遺跡	46		神崎遺跡
8		御産所古墳群	47		松前城跡
9		岩子山・北斎院中津遺跡群	48		伊予神社遺跡
10		客谷・大池東古墳群	49		出作宝剣田遺跡
11		大峰ヶ台遺跡	50		神崎福德遺跡
12		朝美遺跡・朝美澤廃寺	51		伊予神社遺跡 2
13		古照遺跡・南江戸遺跡群	52		上三谷篠田・鶴吉遺跡
14		南江戸下沖遺跡	53	伊予市	本谷池南古墳
15		持田本村遺跡	54		高殿古墳
16		松山城跡（一部国指定史跡）	55		茶臼山古墳
17		枝松遺跡	56		宮下新池古墳
18		小坂・中村遺跡群	57		風呂ヶ谷古墳
19		朝生田廃寺	58		百太夫古墳
20		釜ノ口遺跡	59		猪の窪 1 号墳
21		天山古屋敷遺跡	60		下三谷片山・太郎丸遺跡
22		土亀山遺跡	61		下三谷北組 II 遺跡
23		天山古墳群	62		土井池南遺跡
24		東山古墳群	63		上野 III 遺跡
25		石井遺跡	64		上野松本遺跡
26		北土居宮寺遺跡	65		上野松本西遺跡
27		伝中村廃寺	66		旗屋遺跡 II
28		東石井宝来遺跡	67		旗屋遺跡 I
29		持田遺跡	68		東谷南遺跡
30		北斎院地内遺跡	69		宮下南組遺跡
31		若草町遺跡	70		ハザ池遺跡
32		東石井遺跡	71		名護池 I 遺跡
33		余戸弘川遺跡	72		名護池 II 遺跡
34		白山神社古墳	73		長尾池遺跡
35		辻町遺跡	74		長尾遺跡
36		北井門遺跡	75		上野 II 遺跡
37		古川遺跡	76		土井池東遺跡
38		余戸中ノ孝遺跡	77		本谷池遺跡
39		南吉田南代遺跡	78		宮下遺跡

表 3.3-81(2) 対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況

No.	市町	名称	No.	市町	名称
79	伊予市	寺山遺跡	121	伊予市	田ノ浦2号墳
80		長泉寺遺跡	122		田ノ浦4号墳
81		雨が森遺跡	123		田ノ浦5号墳
82		東谷遺跡	124		田ノ浦3号墳
83		八倉宮ノ北I遺跡	125		猪の窪3号墳
84		八倉宮ノ北II遺跡	126		猪の窪4号墳
85		八倉篠原廃寺	127		猪の窪5号墳
86		八倉篠原遺跡	128		猪の窪6号墳
87		龍塚遺跡	129		猪の窪7号墳
88		坂本日吉神社古墳	130		猪の窪8号墳
89		篠原遺跡	131		猪の窪9号墳
90		金松山遺跡	132		猪の窪10号墳
91		伊曾能神社遺跡	133		猪の窪11号墳
92		総津遺跡	134		猪の窪12号墳
93		蓼原遺跡I	135		寺山1号墳
94		蓼原遺跡II	136		寺山2号墳
95		下三谷北組I遺跡	137		長泉寺1号墳
96		本谷池北遺跡	138		長泉寺2号墳
97		旗屋遺跡	139		八倉寺山1号墳
98		田ノ浦西遺跡	140		八倉寺山2号墳
99		上三谷遺跡	141		八倉寺山西古墳
100		上三谷篠田・鶴吉遺跡	142		明神山古墳
101		平松遺跡	143		北谷古墳
102		宮下新池遺跡	144		吹上の森3号墳
103		名護遺跡	145		吹上の森4号墳
104		伊予神社遺跡	146		吹上の森5号墳
105		上野銭坪遺跡	147		八倉寺山南古墳
106		伊予小学校遺跡	148		東谷古墳
107		宮下新池南遺跡	149		長尾1号墳
108		上野本村遺跡	150		長尾2号墳
109		向山遺跡	151		長尾3号墳
110		伊予八倉6号墳	152		長尾5号墳
111		龍塚古墳	153		6長尾6号墳
112		龍塚南古墳	154		長尾7号墳
113		龍塚西古墳	155		向山2号墳
114		八倉二つ塚古墳	156		皇子塚
115		天王塚古墳	157		上野松本古墳
116		伊予八倉1号墳	158		上野古墳
117		伊予八倉4号墳	159		猪の窪2号墳
118		伊予八倉5号墳	160		大人塚古墳
119		八倉城跡	161		向山1号墳
120		田ノ浦1号墳	162		吹上の森1号墳

表 3.3-81(3) 対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財の状況

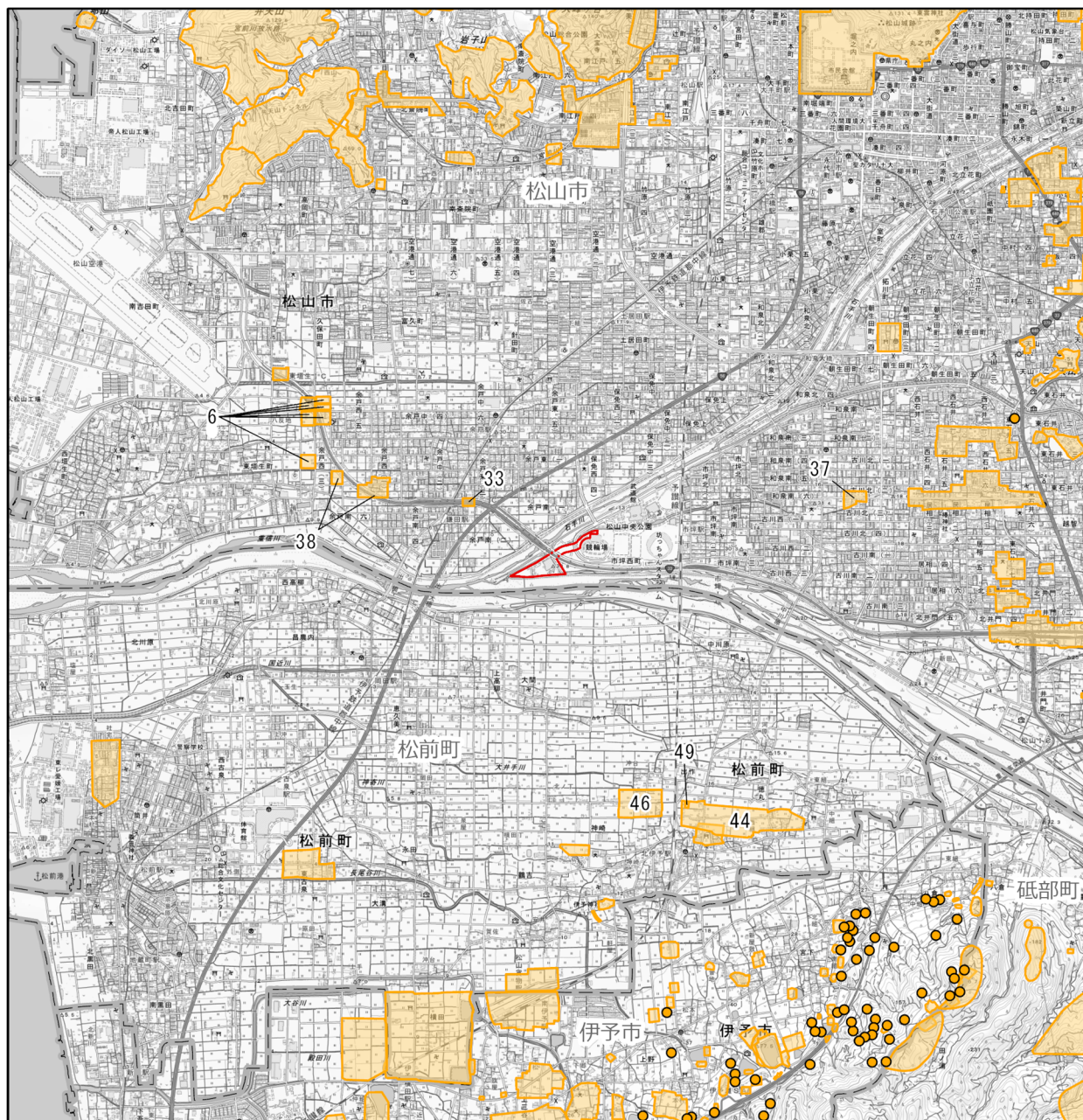
No.	市町	名称	No.	市町	名称
163	伊予市	雨が森古墳	171	砥部町	田ノ浦古墳群
164		吹上の森2号墳	172		砥部八倉古墳群
165	砥部町	拾町遺跡	173		三角古墳群
166		円通寺遺跡	174		水満田西古墳群
167		田ノ浦Ⅰ遺跡	175		重光古墳
168		田ノ浦Ⅱ遺跡	176		麻生城跡
169		砥部八倉山遺跡	177		八倉城跡
170		砥部八倉遺跡	178		坂面山（八倉山）城跡

出典：「埋蔵文化財包蔵地図及び一覧表(松山地区)」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「周知の埋蔵文化財包蔵地」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)

「伊予市埋蔵文化財包蔵地地図」(令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ)

「砥部町埋蔵文化財包蔵地地図」(令和7年10月閲覧、砥部町ホームページ)



対象事業実施区域

埋蔵文化財包蔵地

注) 図中の番号は、表 3.3-81 に対応している。なお、番号については、対象事業実施区域から約 2km 以内にある埋蔵文化財について示した。

出典：「埋蔵文化財包蔵地図及び一覧表(松山地区)」(令和7年10月閲覧、松山市ホームページ)

「周知の埋蔵文化財包蔵地」(令和7年10月閲覧、松前町ホームページ)

「伊予市埋蔵文化財包蔵地地図」(令和7年10月閲覧、伊予市ホームページ)

「砥部町埋蔵文化財包蔵地地図」(令和7年10月閲覧、砥部町ホームページ)

1:50,000

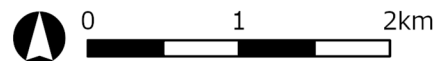


図 3.3-28 対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地